

第10次朝日町高齢者保健福祉計画 第9期朝日町介護保険事業計画

【令和6(2024)年度～令和8(2026)年度】



令和6年3月
朝日町

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨と背景.....	1
2 計画の性格と位置付け.....	2
3 計画の策定体制.....	4
4 介護保険制度の改正内容.....	5
第2章 高齢者を取り巻く現状・課題.....	7
1 総人口および高齢者人口の推移.....	7
2 要介護認定者の推移.....	9
3 アンケート調査結果からみた現状.....	11
4 課題のまとめ.....	39
5 日常生活圏域の設定.....	44
6 前期計画の計画値と実績表の比較.....	45
第3章 基本理念と施策の体系.....	48
1 基本理念.....	48
2 基本目標.....	49
3 計画の体系.....	51
第4章 施策の展開.....	52
基本目標Ⅰ 積極的な社会参加の促進.....	52
基本目標Ⅱ 健康づくりと介護予防の一体的な取組.....	54
基本目標Ⅲ 高齢者を支える地域共生への環境づくり.....	60
基本目標Ⅳ 地域包括ケアシステムの深化・推進.....	69
基本目標Ⅴ 持続可能な介護保険事業の基盤整備.....	83

第5章 介護保険サービスの見込量と介護保険料.....	93
1 保険料推計の手順.....	93
2 介護保険サービスの見込量.....	94
3 保険料基準額の設定.....	100
4 所得段階別保険料の設定.....	101
 第6章 計画の推進・評価・見直し.....	 103
1 計画運用に関するPDCAサイクルの推進.....	103
2 計画の推進のために.....	104
3 推進体制の整備・強化.....	104
 資料編	 106
1 朝日町高齢者施策検討委員会設置要綱.....	106
2 検討委員会名簿.....	108
3 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の分析（抜粋）	109

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

わが国の高齢者人口（65歳以上の人口）は近年一貫して増加を続けており、令和2（2020）年の国勢調査では高齢化率は28.8%となっています。また、令和7（2025）年には、いわゆる団塊世代が75歳以上となり、国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢化社会を迎えることが見込まれます。

全国でみれば、65歳以上人口は令和22（2040）年を超えるまで、75歳以上人口は令和37（2055）年まで増加傾向が続きます。そして要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は令和42（2060）年頃まで増加傾向が続くことが見込まれます。

一方で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれ、今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを越える地域もあるなど、人口構成の変化や介護ニーズ等の動向は地域ごとに異なります。こうした地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要です。

本町では、令和3年3月に策定した「第9次朝日町高齢者保健福祉計画・第8期朝日町介護保険事業計画」において、基本理念である「高齢者の安心と自立生活を実現するまち」の実現に向け、高齢者を支える基盤づくりや施策を整理し、地域共生社会の実現に向けた取組の推進、医療・介護の連携の推進、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等を進めてきましたが、このたび計画期間が満了することから、国の第9期計画の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「第10次朝日町高齢者保健福祉計画・第9期朝日町介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の性格と位置付け

(1) 根拠法令等

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定により、本町において確保すべき高齢者福祉事業の量の目標を定め、供給体制の確保を図るものです。

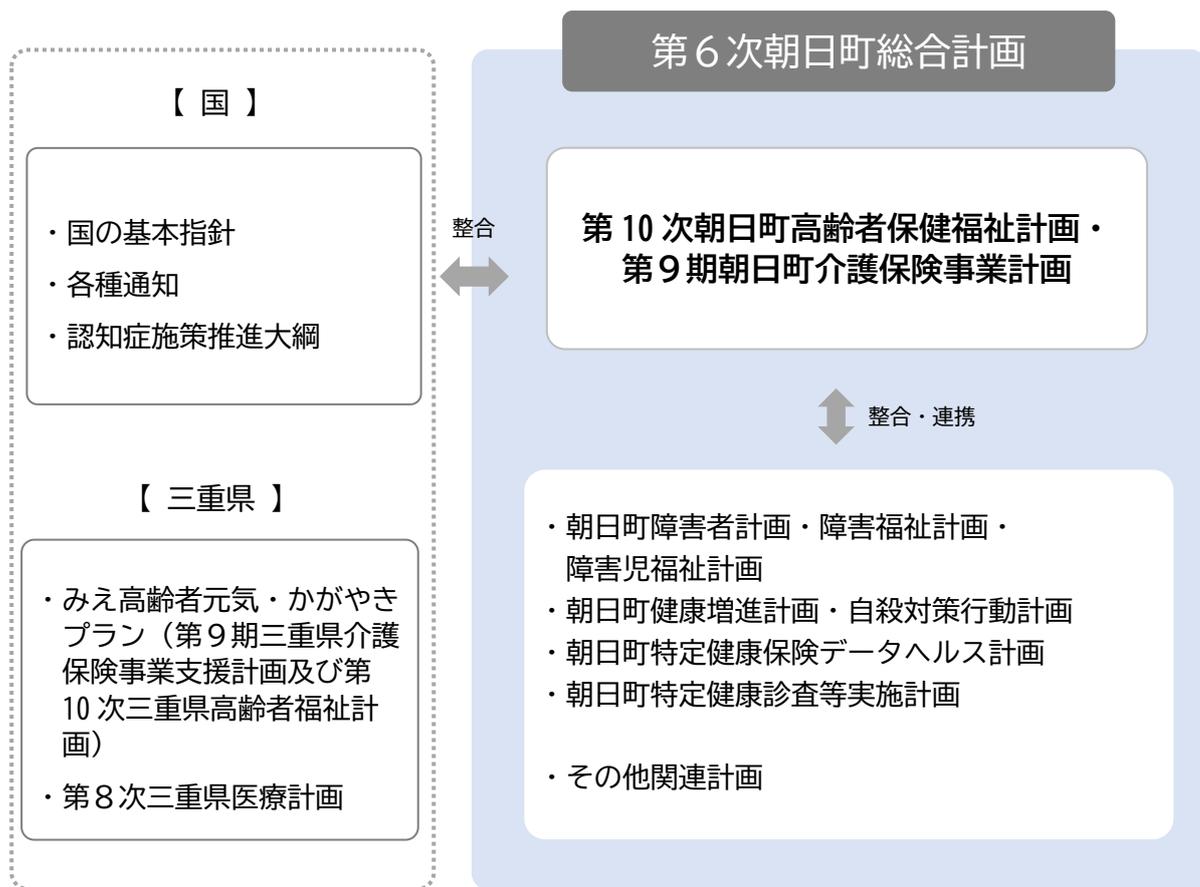
介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定により、本町における要介護者等の人数、要介護者のサービスの利用意向等を勘案し、必要なサービス量を見込み、介護サービスを提供する体制を確保する等、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に資することを目的としたものです。

なお、両計画は、密接な関連性を持つことから一体のものとして定めることとされています。

(2) 関連計画との関係

本計画は「第6次朝日町総合計画」を上位計画とする福祉分野の計画であり、「朝日町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「朝日町健康増進計画・自殺対策行動計画」等本町が策定する他の計画との整合を図って策定しています。

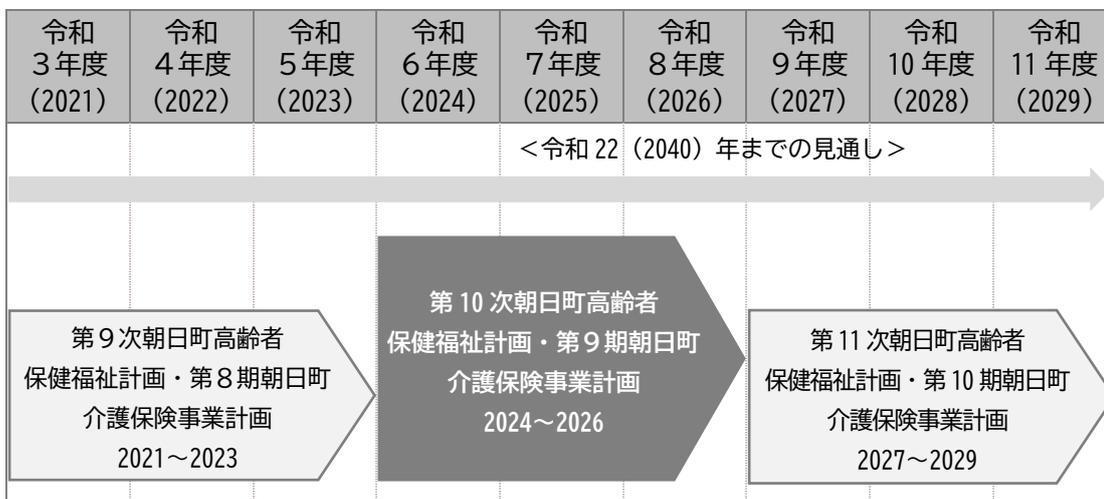
さらに、三重県が策定する「みえ高齢者元気・かがやきプラン」「三重県医療計画」との連携を図って策定しています。



(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

現役世代が急減する令和22（2040）年を見据えた中長期的な視点を持つものであるとともに、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図ることができるものとします。



|| 3 計画の策定体制

(1) 朝日町高齢者施策検討委員会による検討

高齢者保健福祉事業・介護保険事業の運営には、幅広い関係者の協力を得て、地域の実情に応じたものとするのが求められるため、保健・医療・福祉関係者等によって構成される「朝日町高齢者施策検討委員会」を設置し、本計画の策定にあたって、各種施策等の計画内容を協議・検討し、意見や要望の集約を図りました。

(2) 計画策定への町民参加

本計画の策定にあたって、高齢者やその介護者の実態や課題、意見や要望等を把握するために、一般高齢者等を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」（以下「ニーズ調査」という。）及び要支援・要介護認定者を対象とした「介護実態調査」を実施し、計画策定の基礎資料としました。

(3) パブリックコメントの実施

より多くの町民の意見を反映させるため、令和5年12月15日から令和6年1月15日までパブリックコメントを実施しました。

(4) 庁内関係課相互間の連携

本計画における施策や取り組みは、福祉分野にとどまらず本庁の企画、保健、医療、労働、住宅、交通等広範な分野にわたるため、他の関連する担当課との連携はもとより、関連機関との相互連携を図りながら、計画策定を進めました。

4 介護保険制度の改正内容

第9期介護保険事業の基本指針（大臣告示）においては、介護保険部会よりポイントが示されています。

（社会保障審議会介護保険部会（第107回） 令和5年7月10日より）

◆第9期介護保険事業の基本指針の基本的な考え方

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待

- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

- ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

- ③ 保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の共同化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

第2章

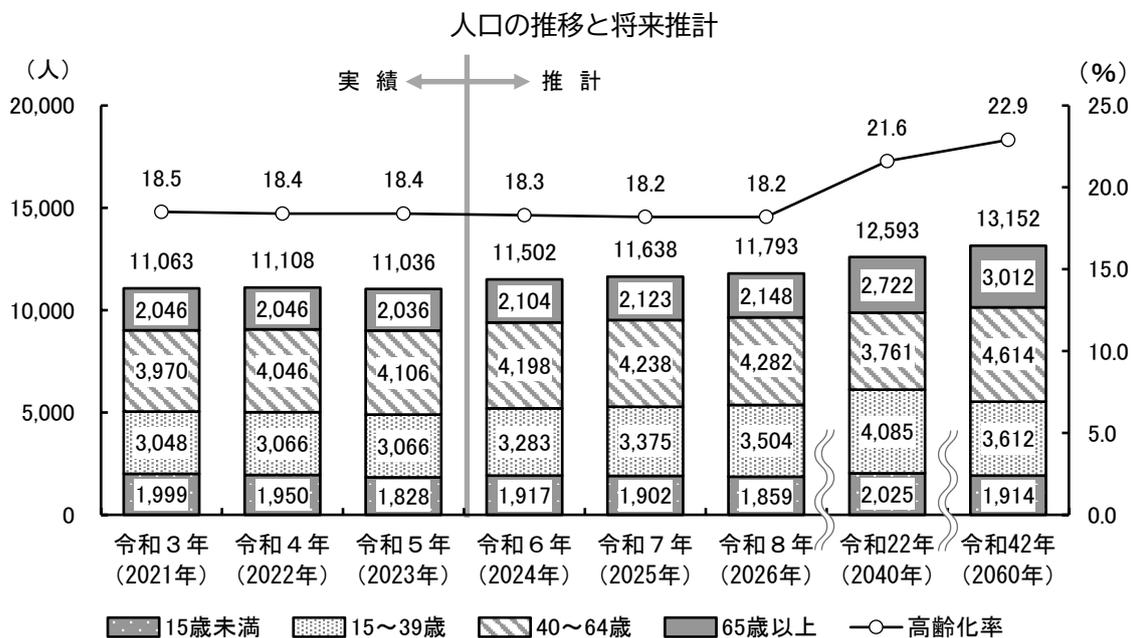
高齢者を取り巻く現状・課題

1 総人口および高齢者人口の推移

本町の総人口は、令和5（2023）年9月30日現在、11,036人となり、令和3（2021）年の11,063人から27人減少しており、65歳以上の高齢者人口も2,036人となり、令和3（2021）年の2,046人から10人減少しています。

なお、15～64歳までの生産年齢人口は増加していることから、高齢化率は減少し、令和5（2023）年では18.4%となっています。

令和42（2060）年までの人口推計をみると、計画期間中の令和6（2024）年から令和8（2026）年では、生産年齢人口の増加が見込まれ総人口も増加し続ける見込みとなっています。ただし、高齢者人口は微増にとどまることから、高齢化率は微減する見込みです。さらにその先、令和22（2040）年以降は、高齢者数が大幅に増加する見込みです。

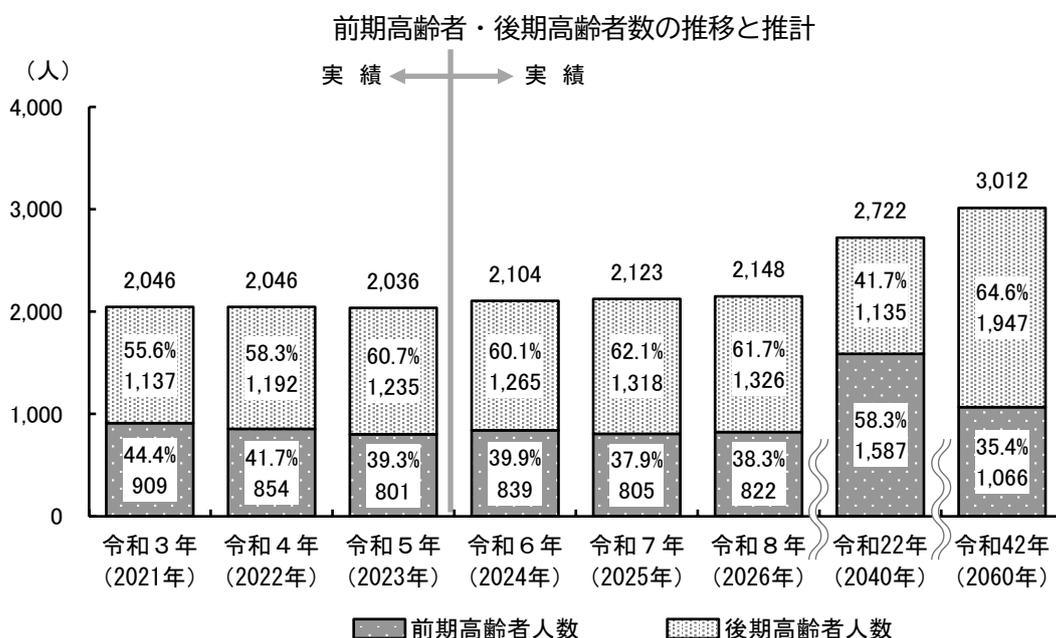


資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）、推計値は実績値をもとにコーホート変化率法で算出し、第6次朝日町総合計画令和42（2060）年の総人口推計に合わせ補正しています。
 なお、年齢階級別の内訳は実績値の変化に即しているため、総合計画の人口推計と必ずしも一致しません。

前期高齢者・後期高齢者数の推移をみると、令和5（2023）年9月30日現在、65～74歳までの前期高齢者数は801人、75歳以上の後期高齢者数は1,235人となっています。令和3（2021）年以降、高齢者人口に大きな変化はないものの、前期高齢者数は減少し、後期高齢者数は増加しています。

令和22（2040）年までの前期高齢者・後期高齢者数の推計をみると、計画期間中の令和6（2024）年から令和8（2026）年では、高齢者人口は微増傾向になり、前期高齢者数は微減から横ばい、後期高齢者数は増加で推移する見込みです。

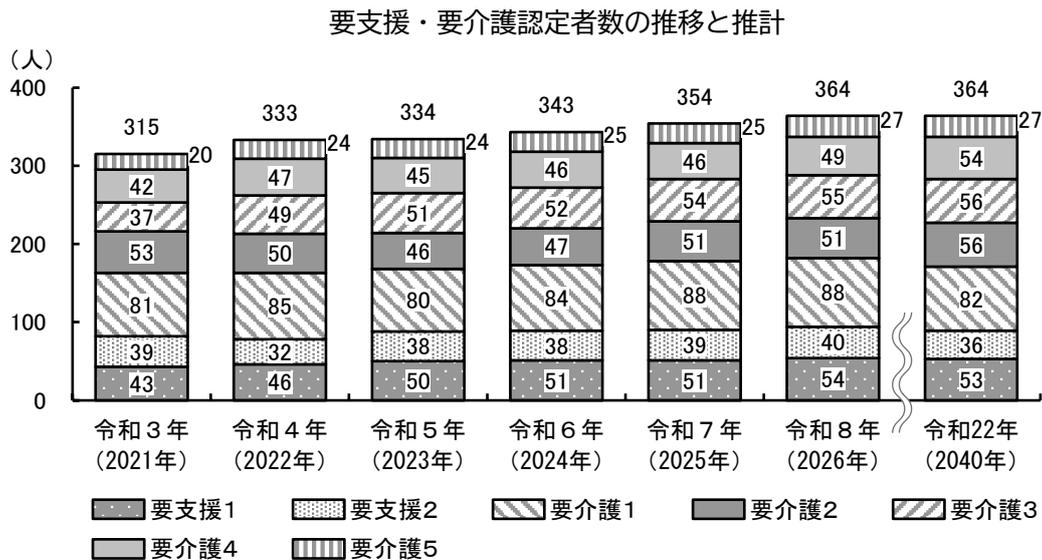
令和22（2040）年には、それ以前に増加していた生産年齢人口が65歳以上となることから前期高齢者数が急増する見込みです。



資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）、推計値はコーホート変化率法で算出し、第6次朝日町総合計画令和42（2060）年の総人口推計に合わせて補正したものを抽出しています。
 なお、年齢階級別の内訳は実績値の変化に即しているため、総合計画の人口推計と必ずしも一致しません。

2 要介護認定者の推移

要支援・要介護認定者数をみると、令和3（2021）年以降、わずかに増加し、令和5（2023）年9月末時点では334人となっています。要介護度別では、令和5（2023）年9月末時点、要介護1の認定者数が80人と最も多く、次いで要介護3の認定者数が51人となっています。一方、要支援2、要介護1、要介護2においては、令和3（2021）年9月末時点よりも各認定者数がわずかに減少しています。

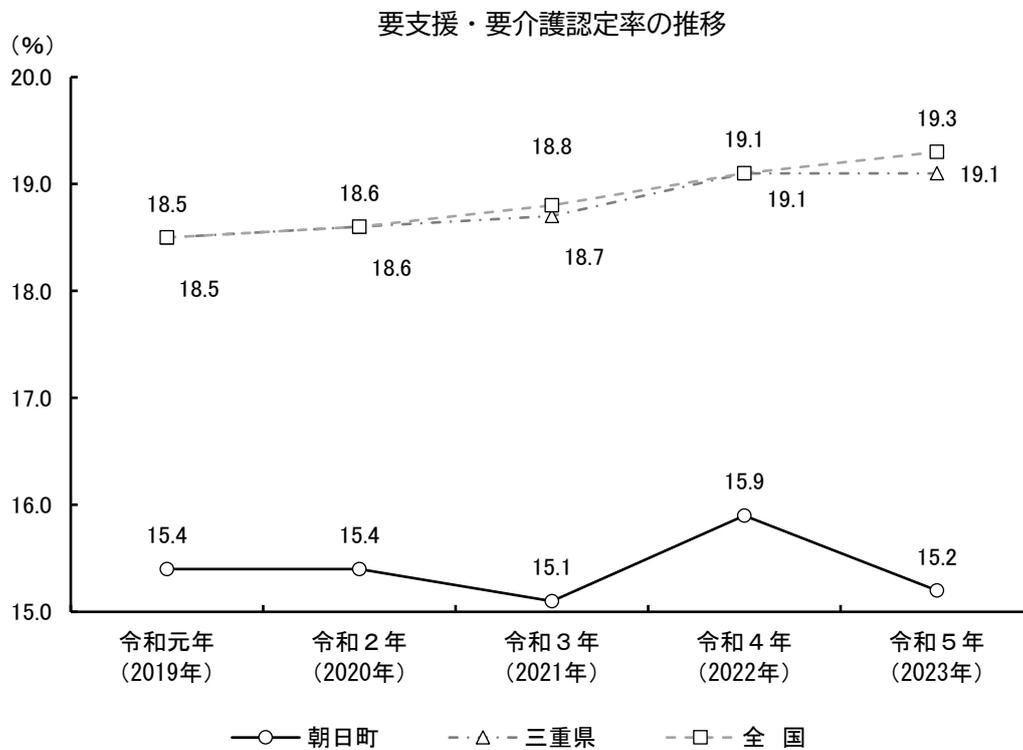


資料：令和5年までは介護保険事業報告（各年9月末現在）

令和6年以降は地域包括ケア「見える化」システムによる推計

要支援・要介護認定率の推移をみると、ほぼ横ばいで推移しており、令和5（2023）年9月末時点で15.2%となっています。

また、全国、三重県と比較すると、各年ともに全国、三重県の認定率を下回っています。



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末）（地域包括ケア「見える化」システム）

なお、認定率は住所地特例者を含む第1号被保険者数をもとに算出されています。

3 アンケート調査結果からみた現状

(1) 調査の概要

① 調査の目的

第10次朝日町高齢者保健福祉計画・第9期朝日町介護保険事業計画の策定にあたり、介護サービス利用者とサービス提供事業所との間に潜在化している不満や要望などを把握し、よりよいサービスの提供について事業所や保険者など関係機関の連携を基に目指していくためのアンケート調査を実施しました。

② 調査対象

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査：65歳以上の一般高齢者及び要支援、
要介護1、2認定者の方

介護実態調査：要支援、要介護認定者の方

介護保険事業所調査：町内事業所及び本町の被保険者が利用中の町外事業所

③ 調査期間

令和5年2月13日～2月28日

④ 調査方法

郵送配付・郵送回収

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,919 通	1,430 通	74.5%
介護実態調査	325 通	219 通	67.4%
介護保険事業所調査	172 通	82 通	47.7%

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の回収状況

地区名	調査対象者数 (人)	調査票の配布数 (人)	有効回答数 (人)	有効回答率 (%)
全 域	1,919	1,919	1,430	74.5
旧市街地区	1,821	1,821	1,338	73.5
縄生地区	323	323	268	83.0
朝日ヶ丘地区	248	248	174	70.2
小向地区	290	290	192	66.2
柿地区	632	632	462	73.1
埋縄地区	312	312	228	73.1
山王谷地区	16	16	14	87.5
住宅開発地区	88	88	64	72.7
向陽台地区	38	38	27	71.1
白梅東地区	24	24	16	66.7
白梅西地区	26	26	21	80.8
その他	10	10	8	80.0
地区不明	—	—	20	—

介護実態調査の回答状況

地区名	調査対象者数 (人)	調査票の配布数 (人)	有効回答数 (人)	有効回答率 (%)
全 域	325	325	219	67.4
旧市街地区	306	306	201	65.7
縄生地区	69	69	52	75.4
朝日ヶ丘地区	39	39	21	53.8
小向地区	49	49	33	67.3
柿地区	97	97	64	66.0
埋縄地区	46	46	27	58.7
山王谷地区	6	6	4	66.7
住宅開発地区	9	9	4	44.4
向陽台地区	3	3	1	33.3
白梅東地区	4	4	2	50.0
白梅西地区	2	2	1	50.0
その他	10	10	9	90.0
地区不明	—	—	5	—

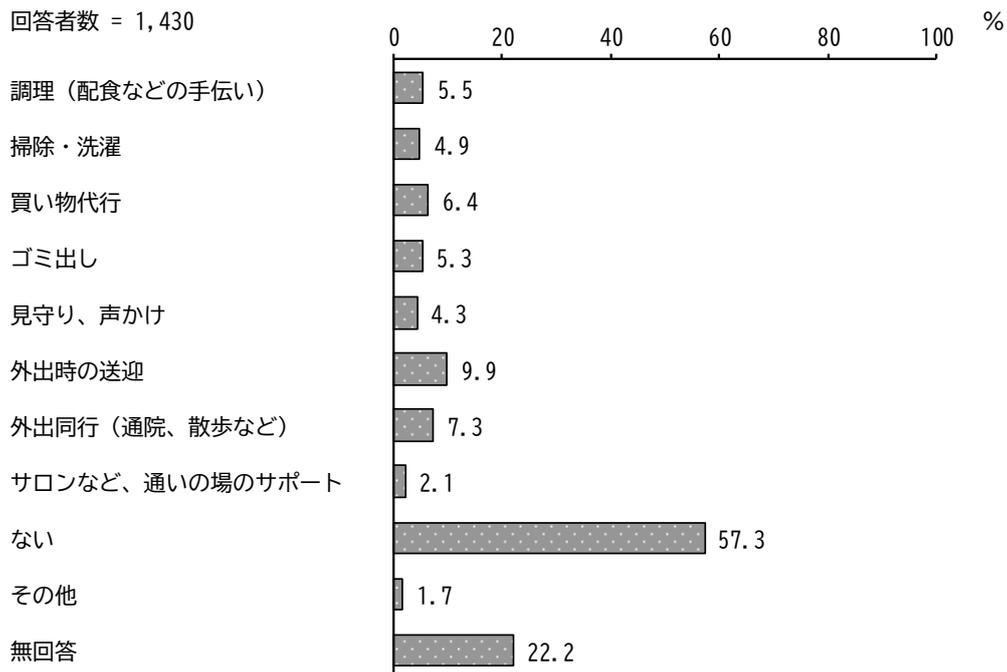
(2) 調査の結果

(2) - 1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

① 回答者属性

ア 日常的に受けたい支援

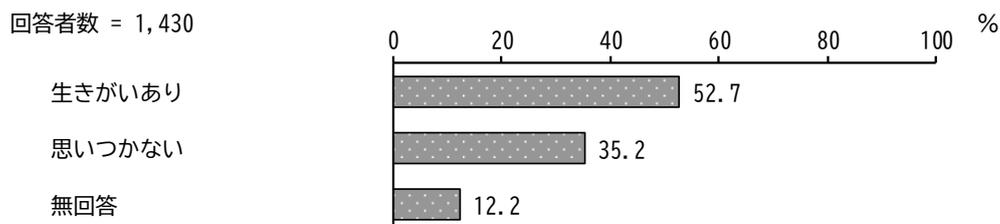
「ない」の割合が57.3%と最も高くなっています。



② 毎日の生活について

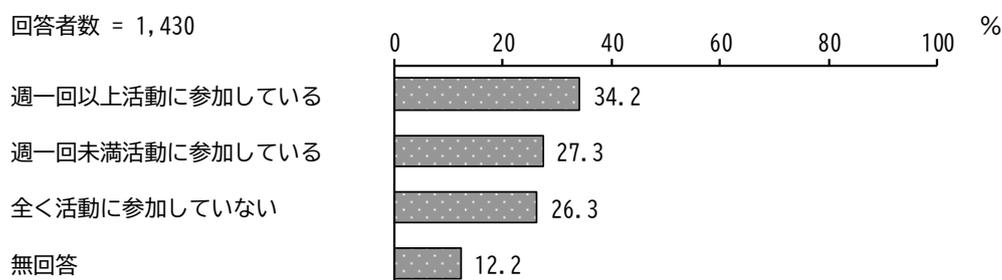
ア 生きがいの有無

「生きがいあり」の割合が52.7%、「思いつかない」の割合が35.2%となっています。



イ 地域活動への参加状況別

「週一回以上活動に参加している」の割合が34.2%と最も高く、次いで「週一回未満活動に参加している」の割合が27.3%、「全く活動に参加していない」の割合が26.3%となっています。

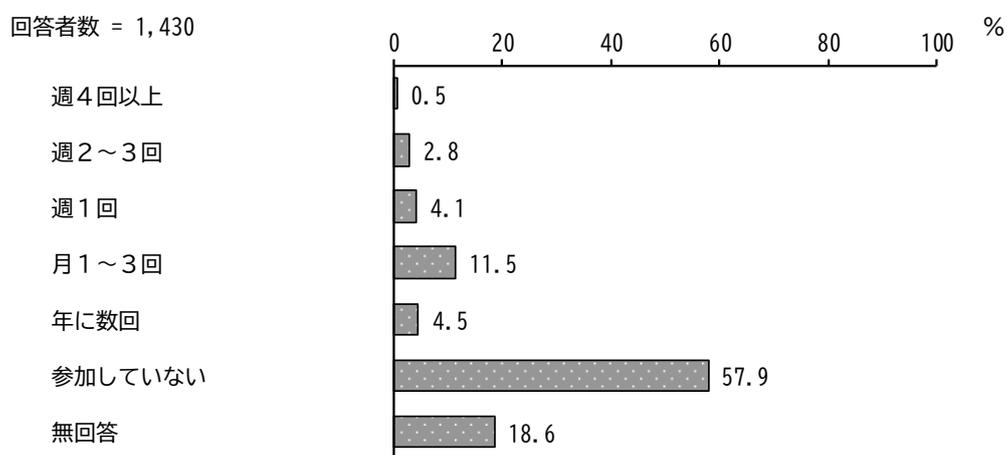


③ 地域での活動について

ア グループ等の参加頻度

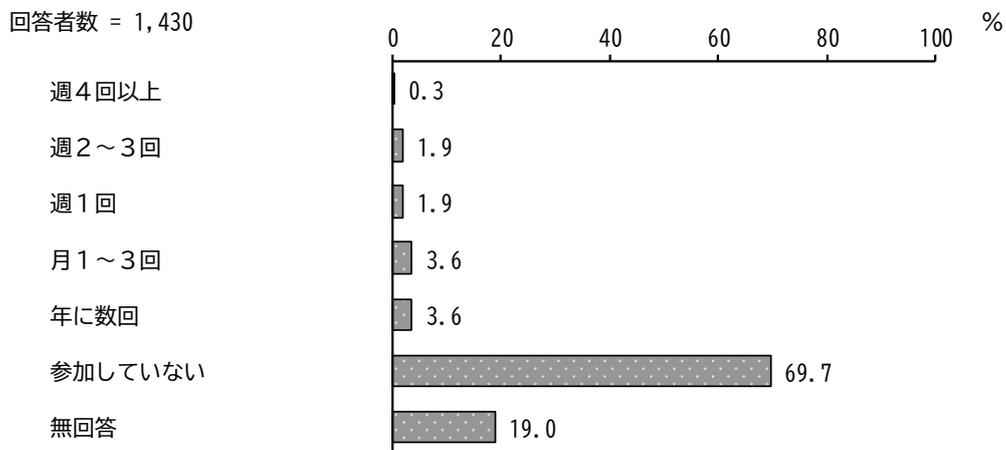
1. 趣味関係のグループ

「参加していない」の割合が57.9%と最も高く、次いで「月1～3回」の割合が11.5%となっています。



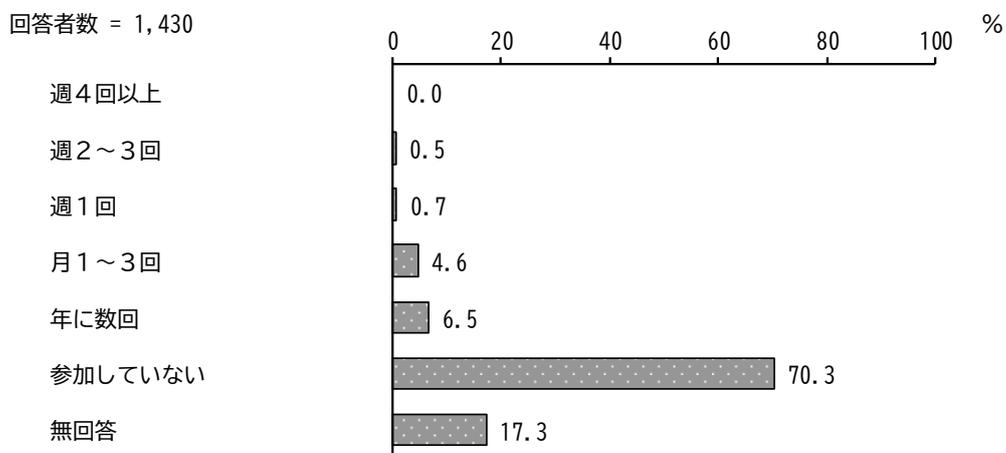
2. 介護予防のための通いの場（健康増進教室、げんきクラブ、サロンなど）

「参加していない」の割合が69.7%と最も高くなっています。



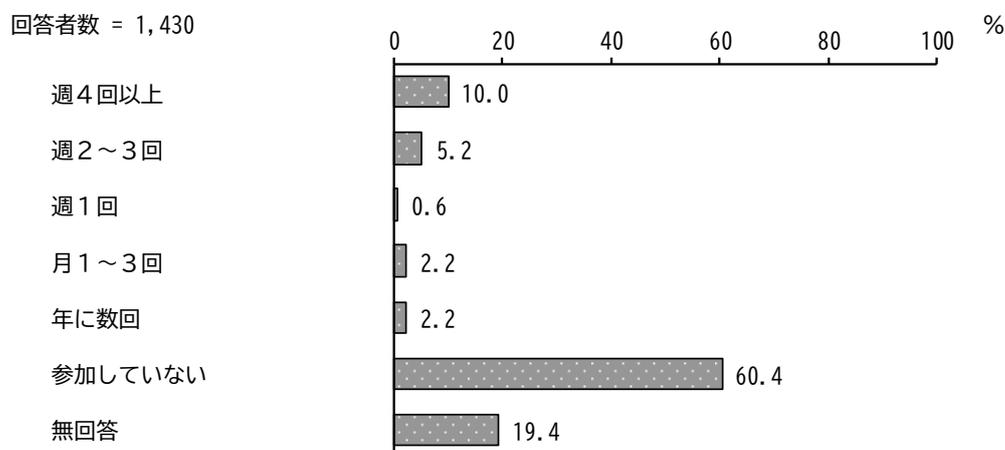
3. 老人クラブ

「参加していない」の割合が70.3%と最も高くなっています。



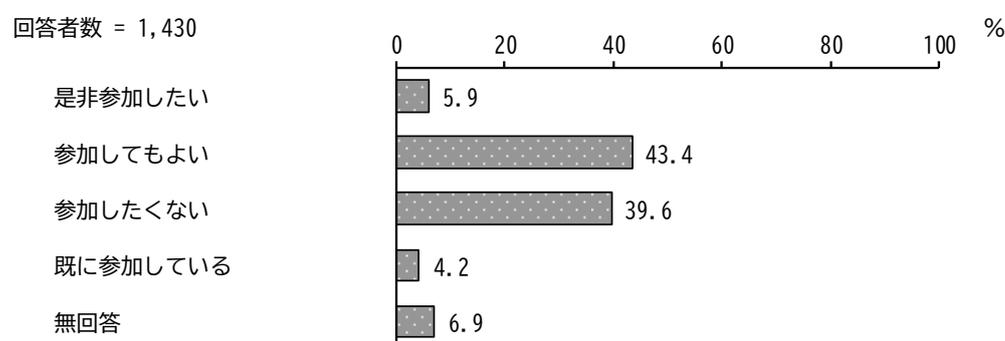
4. 収入のある仕事

「参加していない」の割合が60.4%と最も高く、次いで「週4回以上」の割合が10.0%となっています。



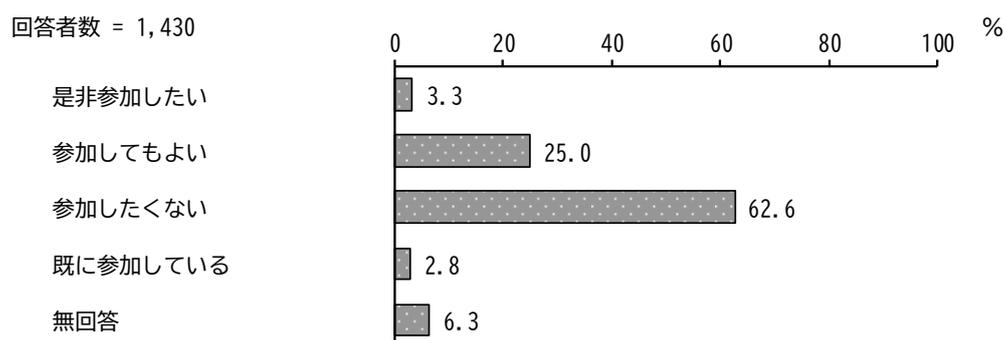
イ 地域づくりに参加者として参加したいか

「参加してもよい」の割合が43.4%と最も高く、次いで「参加したくない」の割合が39.6%となっています。



ウ 地域づくりに企画・運営（お世話役）として参加したいか

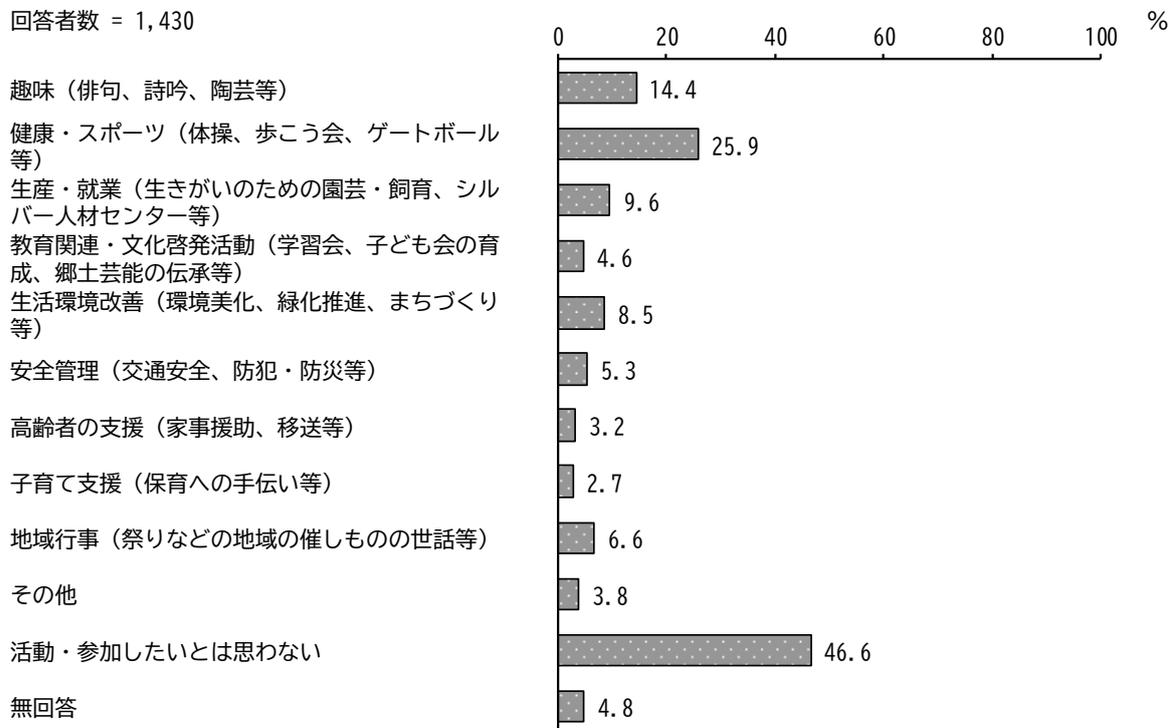
「参加したくない」の割合が62.6%と最も高く、次いで「参加してもよい」の割合が25.0%となっています。



エ 今後、個人または友人と行いたい活動

「活動・参加したいとは思わない」の割合が46.6%と最も高く、次いで「健康・スポーツ（体操、歩こう会、ゲートボール等）」の割合が25.9%、「趣味（俳句、詩吟、陶芸等）」の割合が14.4%となっています。

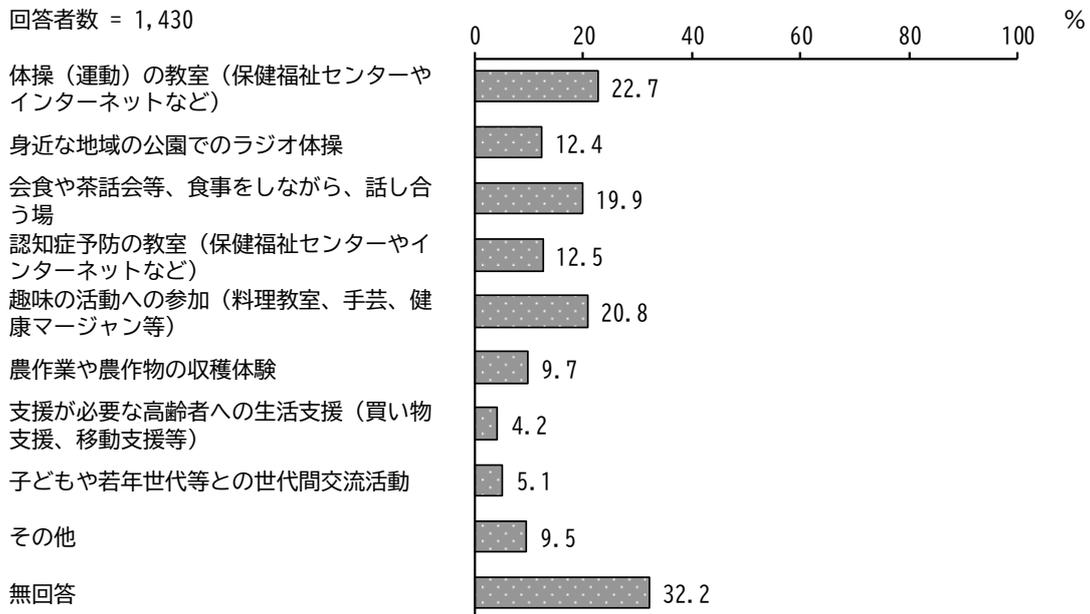
回答者数 = 1,430



オ 介護予防や健康づくりの活動で参加したいもの

「体操（運動）の教室（保健福祉センターやインターネットなど）」の割合が22.7%と最も高く、次いで「趣味の活動への参加（料理教室、手芸、健康マージャン等）」の割合が20.8%、「会食や茶話会等、食事をしながら、話し合う場」の割合が19.9%となっています。

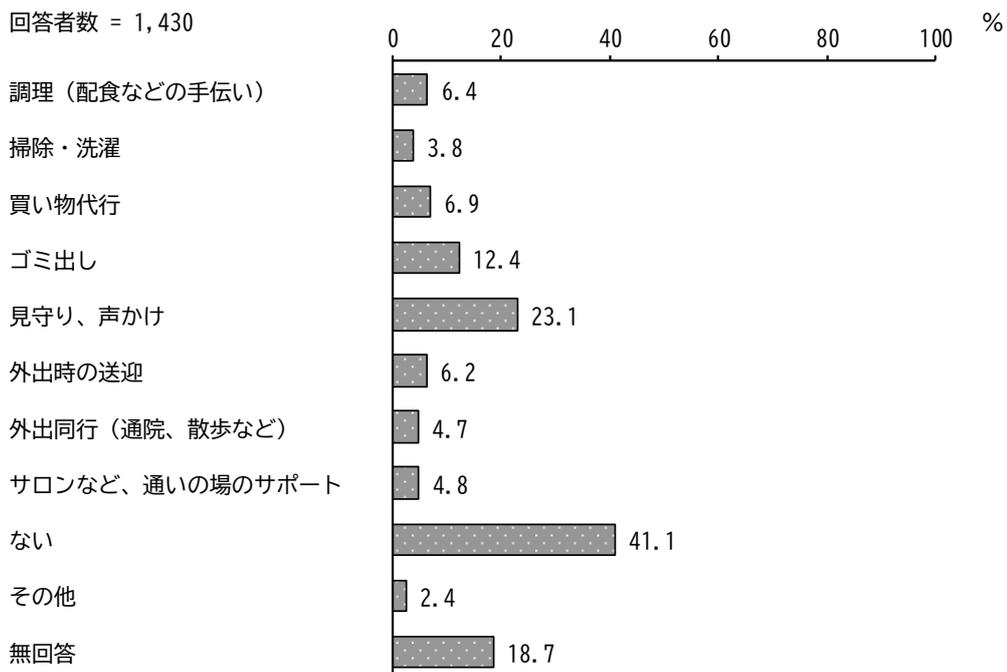
回答者数 = 1,430



カ 地域で可能な支援

「ない」の割合が41.1%と最も高く、次いで「見守り、声かけ」の割合が23.1%、「ゴミ出し」の割合が12.4%となっています。

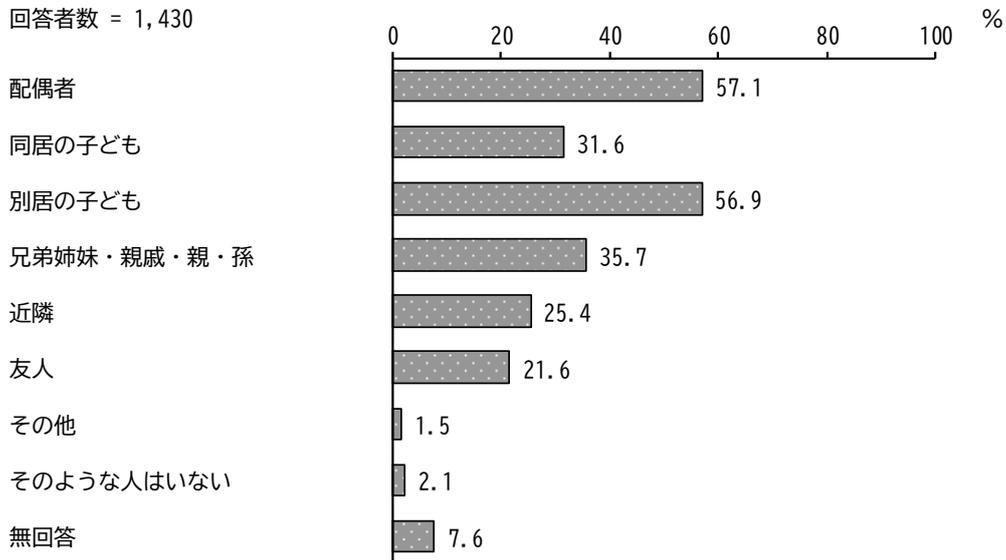
回答者数 = 1,430



④ たすけあいについて

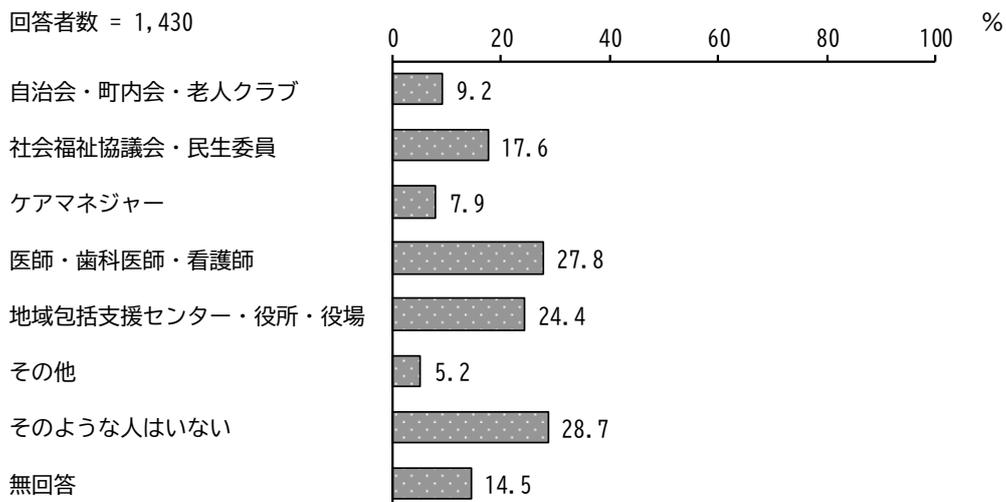
ア 災害時に助けてくれる人

「配偶者」の割合が57.1%と最も高く、次いで「別居の子ども」の割合が56.9%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」の割合が35.7%となっています。



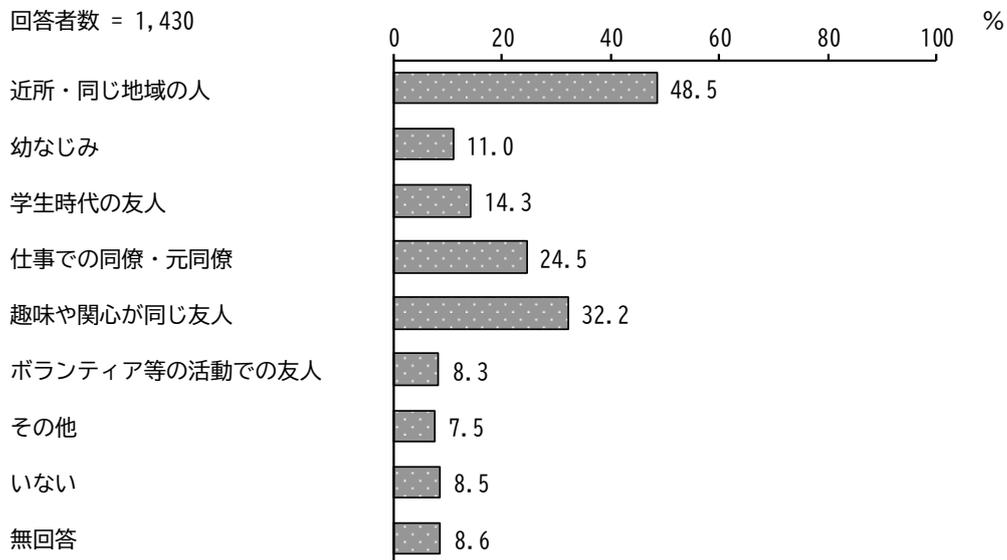
イ 家族や友人・知人以外で相談する相手

「そのような人はいない」の割合が28.7%と最も高く、次いで「医師・歯科医師・看護師」の割合が27.8%、「地域包括支援センター・役所・役場」の割合が24.4%となっています。



ウ よく会う友人・知人の関係

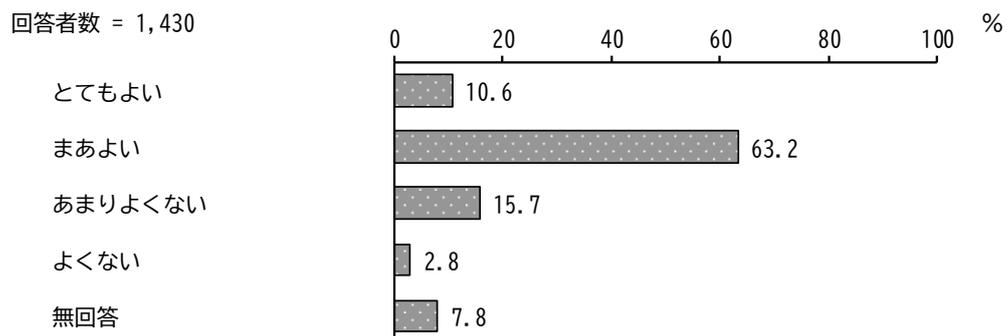
「近所・同じ地域の人」の割合が48.5%と最も高く、次いで「趣味や関心と同じ友人」の割合が32.2%、「仕事での同僚・元同僚」の割合が24.5%となっています。



⑤ 健康について

ア 健康状態

「まあよい」の割合が63.2%と最も高く、次いで「あまりよくない」の割合が15.7%、「とてもよい」の割合が10.6%となっています。

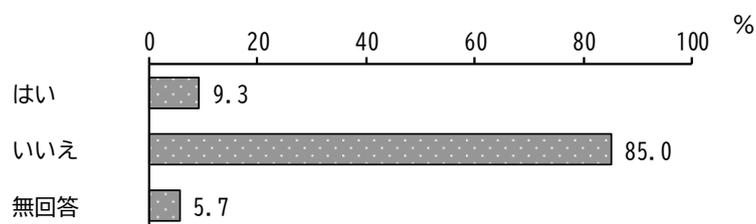


⑥ 認知症にかかる相談窓口の把握について

ア 自身または家族の認知症の症状についての有無

「はい」の割合が9.3%、「いいえ」の割合が85.0%となっています。

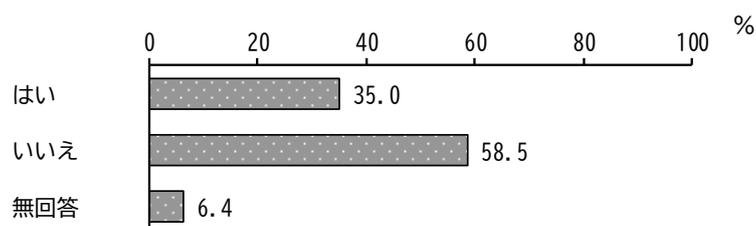
回答者数 = 1,430



イ 相談窓口の認知度

「はい」の割合が35.0%、「いいえ」の割合が58.5%となっています。

回答者数 = 1,430



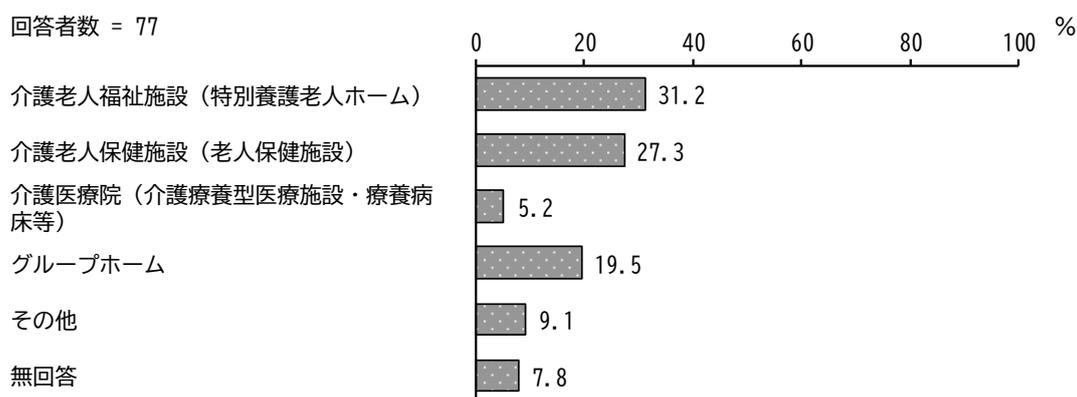
(2) - 2 介護実態調査

① 回答者属性

ア 入所・入居している施設の種類

「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」の割合が31.2%と最も高く、次いで「介護老人保健施設(老人保健施設)」の割合が27.3%、「グループホーム」の割合が19.5%となっています。

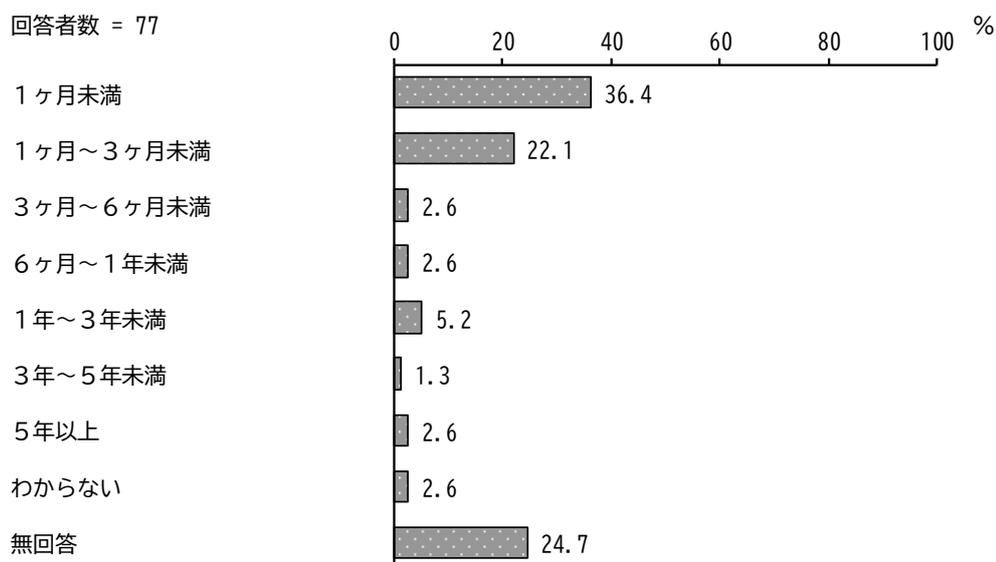
回答者数 = 77



イ 申し込みから施設に入所・入居までの期間

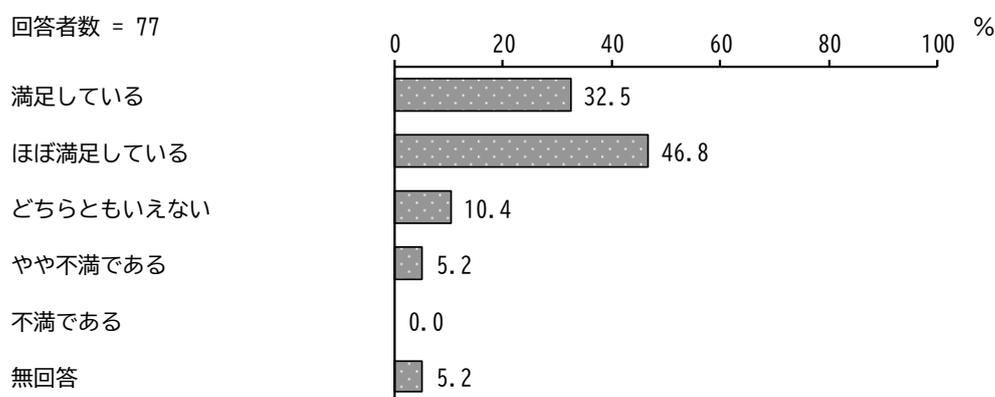
「1ヶ月未満」の割合が36.4%と最も高く、次いで「1ヶ月～3ヶ月未満」の割合が22.1%となっています。

回答者数 = 77



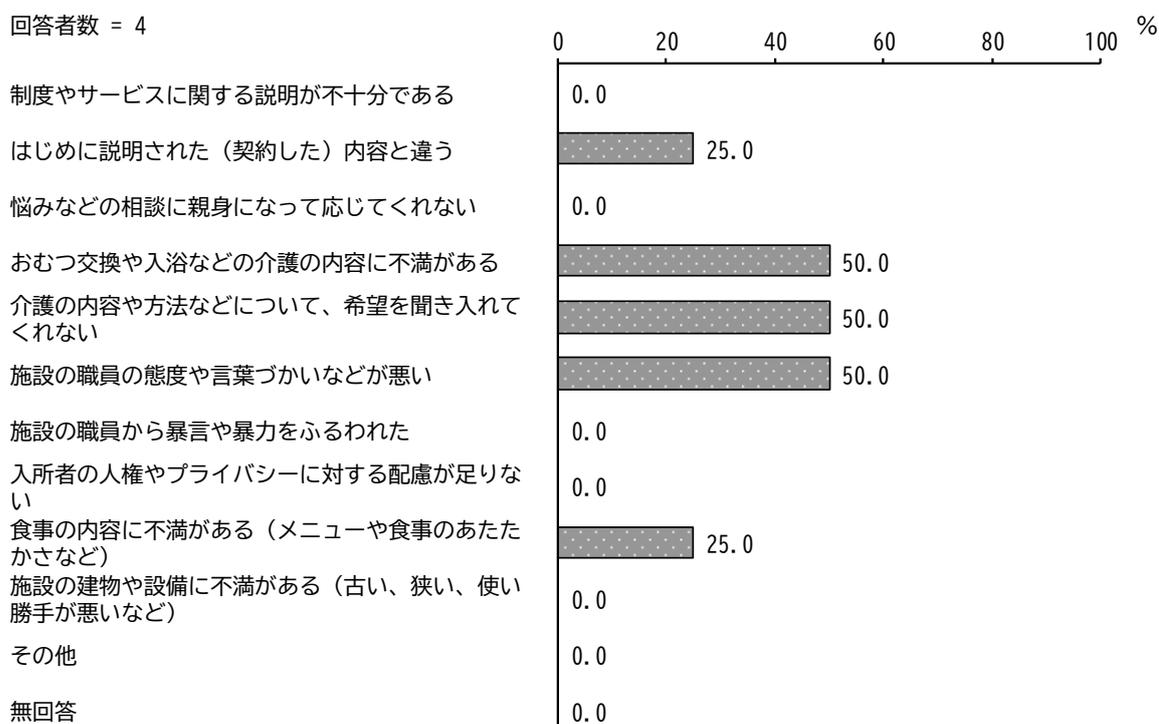
ウ 施設のサービスについて

「ほぼ満足している」の割合が46.8%と最も高く、次いで「満足している」の割合が32.5%、「どちらともいえない」の割合が10.4%となっています。



エ 施設のサービスに不満な理由

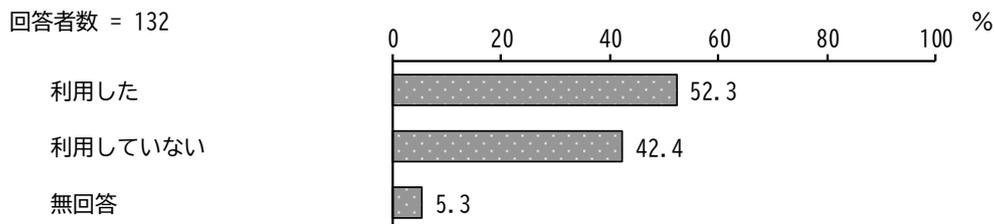
「おむつ交換や入浴などの介護の内容に不満がある」、「介護の内容や方法などについて、希望を聞き入れてくれない」、「施設の職員の態度や言葉づかいなどが悪い」が2件となっています。



② 支援・サービス・訪問診療の利用状況・ニーズについて

ア 介護保険サービスの利用（令和5年1月の1か月の間に、住宅改修、福祉用具貸与・購入以外）

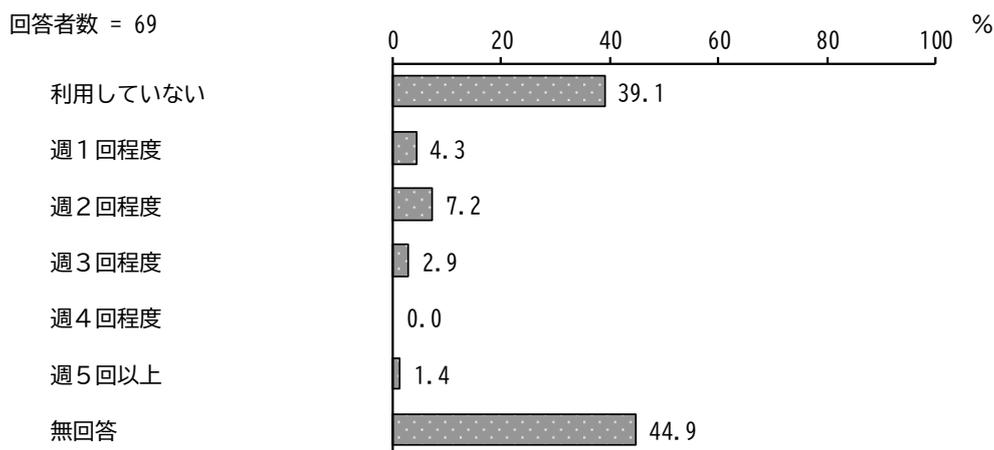
「利用した」の割合が52.3%、「利用していない」の割合が42.4%となっています。



イ 1週間あたりの利用回数

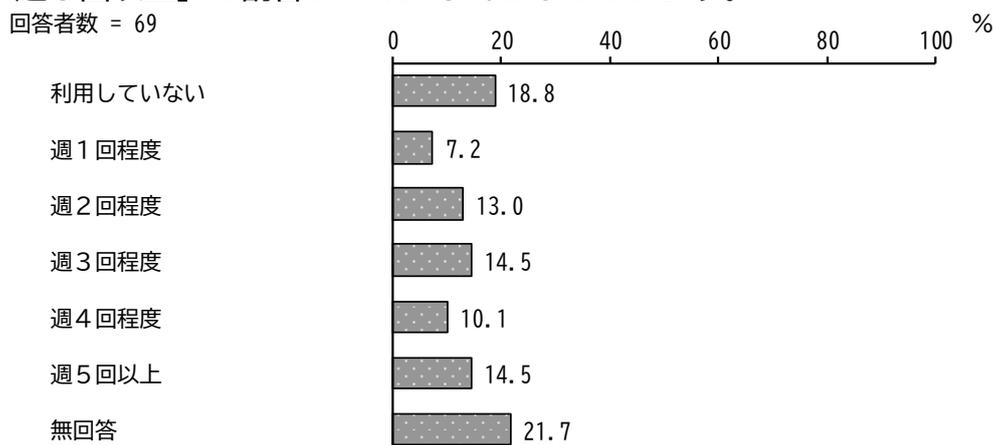
1. 訪問介護（ホームヘルプサービス）

「利用していない」の割合が39.1%と最も高くなっています。



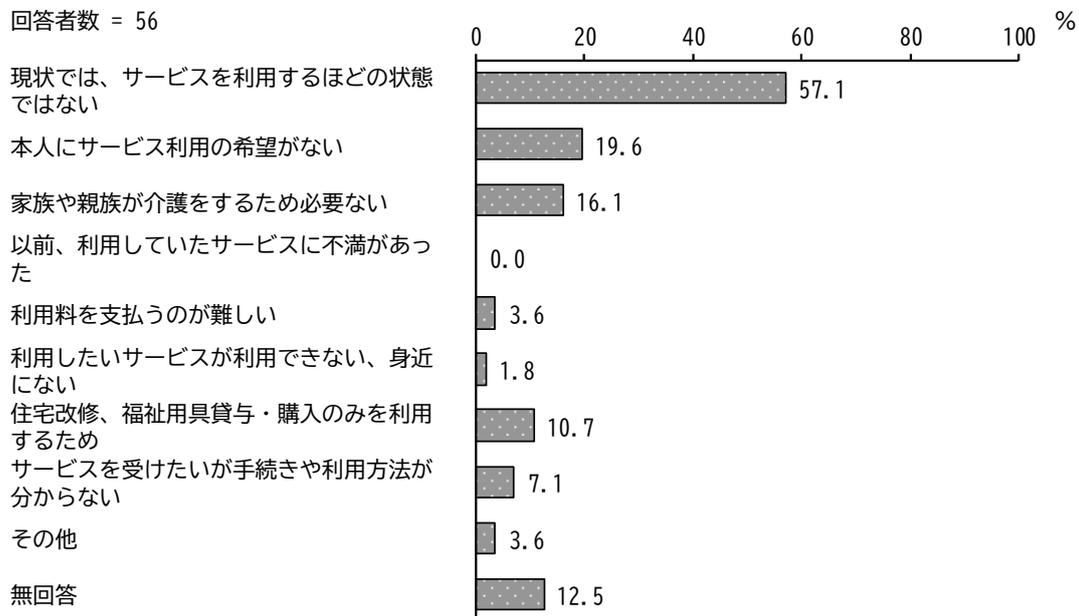
2. 通所介護（デイサービス）

「利用していない」の割合が18.8%と最も高く、次いで「週3回程度」、「週5回以上」の割合が14.5%となっています。



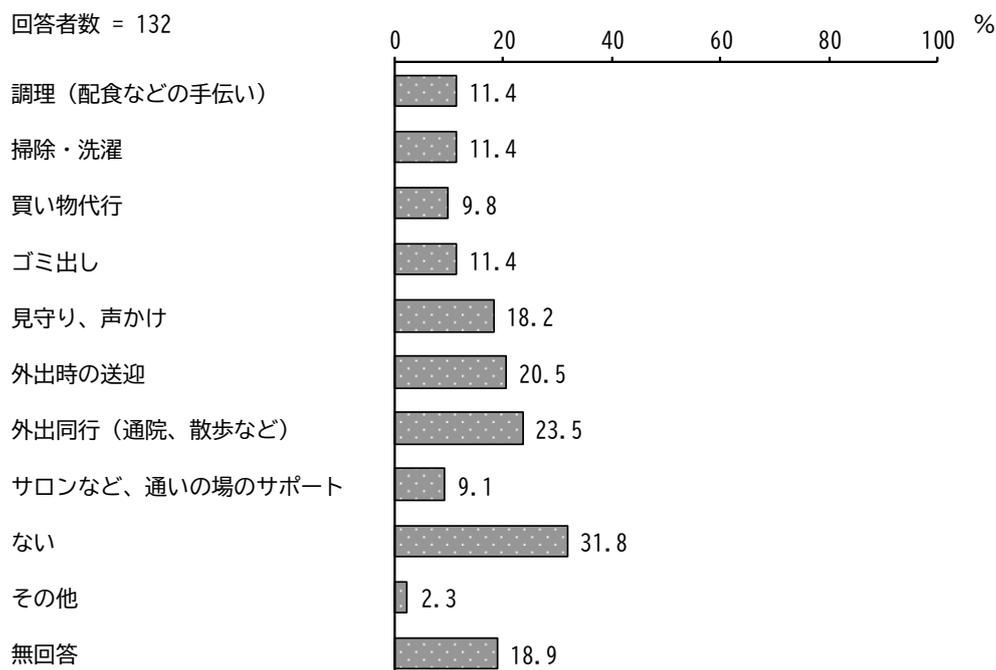
ウ 介護保険サービスを利用していない理由

「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」の割合が57.1%と最も高く、次いで「本人にサービス利用の希望がない」の割合が19.6%、「家族や親族が介護をするため必要ない」の割合が16.1%となっています。



エ 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

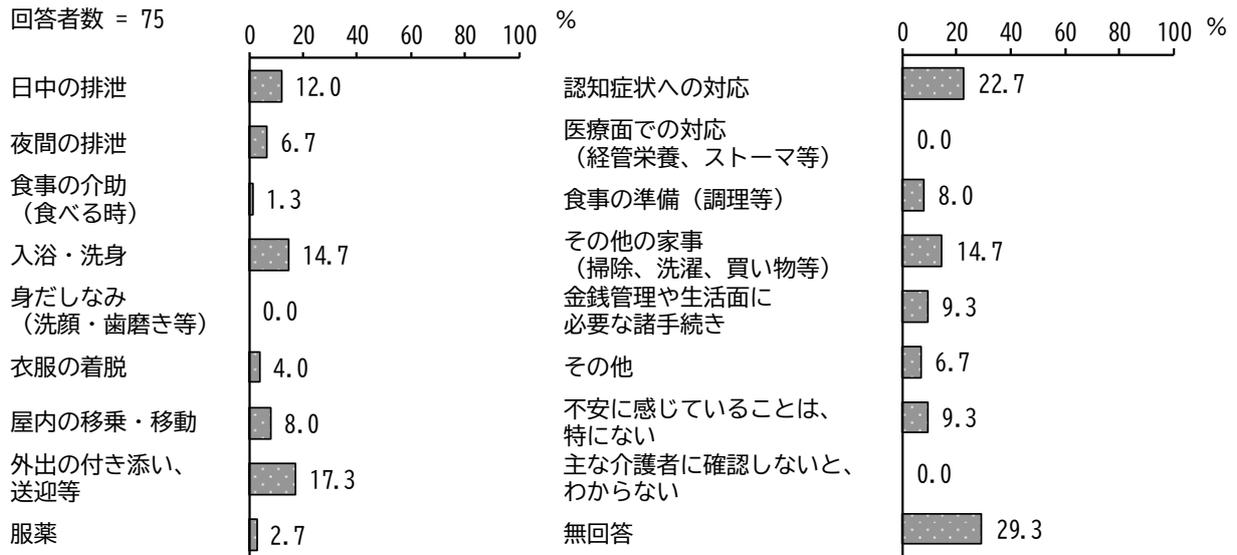
「ない」の割合が31.8%と最も高く、次いで「外出同行（通院、散歩など）」の割合が23.5%、「外出時の送迎」の割合が20.5%となっています。



③主な介護者の方について

ア 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等

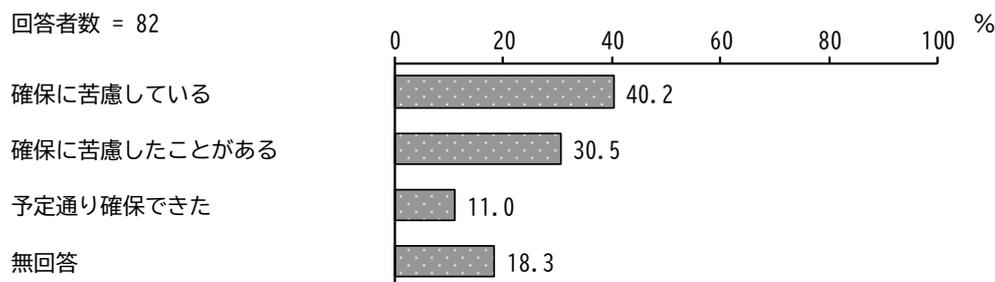
「認知症状への対応」の割合が22.7%と最も高く、次いで「外出の付き添い、送迎等」の割合が17.3%、「入浴・洗身」、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」の割合が14.7%となっています。



(2) - 3 介護保険事業所調査

ア 介護職員の確保について

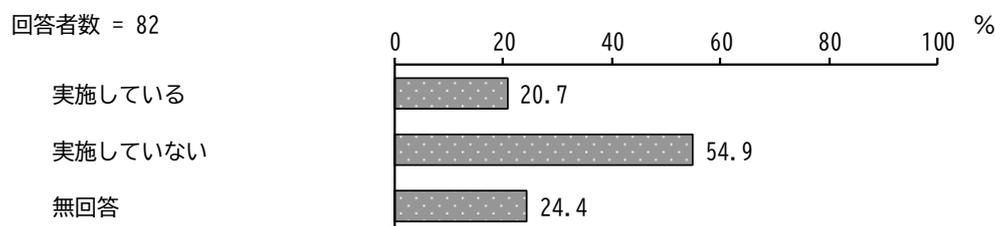
「確保に苦慮している」の割合が40.2%と最も高く、次いで「確保に苦慮したことがある」の割合が30.5%、「予定通り確保できた」の割合が11.0%となっています。



イ 介護サービスの現在の実施状況と今後の実施予定

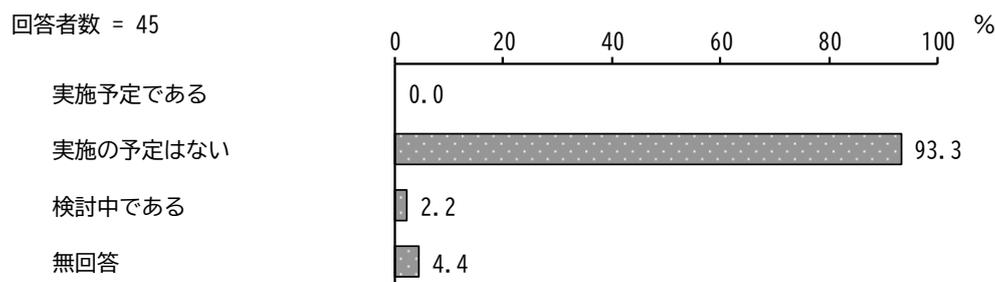
1-1. 訪問介護（ホームヘルプサービス） 現在

「実施している」の割合が20.7%、「実施していない」の割合が54.9%となっています。



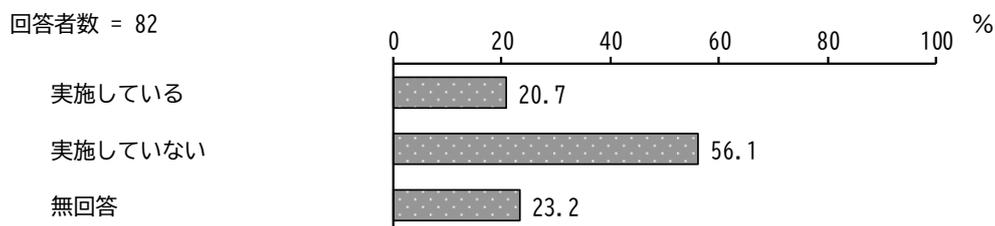
1-2. 今後

「実施の予定はない」の割合が93.3%と最も高くなっています。



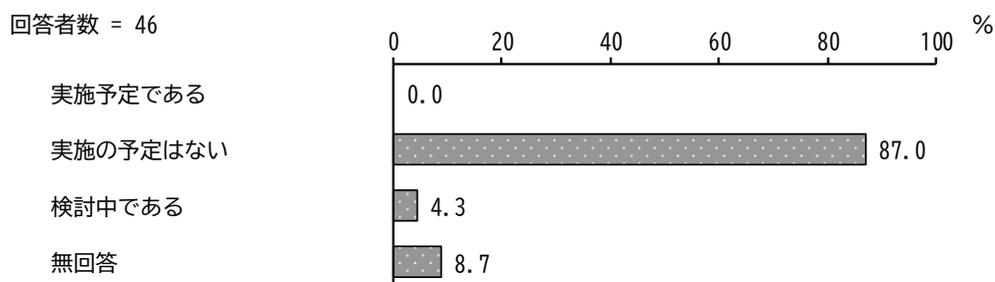
2-1. 通所介護（デイサービス） 現在

「実施している」の割合が20.7%、「実施していない」の割合が56.1%となっています。



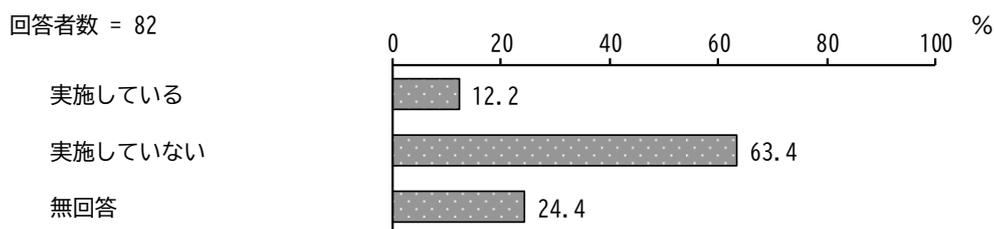
2-2. 今後

「実施の予定はない」の割合が87.0%と最も高くなっています。



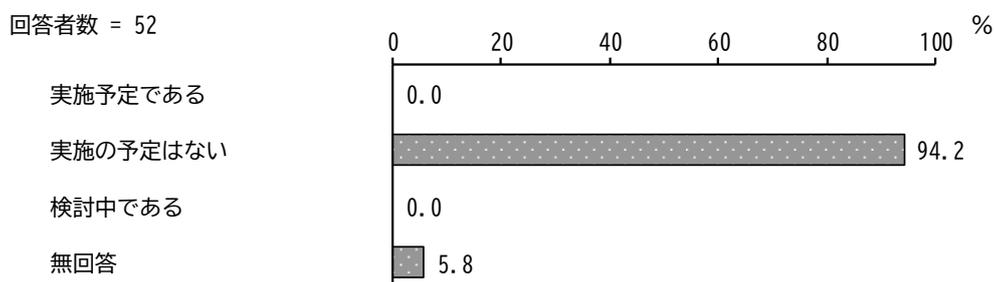
3-1. 住宅改修 現在

「実施している」の割合が12.2%、「実施していない」の割合が63.4%となっています。



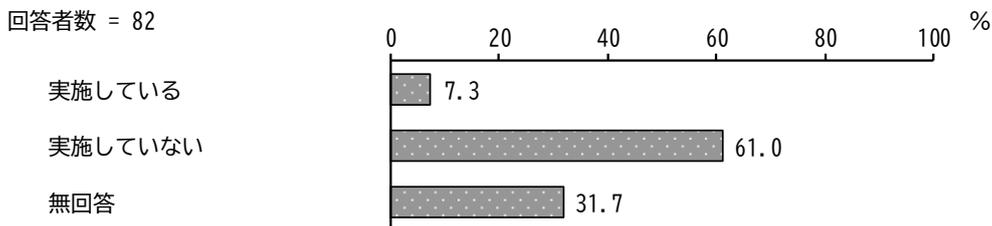
3-2. 今後

「実施の予定はない」の割合が94.2%と最も高くなっています。



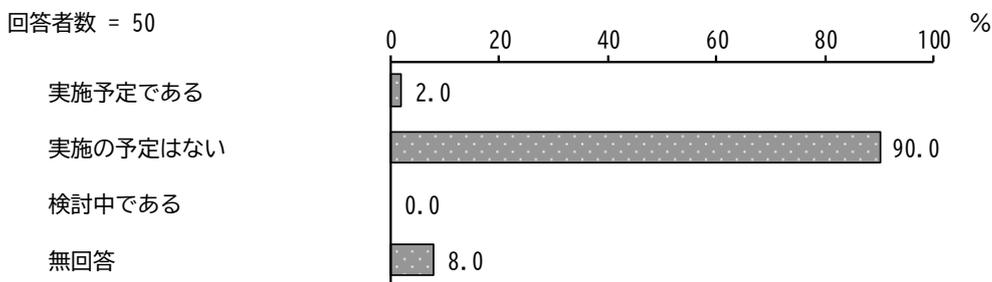
4-1. 介護予防サービス（認知症・うつ対策） 現在

「実施している」の割合が7.3%、「実施していない」の割合が61.0%となっています。



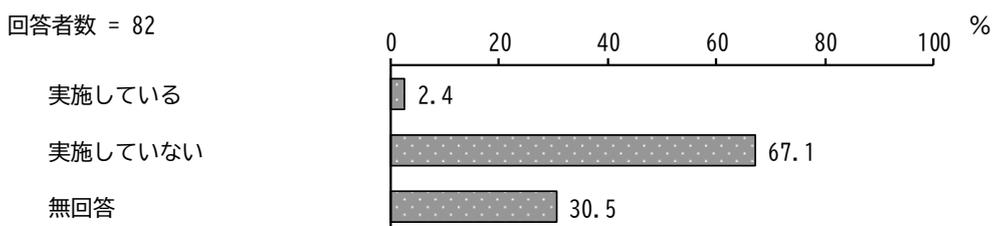
4-2. 今後

「実施の予定はない」の割合が90.0%と最も高くなっています。



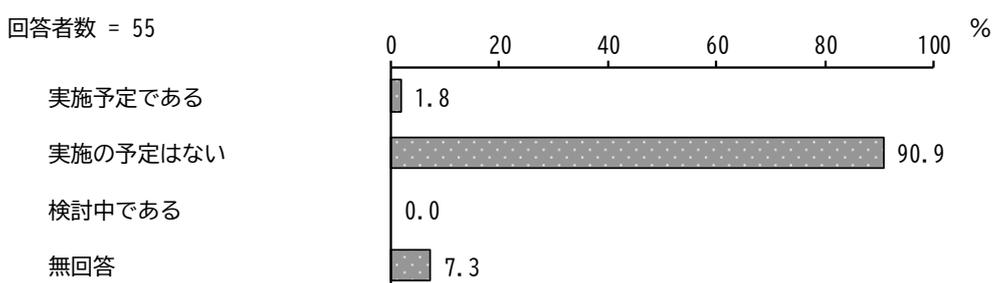
5-1. 介護予防サービス（口腔機能低下予防） 現在

「実施している」の割合が2.4%、「実施していない」の割合が67.1%となっています。



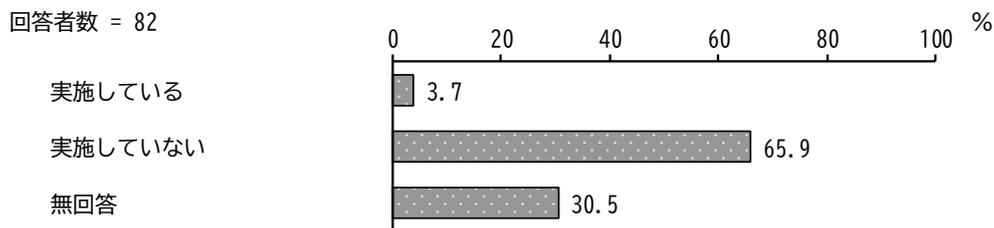
5-2. 今後

「実施の予定はない」の割合が90.9%と最も高くなっています。



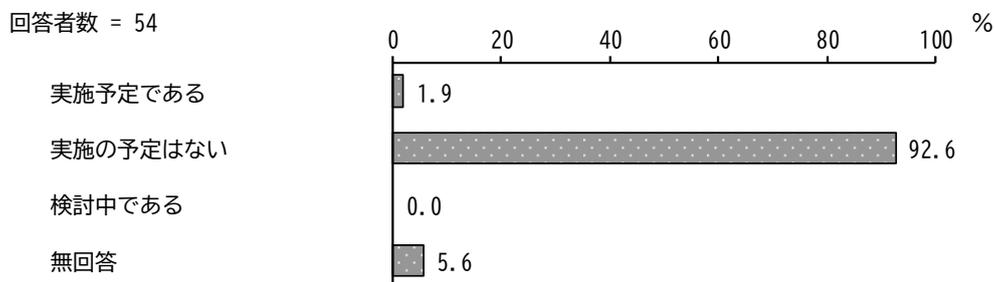
6-1. 介護予防サービス（栄養改善対策） 現在

「実施している」の割合が3.7%、「実施していない」の割合が65.9%となっています。



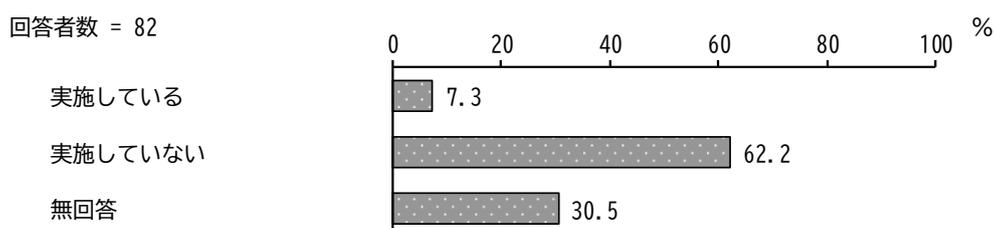
6-2. 今後

「実施の予定はない」の割合が92.6%と最も高くなっています。



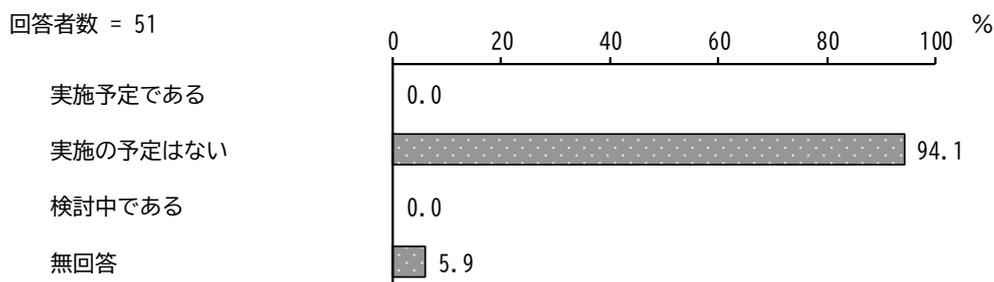
7-1. 介護予防サービス（運動機能向上対策） 現在

「実施している」の割合が7.3%、「実施していない」の割合が62.2%となっています。



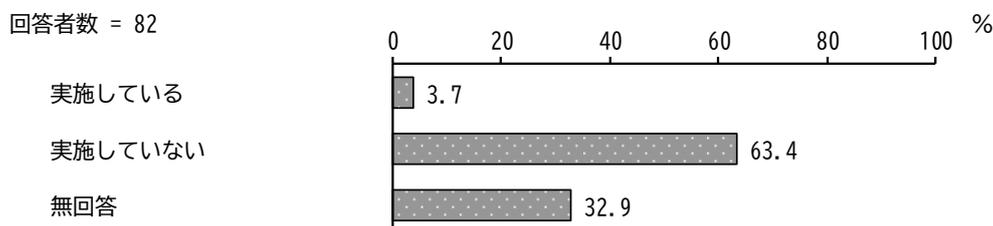
7-2. 今後

「実施の予定はない」の割合が94.1%と最も高くなっています。



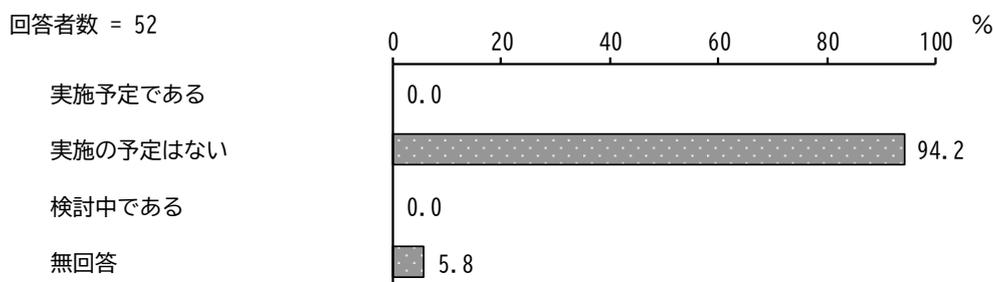
8-1. 介護予防サービス（閉じこもり予防） 現在

「実施している」の割合が3.7%、「実施していない」の割合が63.4%となっています。



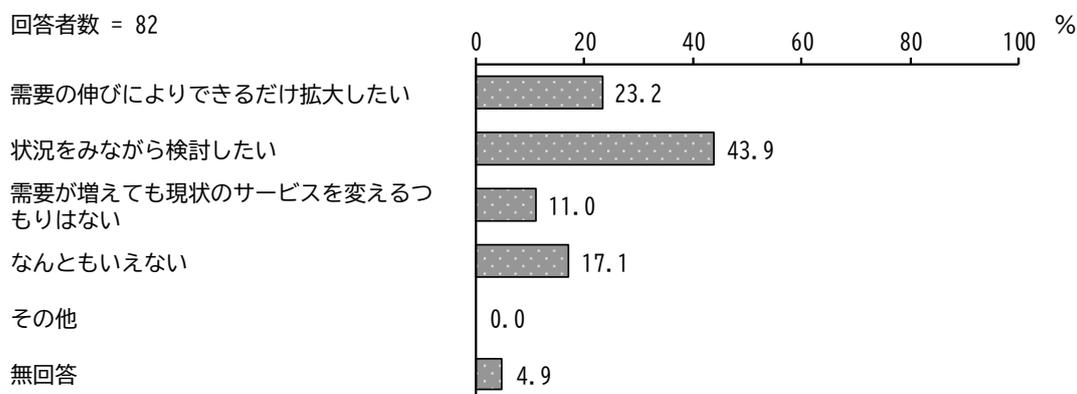
8-2. 今後

「実施の予定はない」の割合が94.2%と最も高くなっています。



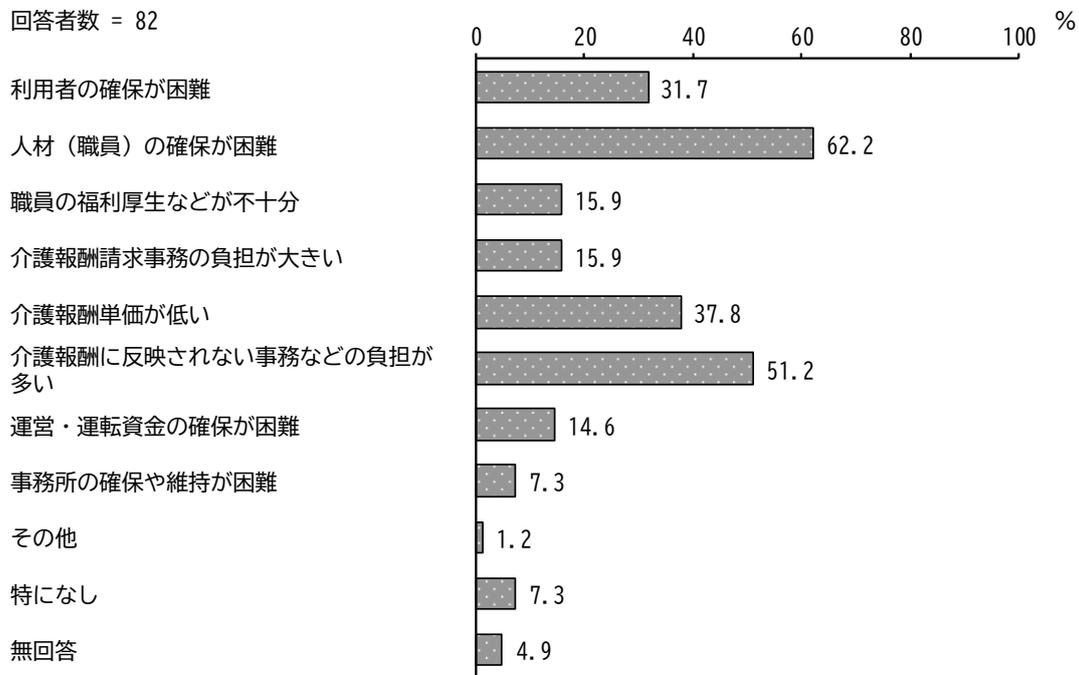
ウ 令和5年度以降の介護保険サービスの提供について

「状況をみながら検討したい」の割合が43.9%と最も高く、次いで「需要の伸びによりできるだけ拡大したい」の割合が23.2%、「なんともいえない」の割合が17.1%となっています。



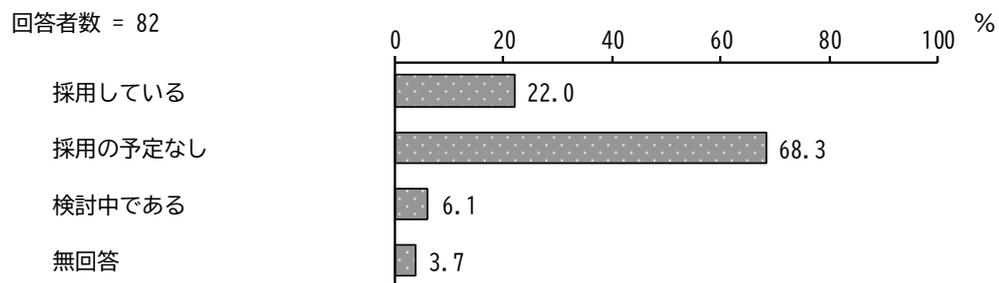
エ 介護保険サービス事業を行ううえで、問題点や課題

「人材（職員）の確保が困難」の割合が62.2%と最も高く、次いで「介護報酬に反映されない事務などの負担が多い」の割合が51.2%、「介護報酬単価が低い」の割合が37.8%となっています。



オ 外国人介護人材の採用について（令和5年1月現在）

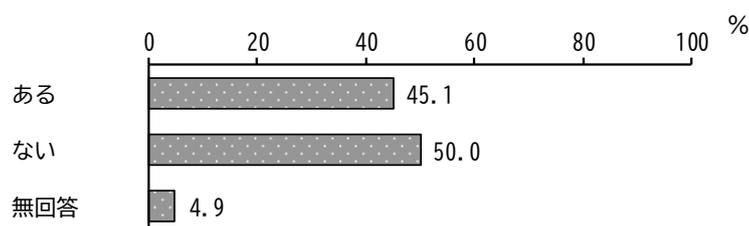
「採用の予定なし」の割合が68.3%と最も高く、次いで「採用している」の割合が22.0%となっています。



カ 地域包括支援センターへの相談有無

「ある」の割合が45.1%、「ない」の割合が50.0%となっています。

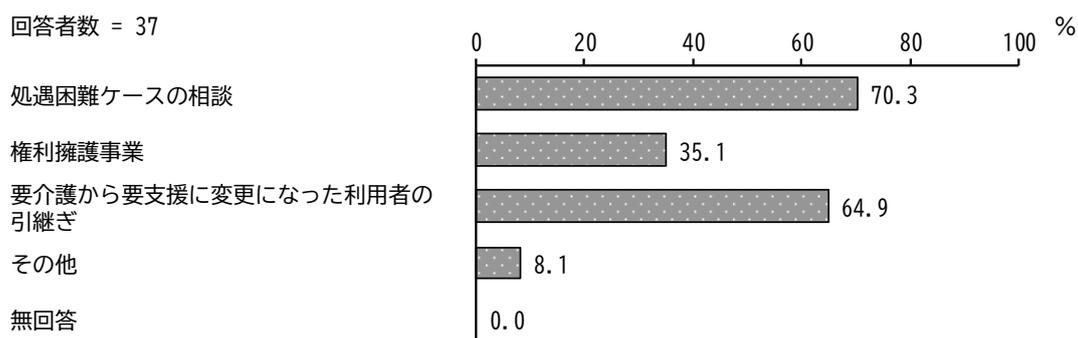
回答者数 = 82



キ 地域包括支援センターへの相談内容

「処遇困難ケースの相談」の割合が70.3%と最も高く、次いで「要介護から要支援に変更になった利用者の引継ぎ」の割合が64.9%、「権利擁護事業」の割合が35.1%となっています。

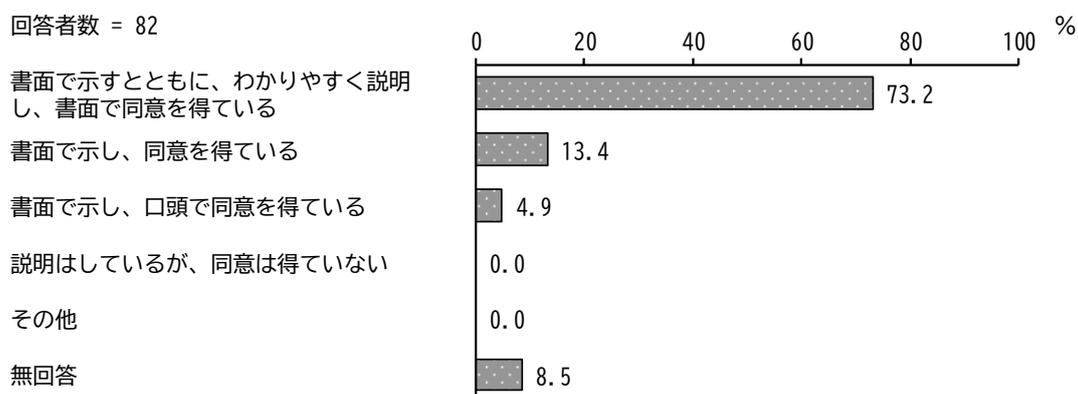
回答者数 = 37



ク 利用者への説明方法

「書面で示すとともに、わかりやすく説明し、書面で同意を得ている」の割合が73.2%と最も高く、次いで「書面で示し、同意を得ている」の割合が13.4%となっています。

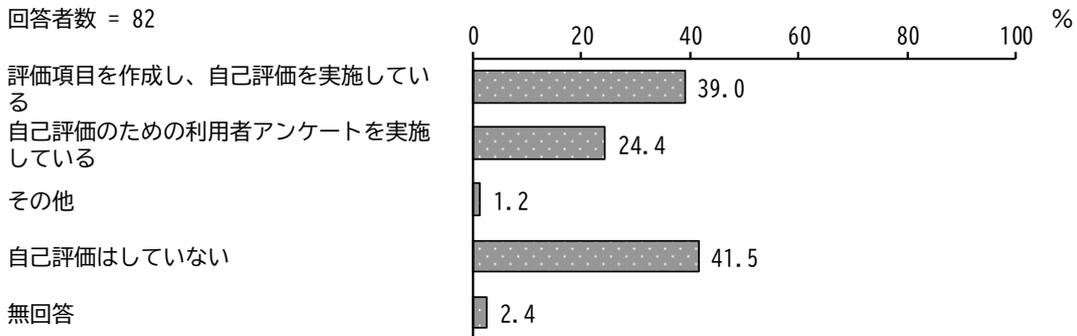
回答者数 = 82



ケ サービスの自己評価について

「自己評価はしていない」の割合が41.5%と最も高く、次いで「評価項目を作成し、自己評価を実施している」の割合が39.0%、「自己評価のための利用者アンケートを実施している」の割合が24.4%となっています。

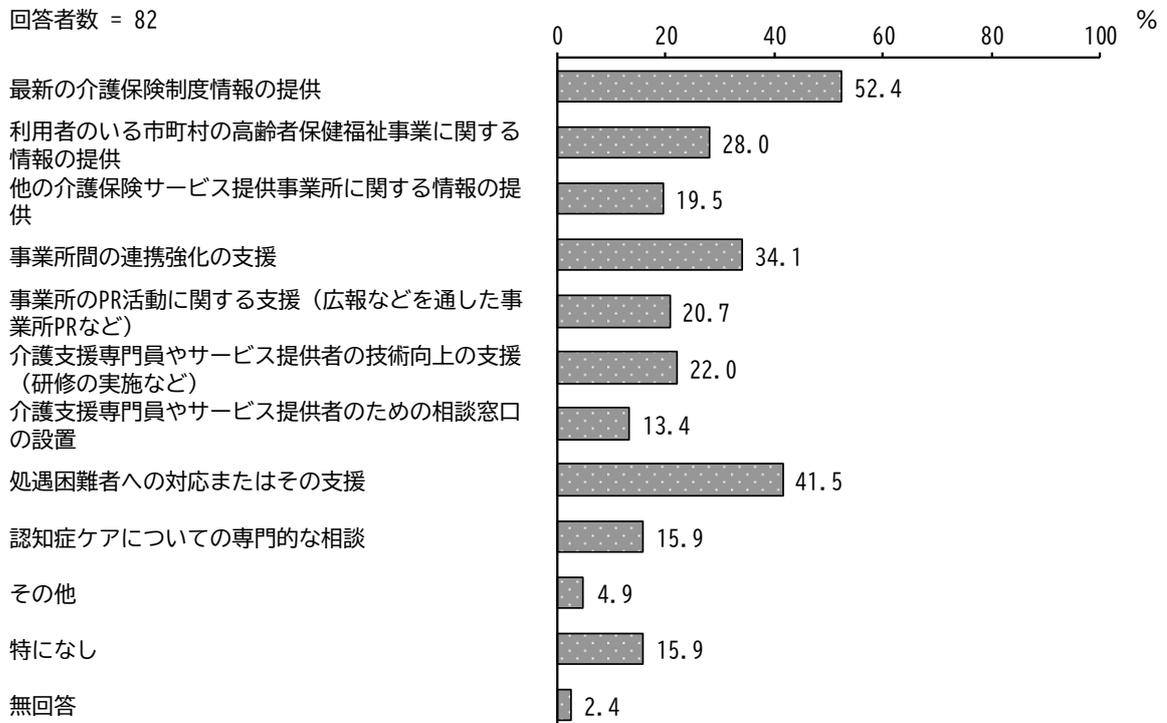
回答者数 = 82



コ 介護保険サービス事業について行政に支援してほしいこと

「最新の介護保険制度情報の提供」の割合が52.4%と最も高く、次いで「処遇困難者への対応またはその支援」の割合が41.5%、「事業所間の連携強化の支援」の割合が34.1%となっています。

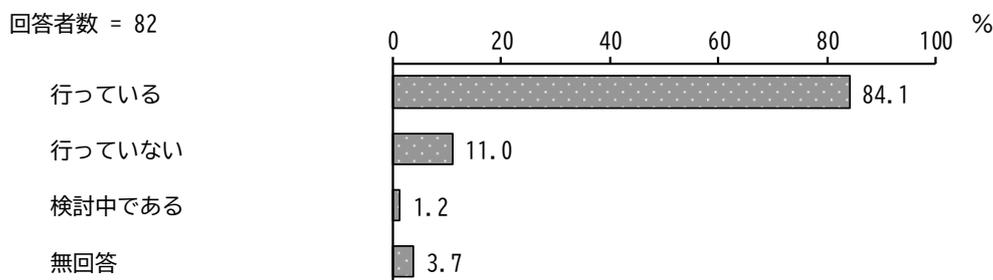
回答者数 = 82



サ 職員のサービスの質の確保・向上を図るための取り組み

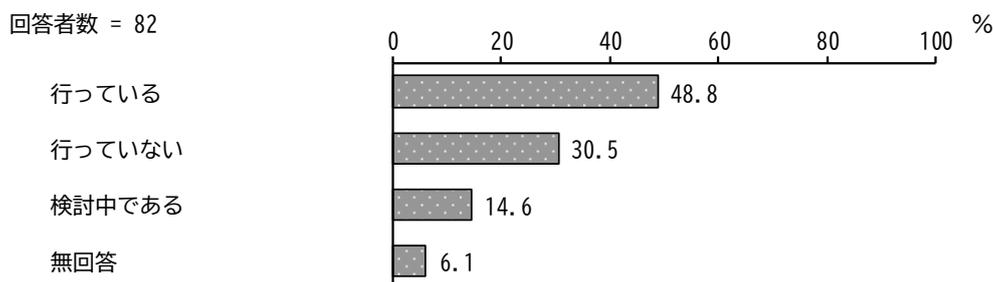
1. サービス提供者の介護技術向上のための研修や講習会の実施・参加

「行っている」の割合が84.1%と最も高く、次いで「行っていない」の割合が11.0%となっています。



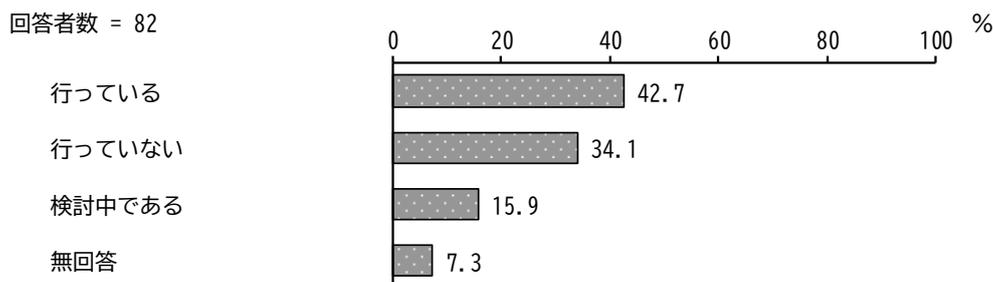
2. 苦情や相談への対応にかかる研修の実施・参加

「行っている」の割合が48.8%と最も高く、次いで「行っていない」の割合が30.5%、「検討中である」の割合が14.6%となっています。



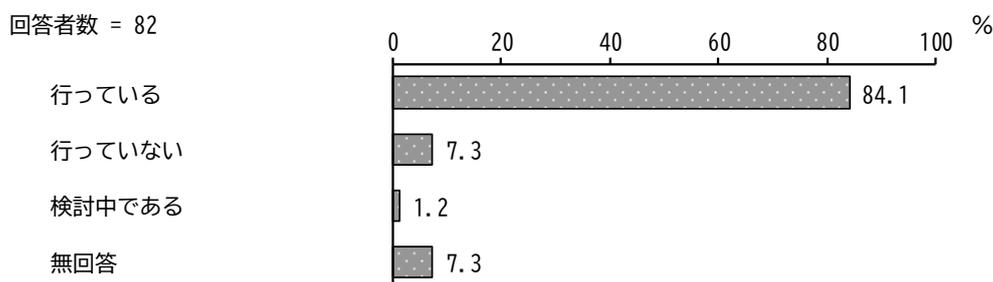
3. 職員個々の自己評価の実施

「行っている」の割合が42.7%と最も高く、次いで「行っていない」の割合が34.1%、「検討中である」の割合が15.9%となっています。



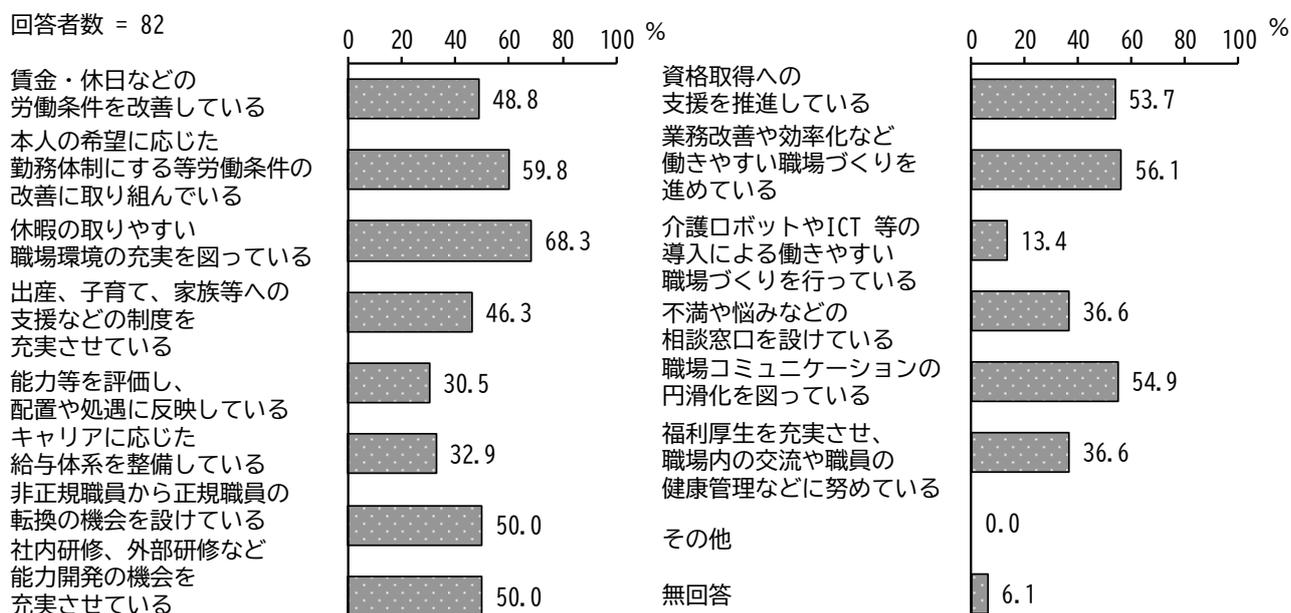
4. 事業所内での職員間の情報の共有化、検討会の実施

「行っている」の割合が84.1%と最も高くなっています。



シ 従業員の定着促進のための方策

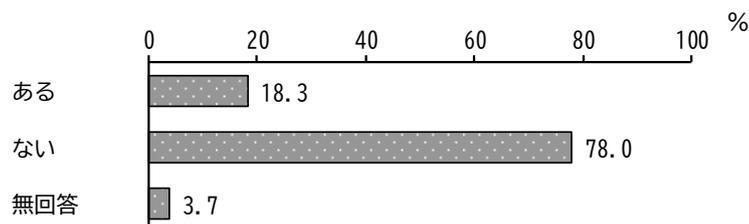
「休暇の取りやすい職場環境の充実を図っている」の割合が68.3%と最も高く、次いで「本人の希望に応じた勤務体制にする等労働条件の改善に取り組んでいる」の割合が59.8%、「業務改善や効率化など働きやすい職場づくりを進めている」の割合が56.1%となっています。



ス 過去1年間での高齢者虐待の事例

「ある」の割合が18.3%、「ない」の割合が78.0%となっています。

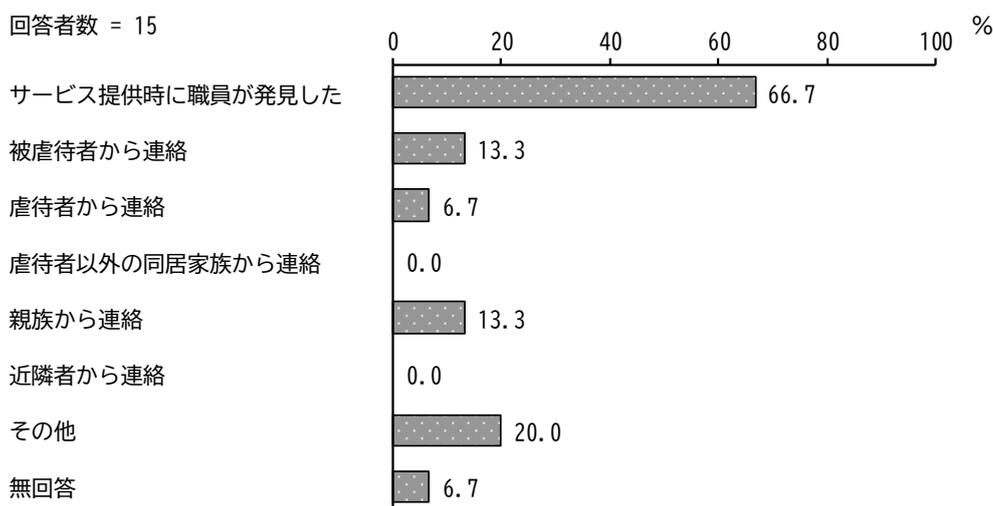
回答者数 = 82



セ どこから虐待を発見したか

「サービス提供時に職員が発見した」の割合が66.7%と最も高く、次いで「被虐待者から連絡」、「親族から連絡」の割合が13.3%となっています。

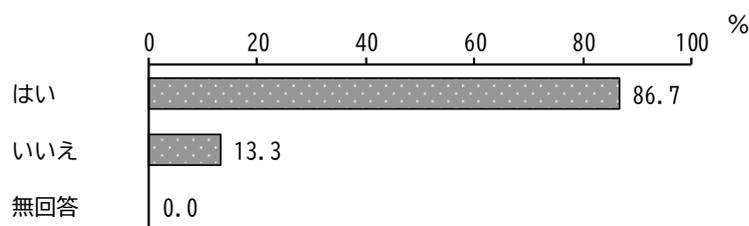
回答者数 = 15



ソ 虐待の疑いを関係機関に通報・相談したか

「はい」の割合が86.7%、「いいえ」の割合が13.3%となっています。

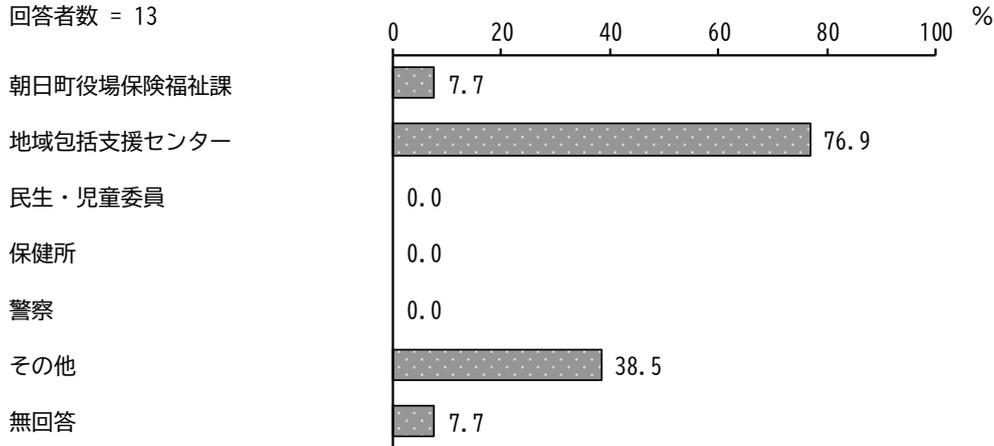
回答者数 = 15



タ 通報・相談先

「地域包括支援センター」の割合が76.9%と最も高くなっています。

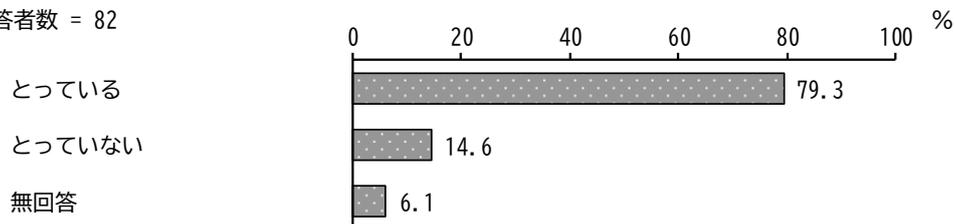
回答者数 = 13



チ 利用者の病状や健康状態について主治医と連絡有無

「とっている」の割合が79.3%、「とっていない」の割合が14.6%となっています。

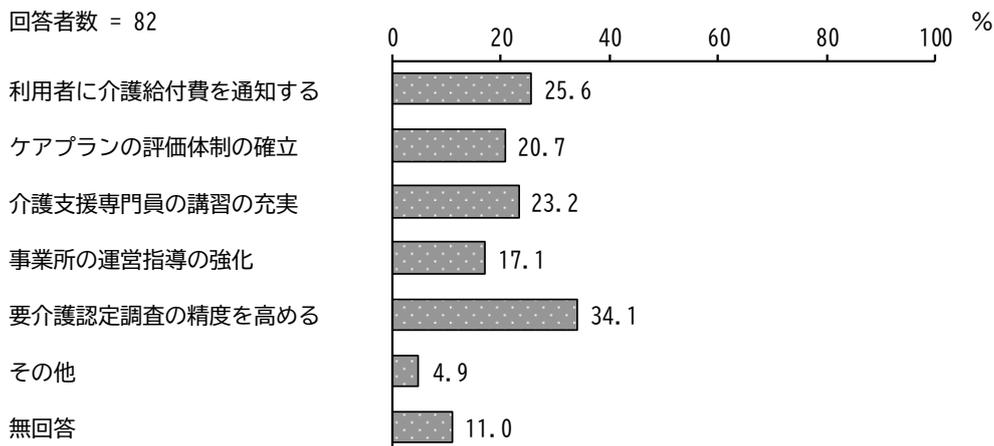
回答者数 = 82



ツ 介護給付や介護予防給付の適正化に向けて大切なこと

「要介護認定調査の精度を高める」の割合が34.1%と最も高く、次いで「利用者に介護給付費を通知する」の割合が25.6%、「介護支援専門員の講習の充実」の割合が23.2%となっています。

回答者数 = 82



4 課題のまとめ

「第9次朝日町高齢者保健福祉計画・第8期朝日町介護保険事業計画」における事業実績、実施状況及び各種アンケート調査から、次のような課題が上げられます。

「積極的な社会参加の促進」について

① 高齢者の多様な社会参加への支援

- 高齢者が家庭、地域、企業等社会の各分野において、長年にわたり蓄積された知識と経験を活かしながら、生きがいをもって生活ができるよう、ボランティアなども含めた社会参加を促進するための施策を推進することが重要です。
- 就労の場で活躍する意欲のある高齢者に対し、引き続き高齢者の就労に関する情報提供や就労の機会とのマッチングなどを支援していくことが必要です。

「健康づくりと介護予防の一体的な取組」について

① 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

- 高齢者の生活習慣病を予防することで健康寿命の延伸につながるため、適切な食事や運動、ストレス管理など、何らかの健康を維持するための取組を行っている高齢者を増やしていくことが必要です。
- 健康づくりの必要性を理解してもらうため、健診や人間ドック受診の啓発や、受診しやすい環境づくりを引き続き進めていくことが必要です。

② 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組

- 介護予防の機会として、身近な地域でのサロン活動などを増やし、通いの場や集いの場をより一層提供していくことが必要です。
- 介護予防の活動の場への専門職の関与も含め、フレイル対策、オーラルフレイル対策を中心に、介護予防を更に推進していくことが必要です。

「高齢者を支える地域共生への環境づくり」について

① 生活支援事業の充実（介護予防・日常生活支援事業）

○支援が必要な高齢者の急増が予測されるため、地域の課題や資源を把握し、高齢者のニーズに応じた多様なサービス提供に向けた取組が必要です。

② 自立生活への支援

○高齢者が安心して日常生活をおくることができるよう、各種福祉サービスの周知を進めるとともに、ひとり暮らしやねたきり等の状況に合わせた適切なサービスの利用促進を図ることが必要です。

③ 地域における支え合いの推進

○地域の見守り活動等とともに、ボランティア、特定非営利活動法人（NPO）や社会福祉法人等と共に支え合う地域づくりを進めていく必要があります。

④ 安心できる生活環境の充実

○安心・安全に暮らすという観点から、地震などの災害時や緊急時に対応する防災・防犯対策の推進が求められます。

○大規模災害発生時に避難行動要支援者の登録情報が、安否確認等に役立つよう、情報の更新等を適宜行うことが必要です。

「地域包括ケアシステムの深化・推進」について

① 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上

○今後ますます高齢者が増加し、複合化・複雑化した課題を抱える高齢者に対する支援・対応を行っていくことが重要となることから、重層的な支援に向けて保健・医療・介護・福祉等各分野と連携し、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図る必要があります。

○多様化・増大化する福祉ニーズに対応するため、介護をはじめとした福祉人材の育成・確保の取組みを更に強化していく必要があります。

② 地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括支援センターは、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、包括的な相談支援を行い、保健・医療・介護・福祉分野の関係機関と連携し、必要なサービスが一体的に切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進を図ります。
- 成年後見制度の利用を希望する町民が身近な地域で相談でき、権利擁護が必要な人を早期に発見・支援する体制の充実が必要です。
- 高齢者虐待の起こりうる可能性は依然として見られ、相談体制の充実など関係機関と連携した虐待防止の取組の啓発・継続・充実が求められます。

③ 在宅医療と介護の連携

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要です。
- 住民に対して、医療・介護サービスについて理解を深めてもらえるよう、的確な情報提供とわかりやすく丁寧な説明を引き続き行っていく必要があります。

④ 認知症施策の推進

- 認知症の人が住み慣れた地域で生活するため、認知症に関する相談窓口や早期発見のための仕組みなど、当事者の不安の解消に向けた施策の充実が必要です。
- 認知症の介護については、介護者の不安や負担感の増大などへの対応や徘徊時の対応など、認知症の方を見守る地域の協力体制が必要です。
- 認知症は、本人と家族がその状態を受け入れることが困難であり、本人と家族で抱え込んでしまうことなども問題であるため、地域での共生を目指し、当事者だけでなく地域全体で認知症に対する正しい理解を深めていくことが必要です。

⑤ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備

- 超高齢社会では、地域の支え合いと介護保険制度の安定的な運営が両輪となって機能し、高齢者の質の高い生活を確保していくことが必要です。
- 地域の見守り活動を充実していくため、地域の住民を見守り活動につなげていくことが必要です。

⑥ 地域ケア会議の推進

- 地域での課題の把握、並びに地域の特徴に応じた支援体制の強化に向け、地域ケア会議の充実が必要となります。

「持続可能な介護保険事業の基盤整備」について

① 利用者本位によるサービス提供

- 自宅を離れても住み慣れた地域で暮らせるよう、引き続き日常生活圏域ごとのニーズに合わせて地域密着型の居住系サービスの整備が必要です。
- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯および在宅の要介護高齢者等のニーズに対応したサービスの提供が必要です。

② 介護保険者機能の強化

- 介護保険制度の継続性および信頼性を高めるため、ケアプランの点検、縦覧点検・医療情報との突合、公正かつ的確な要介護認定の実施など、引き続き介護給付適正化を実施する必要があります。
- 利用者の視点に立ったサービスを担保するためには、事業者指導等の保険者機能の強化や介護給付の適正化をより一層推進していくことが重要となります。

③ 介護人材の確保

- 人材確保については、現在、介護分野に従事している職員のスキルアップを促進するとともに、未経験者の参入促進についても取り組む必要があります。
- 外国人介護人材の活用及び介護ロボットの普及促進については、現場のニーズに配慮しながら継続して取り組んでいくことが必要です。

④ 介護給付サービスの計画的な提供体制

- 今後、要介護認定者数が増加する中、必要な介護サービスニーズに対応するため、より一層、介護サービスの質の向上と確保に取り組む必要があります。
- 介護サービスの充実に当たっては、地域ニーズを的確に把握し、その課題等を踏まえながら、事業の計画的な整備に取り組むことが必要です。

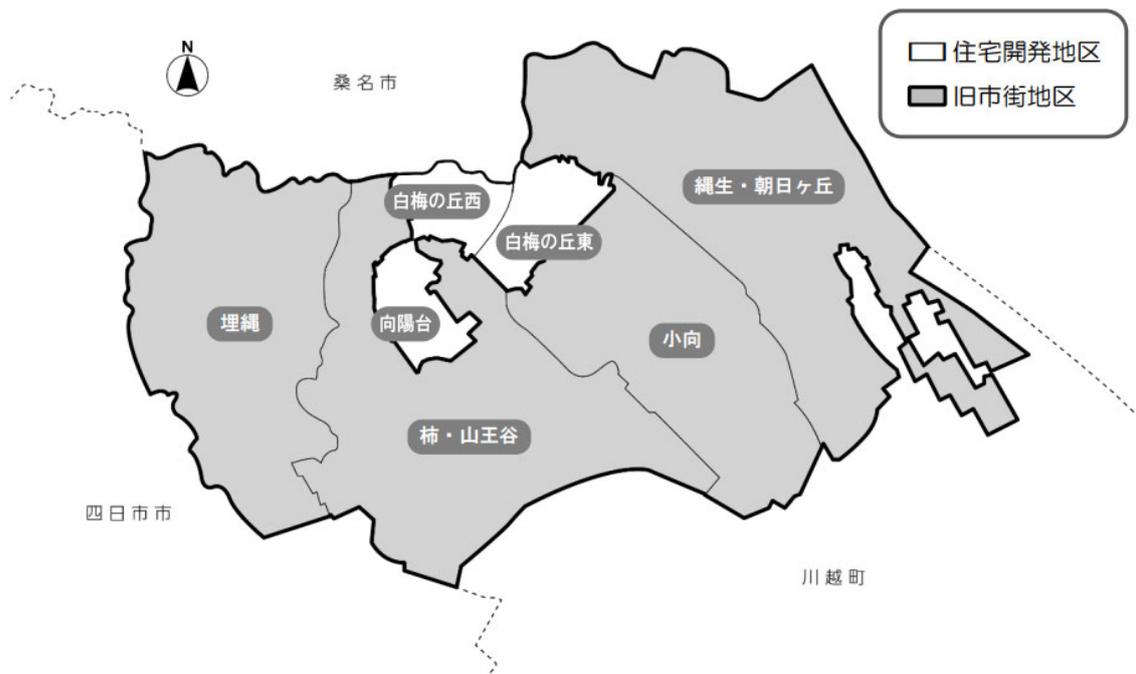
5 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるよう、地域の特性に応じて圏域を区分したものです。

本町の町域がコンパクトであることから、町域全体をひとつの圏域としてとらえ、圏域内の様々な社会資源の連携による地域包括ケアシステムの体制構築に努めてきました。

本計画においても、前期計画で設定した圏域の考え方を踏襲し、引き続き地域包括ケアの充実に向けた取組を推進していきます。

朝日町全域地図



6 前期計画の計画値と実績表の比較

■ 介護給付費（居宅サービス）

■ 単位：千円

サービス種類	令和3(2021)年度			令和4(2022)年度		
	計画(A)	実績(B)	(B)/(A)	計画(A)	実績(B)	(B)/(A)
居宅サービス						
訪問介護	14,976	10,726	71.6%	15,070	22,537	149.5%
訪問入浴介護	829	958	115.6%	829	155	18.7%
訪問看護	9,687	6,036	62.3%	9,687	8,167	84.3%
訪問リハビリテーション	457	305	66.7%	457	1,227	268.5%
居宅療養管理指導	7,137	9,651	135.2%	7,272	11,503	158.2%
通所介護	112,236	113,092	100.8%	118,308	123,060	104.0%
通所リハビリテーション	14,831	19,365	130.6%	15,650	23,607	150.8%
短期入所生活介護	12,090	9,917	82.0%	12,090	8,233	68.1%
短期入所療養介護（老健）	735	486	66.1%	735	657	89.4%
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0%	0	0	0%
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0%	0	0	0%
福祉用具貸与	11,418	11,785	103.2%	11,788	14,000	118.8%
特定福祉用具購入費	427	327	76.6%	427	473	110.8%
住宅改修費	1,128	930	82.4%	1,128	988	87.6%
特定施設入居者生活介護	28,155	29,862	106.1%	28,171	37,717	133.9%
居宅介護支援	20,384	19,746	96.9%	21,477	21,428	99.8%
小計	234,490	233,187	99.4%	243,089	273,753	112.6%

■ 予防給付費（介護予防サービス）

■ 単位：千円

サービス種類	令和3(2021)年度			令和4(2022)年度		
	計画(A)	実績(B)	(B)/(A)	計画(A)	実績(B)	(B)/(A)
介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	0	0	0%	0	0	0%
介護予防訪問看護	557	491	88.2%	557	943	169.3%
介護予防 訪問リハビリテーション	615	1,243	202.1%	639	827	129.4%
介護予防 居宅療養管理指導	24	30	125.0%	24	178	741.7%
介護予防 通所リハビリテーション	1,902	757	39.8%	1,902	446	23.4%
介護予防 短期入所生活介護	0	0	0%	0	0	0%
介護予防短期入所療養介護 (老健)	0	0	0%	0	0	0%
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	0	0	0%	0	0	0%
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	0%	0	0	0%
介護予防福祉用具貸与	1,255	1,175	93.6%	1,330	1,149	86.4%
特定介護予防福祉用具 購入費	51	69	135.3%	51	171	335.3%
介護予防住宅改修費	873	1,077	123.4%	873	698	80.0%
介護予防 特定施設入居者生活介護	0	0	0%	0	0	0%
介護予防支援	1,272	1,371	107.8%	1,334	1,277	95.7%
小計	6,549	6,214	94.9%	6,710	5,690	84.8%

■ 介護給付費（地域密着型サービス）

■ 単位：千円

サービス種類	令和3(2021)年度			令和4(2022)年度		
	計画(A)	実績(B)	(B)/(A)	計画(A)	実績(B)	(B)/(A)
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0%	0	0	0%
夜間対応型訪問介護	0	0	0%	0	0	0%
認知症対応型通所介護	0	0	0%	0	0	0%
小規模多機能型居宅介護	3,034	2,994	98.7%	3,793	3,235	85.3%
認知症対応型共同生活介護	55,947	56,253	100.5%	61,352	55,492	90.4%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0%	0	0	0%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0%	0	0	0%
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0%	0	0	0%
地域密着型通所介護	9,313	5,172	55.5%	10,180	3,582	35.2%
小計	68,924	64,419	93.5%	75,325	62,309	82.7%

■ 予防給付費（地域密着型介護予防サービス）

※計画数値も実績数値もありません。

■ 介護給付費（施設サービス）

■ 単位：千円

サービス種類	令和3(2021)年度			令和4(2022)年度		
	計画(A)	実績(B)	(B)/(A)	計画(A)	実績(B)	(B)/(A)
施設サービス						
介護老人福祉施設	99,351	84,444	85.0%	99,351	81,220	81.8%
介護老人保健施設	80,467	88,485	110.0%	80,467	104,600	130.0%
介護療養型医療施設	3,945	0	0%	3,945	0	0%
介護医療院	0	2,654	0%	0	837	0%
小計	183,763	175,583	95.5%	183,763	186,658	101.6%

第 3 章 基本理念と施策の体系

1 基本理念

本町の将来像は「みんなで創る あかるい未来 ささえ合い ひとみ輝く 朝日町」を掲げ、豊かな自然や先人が築いてくれた歴史と文化を基調とし、恵まれた立地条件や地域資源を最大限に生かし、子どもからお年寄りまで全ての人が、まちへの愛着と誇りを持ち、健やかで生き生きと暮らせる魅力あるまちを目指しています。

この将来像の実現に向けて、高齢者福祉分野では、高齢化が確実に進行する中、全ての高齢者が笑顔で元気に暮らせるよう、地域の多様な主体が「我が事」として参画し「丸ごと」つながる「地域共生社会」の進展に努めています。

本計画の基本理念については、「第6次朝日町総合計画」などの上位計画等で示されている町としての基本的な方向性と整合を図りつつ、国の指針である「地域共生社会の実現」を踏まえ、「高齢者の安心と自立生活を実現する地域共生のまち」を掲げ、高齢者が支えられる立場だけでなく、支える立場も担えるよう、地域の中で多様な主体による社会参加の機会の提供を推進します。そして、本町で暮らす全ての高齢者が、笑顔で元気に暮らせる社会を実現するため、地域包括ケアシステムをより一層推進します。

【 基 本 理 念 】

高齢者の安心と自立生活を実現する地域共生のまち

2 基本目標

I 積極的な社会参加の促進

高齢者が個々で持っている能力を活かし、地域で活躍することを通して生きがいを見つけ、活動的に暮らしていけるまちづくりが必要となります。

高齢者のニーズを捉えながら、講座やイベントの開催、ボランティア活動の充実等、高齢者の知識や経験を生かした活動の支援を行います。

また、高齢者同士の活動や健康づくり、社会参加の促進等につなげるため、高齢者同士が交流できる場の確保・充実を図ります。

II 健康づくりと介護予防の一体的な取組

高齢者がいつまでも自立し、いきいきと暮らしていくためには、高齢者自身が健康への意識を高め、自ら健康づくりに取り組み、認知症や骨折・転倒を予防するとともに、脳卒中や心臓病等の生活習慣病の発症及び重症化予防に取り組めます。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業を推進し、疾病の早期発見・早期治療へとつなげるため関係課との連携強化を図ります。

さらに、地域ぐるみの「共助」による健康づくりの取組を推進します。

III 高齢者を支える地域共生への環境づくり

地域の人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域住民一人ひとりが、「支え手」「受け手」という関係に分かれることなく、互いに支え合い、助け合う地域共生社会の実現を目指していきます。

そのため、高齢者の自立生活のための支援とともに、高齢者自身も支援をする側として活躍できるような体制づくりを推進します。

IV 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が、できる限り住み慣れた地域で、在宅を基本とした生活を継続するためには、多種多様な支援を切れ目なく提供できる仕組みづくりが重要となります。

高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、すべての住民が支え合い、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の基盤となります。

地域包括ケアシステムでは引き続き、医療と介護の連携や関係機関との連携強化、生活支援体制の充実・強化とともに、ヤングケアラーへの対応など重層的な支援体制の構築のため、他機関との連携促進を行い、更なる深化・推進を図ります。

V 持続可能な介護保険事業の基盤整備

介護保険事業の推進には、要介護状態等となることの予防、軽減・悪化の防止といった介護保険制度の理念を堅持し、高齢者が自身の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するための質の高いサービスを提供する体制を整えることはもとより、令和22（2040）年も見据え、財源と人材をより重点的・効率的に活用する仕組みづくりのため介護人材の確保及び介護現場の負担軽減等により、介護保険制度の持続可能性を確保することが重要です。

また、適正な要介護認定の実施、適切なケアマネジメント及びサービス提供のため、介護給付の適正化に努めます。

3 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策]



第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 積極的な社会参加の促進

1 高齢者の多様な社会参加への支援

高齢者が地域社会において自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、高齢者のニーズを捉えながら、知識や経験を活かした活動の支援を行い、高齢者同士の交流や学びの機会を通して、生きがいのある日常生活を過ごすことが重要です。具体的には、ボランティア活動や就労的活動の支援など仲間づくり活動の場を支援します。活動を通じて地域の問題を解決するため活躍できる担い手の一員として、活力あふれる社会の創出に努められるよう、高齢者の活動のきっかけづくりの充実を図ります。

【事業概要】

事業名	①老人クラブへの支援	担当課	保険福祉課
事業内容	老人クラブ活動への参加促進・補助を行うことで、高齢者の生きがいづくりや健康づくり活動、社会活動を支援します。サロン活動や多世代との交流事業の支援を行うことによって、未加入の高齢者への参加促進等の支援にもつなげています。		
今後の方針	会員数は減少傾向にありますが、老人クラブの自主的な活動の実施のため、引き続き支援を継続していきます。		

事業名	②高齢者の生きがいづくりと健康づくり推進事業	担当課	保険福祉課
事業内容	閉じこもり傾向にあるひとり暮らし高齢者へ戸別訪問を行い、一般介護予防事業や様々な地域の事業への参加を促し、周知することで閉じこもり解消のきっかけづくりを行います。また、高齢者が役割のある形での社会参加等を促進できるよう、各団体への参加・協力を呼び掛けます。		
今後の方針	閉じこもり傾向にありながら、誘い出しを行っても改善されない方に向けて、住民が参加したいと思える事業の提供のため、地域住民のニーズ把握を行います。 社会的孤立感の解消や、予防事業での他者との交流が生き甲斐になることを目指し、今後も継続していきます。		

事業名	③文化教室	担当課	生涯学習課
事業内容	高齢者のニーズを的確に把握し、コーラス・華道・書道・詩吟等、各種講座の開催によって学習機会を創出します。		
今後の方針	講師の高齢化に伴い教室から自主活動サークルへの移行が多くなり、教室の講師確保が難しくなっているのが課題ですが、今後も広報等での生徒募集を広く行い、新規加入者を募っていきます。		

事業名	④文化発表・展示等の実施	担当課	生涯学習課
事業内容	学習活動の成果を発表する機会を設けるとともに、高齢者の豊かな技術や経験を学習活動の成果として活かす機会の推進に努めます。		
今後の方針	天候等の影響により、来場者数がほぼ一定もしくは減少となる場合があります。より広く発表・展示を見てもらえるよう、周知に努めます。		

事業名	⑤福祉人材センター	担当課	保険福祉課
事業内容	町内在住の高齢者の希望に応じて、臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務にかかる就業の機会を提供することで、生きがいの充実、社会参加の増進を図り、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを推進します。		
今後の方針	社会福祉協議会との連携を進め、事業の周知・啓発に努めます。		

【評価指標】

指標（単位）	実績		見込み	目標		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
老人クラブの年間活動（回）	101	122	135	135	135	135
公民館における文化教室の開催数（回）	8	11	14	15	15	15
文化発表・展示等の参加団体数（団体）	中止	25	32	35	35	35
福祉人材センター登録者数（人）	17	18	22	28	33	35

基本目標Ⅱ 健康づくりと介護予防の一体的な取組

1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

「健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）」による改正後の介護保険法等に基づき、運動、口腔・栄養、社会参加などの観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、地域の実情に応じた介護予防・日常生活支援総合事業等の充実に取り組み、地域住民が健康づくりのために各種施設を気軽に利用できるよう機能強化に努めます。

また、健康診査や各種がん検診等の受診促進を図り、生活習慣病予防や、生活習慣の早期改善を実現し、住民の健康づくりを支援します。さらに、高齢者のニーズに応じた多様なサービス提供に向けた体制を構築します。

（1）生涯を通じた健康づくりへの支援（地域で支える健康づくり）

【事業概要】

事業名	①健康手帳の交付	担当課	子育て健康課
事業内容	健康の保持・増進のために、健康手帳を有効に活用してもらうよう、広報誌に掲載する等普及啓発を図ります。		
今後の方針	集団検診の際に交付し、検診や健康管理の記録として活用されていますが、広く周知できていないため、今後も普及啓発に努めます。		

事業名	②健康カレンダーの配布	担当課	子育て健康課
事業内容	町民の健康への関心を高め、「自分の健康は自分で守る」健康管理を支援するため、健康カレンダーを各戸に配布します。		
今後の方針	保健事業の日時と内容を掲載しており、カレンダーを見て事業に参加される方もいるため、今後も継続して実施していきます。		

事業名	③広報誌への掲載	担当課	子育て健康課
事業内容	健康づくり思想の普及のため、毎月発行の「広報あさひ」に健康情報を掲載します。また、ホームページへの掲載も行います。		
今後の方針	健康に関係のある記念日や月間を紹介し、自身や家庭でできる、健康づくりに関する情報等、健康に関する知識を掲載していますが、月によって対象となる年齢層が違い、年間で提供できる情報量が偏りやすいことが課題です。多くの方にアプローチできる紙面づくりを検討します。		

事業名	④基本健康診査	担当課	保険福祉課 子育て健康課
事業内容	がん・心臓病・脳卒中等の生活習慣病を早期に発見し、診査結果に基づいて栄養や運動等の生活指導や適切な治療へとつなげることを目的とし、特定健診、後期高齢者健診、成人健康診査、国保日帰り人間ドックを実施します。		
今後の方針	<p>【国保特定健診】</p> <p>県平均より受診率は高い状況ですが、国の示す目標値には達していないため、今後も未受者対策を推進し、受診率向上を目指します。</p> <p>【後期高齢者健診】</p> <p>三重県後期高齢者医療広域連合が実施しており、当町の受診率は県平均より高い状況ですが、横ばいであり、国の示す目標値には達していないため、今後も周知などを実施し、受診率向上を目指します。質問票は高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の指標等に活用していきます。</p> <p>【国保人間ドック事業】</p> <p>日帰り又は個別で実施しており、希望者は年々増加傾向です。希望者の動向をみて、定員の拡大や内容の充実を図り、受診率の向上を目指します。</p> <p>【成人健康診査】</p> <p>託児を実施するなど受診しやすい環境づくりを目指していますが、受診率の向上に繋がっていないため、今後も休日健診などを実施し、受診率の向上に努めます。</p>		

事業名	⑤健診後の個別相談	担当課	保険福祉課
事業内容	健康診査の結果で要指導者となった方に対して、生活習慣病予防、介護予防、医療費削減の観点から個別指導を実施します。		
今後の方針	国保特定健診受診者に対する文書通知や訪問勧奨等、積極的な利用勧奨により特定保健指導終了率は年々向上していますが、国の示す目標値に至っていないため、今後も未利用者対策を推進していきます。また、検査結果をみると受療勧奨域や非肥満型高血糖の方もいるため、重症化予防に向けて個別指導を継続していきます。		

事業名	⑥健康相談	担当課	子育て健康課
事業内容	生活習慣病の予防、健康の保持・増進につなげることを目的とし、保健福祉センターにおいて、健康に関する指導および助言を行います。 身体測定や体脂肪等の測定、血圧測定、尿検査を行っており、その結果や持参された健診結果票をもとに相談者の悩み等を聞き取って、健康に関する指導及び助言を行っています。		
今後の方針	保健福祉センターにて、年1回の健康に関するイベントを実施します。 希望者に対し、随時健康相談を行います。		

事業名	⑦健康教育	担当課	保険福祉課 子育て健康課
事業内容	生活習慣病の予防や健康増進等に関する正しい知識の普及と、「自らの健康は自ら守る」という意識と自覚を高めることを目的とした、国保保健事業（個別健康相談、栄養教室）、健康体操等を実施します。		
今後の方針	健康体操では参加者の高齢化が進んでおり、参加者の減少が課題となっているため周知に努めます。国保保健事業については、対象者の健診結果をもとに健康の維持・増進のため内容充実を検討します。		

事業名	⑧がん検診等	担当課	子育て健康課
事業内容	各種がんの早期発見と早期治療を目的に、胃がん検診、乳がん検診、子宮がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、前立腺がん検診、骨粗しょう症検診を実施します。		
今後の方針	集団検診・個別検診の場所を設け、各種がん検診を実施していますが、受診率の向上に繋がっていないため、今後も、休日検診などを実施し、受診率の向上に努めます。		

事業名	⑨健康づくり意識の啓発	担当課	保険福祉課 子育て健康課
事業内容	生活活動を含めた身体活動や適正な食習慣を実践するとともに、町民一人ひとりの健康知識、意識の向上と啓発を図ります。		
今後の方針	広報及び健康教室等、健康マイレージの配布等を通じて健康知識、意識の向上と啓発を実施しています。広報では専門職（郡市医師会・薬剤師会）の寄稿を掲載して知識を普及。また、かかりつけ薬局の推進やお薬手帳の一元化等のパンフレットを作成して配布。さらに、ケーブルTVにて郡市歯科衛生士会による口腔機能向上番組を放映するとともに、健康マイレージについては商工会や町内事業所などと連携をとりつつ、啓発を継続して実施します。		

事業名	⑩高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	担当課	保険福祉課
事業内容	庁内他部門と連携を図り、各種データ分析結果に基づき、個別的支援（ハイリスクアプローチ）や通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチにおける専門職の健康教育・相談、健診受診勧奨、口腔体操支援など）二方向から保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組みます。		
今後の方針	令和4年度から三重県後期高齢者医療広域連合の委託を受けて事業を実施しており、継続して実施します。		

【評価指標】

指標（単位）	実績		見込み	目標		
	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
国保特定健診（％）	43.2	48.7	49.0	50.5	60.0	60.0
国保人間ドック事業（人）	105	116	127	130	132	134
後期高齢者健診（％）	48.0	46.0	46.0	46.5	50.0	50.0
後期高齢者歯科検診（％）	25.2	18.6	19.0	19.5	30.0	30.0
成人基本健康診査受診数（人）	54	50	60	65	70	75
国保特定健診後の個別相談の件数（件）	103	120	122	125	127	130
国保特定健診後の個別相談件数の内保健指導終了率（％）	28.6	59.4	59.4	59.5	59.6	59.7
国保保健事業（回）	0	1	3	3	3	3
がん検診等受診件数（件）	3,205	3,083	3,150	3,200	3,250	3,300
健康マイレージの参加者数（人）	12	12	30	40	50	50
ポピュレーションアプローチの実施回数（回）	0	15	17	15	15	15

2 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組

住民や事業者など地域全体への自立支援・介護予防に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実、リハビリテーション専門職等との連携や口腔機能向上及び低栄養防止に係る活動の推進、地域ケア会議の多職種連携による取組の推進、地域包括支援センターの強化、ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加の促進など、地域ぐるみで介護予防に取り組む体制づくりを推進します。

高齢者の自立支援に資する取組を推進することにより、たとえ介護が必要になっても可能な限り在宅で生活を送れるよう、個々の状況に応じた適切なケアマネジメントの推進と介護サービスの質の向上と確保を図る取組を進めるとともに、高齢者の心身の状態が自立、フレイル、要支援、要介護、またその状態が可変であるというように、介護が必要な方が安心して利用できる環境の整備に努めます。

(1) 介護予防事業の提供（介護予防・日常生活支援総合事業）

介護予防事業の推進にあたっては、機能回復訓練等の高齢者へのアプローチだけではなく、生活機能の低下した高齢者に対しては、運動機能や栄養状態などを向上させ、活動的で生きがいを持てる生活ができる環境の調整及び地域づくりなど、自立した日常生活を営むことへの支援を含めた、バランスのとれた取組が重要です。

効果的なアプローチ実践のため、地域における保健師、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の幅広い医療専門職の関与を得ながら、高齢者が自ら主体的に健康や介護予防へ取り組む意識を高められるよう、予防施策をより一層推進し、要介護状態等になっても、高齢者が生きがいを持って生活できる地域の実現をめざします。さらに、地域のニーズにあった多様なサービスである短期集中予防サービスや、地域ケア会議、生活支援体制整備事業等の事業と連携して推進します。

また、効果的・効率的な取組となるよう、地域支援事業等に関するデータやアウトカム指標含む評価指標を活用するとともに、PDCAサイクルに沿って取組を進めていきます。

【事業概要】

事業名	①一般介護予防事業（フレイル予防の推進、通いの場の強化）	担当課	保険福祉課
事業内容	<p>すべての高齢者を対象に、自ら介護予防活動に取り組めるよう、介護予防に関する普及啓発と、要介護状態にならないための健康づくり・介護予防事業を実施します。</p> <p>具体的には、運動講座、音楽講座、医療や健康講座等の専門講座の実施や、口腔機能低下を予防するための教室も実施します。</p>		
今後の方針	<p>従前より住民のニーズを把握し、男性向けの料理教室など新規事業も行ってきたため、引き続きニーズに即した内容へと充実させていきます。</p> <p>フレイル予防については、3つの柱（運動、口腔・栄養、社会参加）を中心に、フレイル予防の重要性について多様な主体と連携して、普及啓発を進めていきます。また郡市歯科衛生士会による集団教室や歯科医師会との連携によるオーラルフレイル予防（口腔機能低下予防）などを実施していきます。</p>		

【評価指標】

指標（単位）	実績		見込み	目標		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
一般介護予防事業参加者数	2,994	3,646	4,000	5,000	6,500	6,500

基本目標Ⅲ 高齢者を支える地域共生への環境づくり

1 生活支援事業の充実（介護予防・日常生活支援事業）

本町では地域の課題や資源を把握した上で、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議体を活用し、高齢者のニーズに応じた多様なサービス提供に向けた取組を進めます。

今後、サービスの充実を図るためにNPO・民間企業・協同組合・ボランティア等の多様な主体による地域のニーズにあった生活支援サービスの提供体制の整備に努めます。

（1）訪問型サービス

【事業概要】

事業名	①訪問介護（介護予防訪問介護）	担当課	保険福祉課
事業内容	訪問介護員による身体介護及び生活援助を行う事業です。		
今後の方針	今後も継続して実施します。		

事業名	②訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）	担当課	保険福祉課
事業内容	訪問介護員による生活援助を行う事業です。		
今後の方針	現状では事業実施していませんが、町の実情に合ったサービスを提供できるよう、引き続き検討していきます。		

事業名	③訪問型サービスB（住民主体による支援）	担当課	保険福祉課
事業内容	住民ボランティア（ちょっと助け隊）により日常家事の支援を行います。		
今後の方針	利用者がいないため、生活援助が必要な方に対して利用の促進を図ります。		

事業名	④訪問型サービスC（短期集中予防サービス）	担当課	保険福祉課
事業内容	専門職による居宅での相談指導を行う事業です。		
今後の方針	利用者がいないため、体力の向上が必要な方に対して利用の促進を図ります。		

(2) 通所型サービス

【事業概要】

事業名	①通所介護（介護予防通所介護）	担当課	保険福祉課
事業内容	通所介護事業所（デイサービス）による機能訓練、日常生活支援を行う事業です。		
今後の方針	今後も継続して実施します。		

事業名	②通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）	担当課	保険福祉課
事業内容	雇用労働者やボランティアによりミニデイサービス・運動・レクリエーションを行う事業です。		
今後の方針	現状では事業実施していませんが、町の実情に合ったサービスを提供できるよう、検討していきます。		

事業名	③通所型サービスB（住民主体による支援）	担当課	保険福祉課
事業内容	住民ボランティアによりサロン活動や通いの場等を実施する事業です。		
今後の方針	現状では通所型サービスBとして通いの場の事業実施はしていませんが、ボランティア団体等との連携ができるよう、情報収集に努めます。		

事業名	④通所型サービスC（短期集中予防サービス）	担当課	保険福祉課
事業内容	専門職による公民館等で相談指導を行う事業です。		
今後の方針	現状では事業実施していませんが、町の実情に合ったサービスを提供できるよう、検討していきます。		

【評価指標】

指標（単位）	実績		見込み	目標		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
訪問型サービスBの利用者数（人）	0	0	0	1	2	3
訪問型サービスCの利用者数（人）	0	0	0	1	2	3

2 自立生活への支援

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症の人の増加に伴い、地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援を含む日常生活上の支援の必要性が高まっています。

介護保険サービスの利用だけでなく、高齢者一人ひとりの心身の状況や家庭環境等に応じ、安心・安全に暮らせるようなサービスの充実を図ります。

【事業概要】

事業名	①ひとり暮らし高齢者等さわやか配食サービス事業	担当課	保険福祉課
事業内容	調理が困難なひとり暮らし高齢者等を対象に、定期的に栄養バランスのとれた食事を提供し、介護予防や生活支援を行うとともに、訪問による安否確認を行います。		
今後の方針	民生委員や地域包括支援センターの協力で多くの利用がありますが、実施回数の増加はボランティアの負担増となるため、負担増とならない範囲内で継続して実施します。		

事業名	②在宅高齢者ショートステイ事業	担当課	保険福祉課
事業内容	在宅高齢者の介護者が社会的・私的理由で在宅介護ができないときなどに、養護老人ホームへ在宅高齢者を一時的に入所させ、体調の回復や生活習慣の改善を図ります。		
今後の方針	高齢者の自立した生活を支援するため、継続して実施します。		

事業名	③高齢者日常生活用具給付事業	担当課	保険福祉課
事業内容	ひとり暮らし高齢者等を対象に、日常生活用具を給付し、在宅生活の安全確保と自立生活への支援を行います。		
今後の方針	近年、利用者は低迷していますが、高齢者の自立した生活を支援するため、継続して実施します。		

事業名	④緊急通報装置貸与事業	担当課	保険福祉課
事業内容	ひとり暮らし等の高齢者世帯を対象に、急病や事故等の緊急事態に対処できる機器を設置し、高齢者の安全確保を図るとともに、日常生活の不安を軽減します。		
今後の方針	利用者数が減少しているため、制度の周知を続けるとともに、センサー感知型通報装置など新たな装置の導入について検討します。		

事業名	⑤高齢者おむつ給付事業	担当課	保険福祉課
事業内容	日常的に尿失禁がある高齢者および介護者支援のため、介護用品（紙おむつ、尿取りパッド）を給付します。		
今後の方針	引き続き適正な給付を行うため、支給対象者の見直しを検討するとともに、現在実施している現物給付だけでなく、おむつ券の支給による給付など他の方法による給付についても検討を行っていきます。		

事業名	⑥日常生活自立支援事業	担当課	保険福祉課
事業内容	自らの判断で適切にサービスが受けられない、契約等ができない高齢者に対し、サービスの利用援助や日常的な金銭管理を支援します。		
今後の方針	現状、生活支援員2名で業務を行っており、今後も継続して実施します。		

【評価指標】

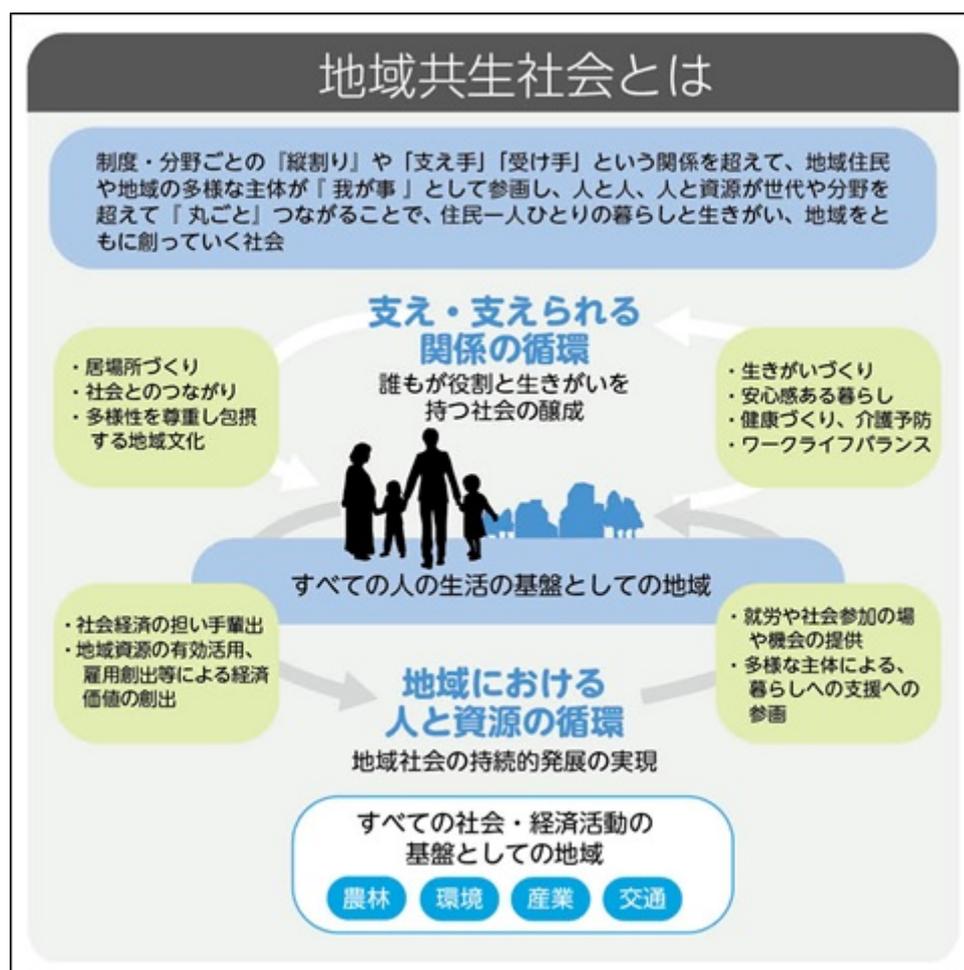
指標（単位）	実績		見込み	目標		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
配食サービスの利用者数（人）	44	43	53	55	55	55
高齢者日常生活用具給付事業給付件数（件）	0	1	4	1	2	3
緊急通報装置貸与サービス利用者数（人）	15	12	12	14	16	18

3 地域における支え合いの推進

高齢者をはじめ、町民に必要なサービスが提供され、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるように、町民が地域の課題を自分のこととして捉え、地域の人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりが重要です。

そのため、身近な地域での支え合い活動を普及啓発するとともに、社会福祉協議会による地域活動を中心に、自主的な支援活動やボランティア活動等の活性化を図り、地域住民の福祉意識を高めるために、住民同士の支え合いや見守りを大切にする福祉コミュニティの形成を図ります。

また、高齢者の多くは元気な高齢者であることから、豊富な経験と知識や技術を活かしながらボランティア活動の拡大や人材の育成としてボランティアに参加できる体制づくりを推進します。



出典：厚生労働省ホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/202104_00001.html)

【事業概要】

事業名	①町民意識の啓発	担当課	保険福祉課
事業内容	地域で支え合いができる体制を醸成するよう、福祉に関する広報活動を充実し、福祉への意識と関心を高める啓発活動に取り組みます。主に講演会や老人クラブ、一般介護予防事業等で、地域の支え合いや見守り等について意識を持ってもらえるよう啓発を行っています。		
今後の方針	老人クラブや事業参加者を対象に実施しているため、もともと関心のある方が多く、参加していない方への周知が課題です。地域課題に関心を持ってもらえるような講演会の内容を検討するなど、様々な視点からのアプローチを検討し、啓発に努めます。		

事業名	②ボランティア団体の育成と支援	担当課	保険福祉課
事業内容	元気な高齢者が地域活動の担い手として、自ら地域のボランティアに積極的に参加してもらえるよう、ボランティア保険の加入手続き、研修会等の案内や資料の提供、活動資金確保に関する助成申請の支援、活動者への感謝状贈呈等、ボランティア団体に対する支援を行います。		
今後の方針	既存のボランティア登録者に対する知識向上のための研修と、地域の方へボランティアへの関心を高めるための働きかけについて検討していきます。		

事業名	③交流事業の促進	担当課	生涯学習課 保険福祉課
事業内容	地域での行事等を中心に、多世代間交流を進めることで地域の活動を活発にし、地域力を引き出しながら助け合い活動の促進を図ります。		
今後の方針	互助の意識を高めるために、単発での事業だけではなく、地域との関わりを密に図る必要があります。高齢者が家族以外の地域住民と交流を図れる事業展開について検討していきます。		

事業名	④民生委員・児童委員への活動支援	担当課	保険福祉課
事業内容	民生委員・児童委員に対して、講習会等を開催し、円滑な活動ができるよう支援します。		
今後の方針	定例会と研修会等の活動支援を継続して実施します。		

【評価指標】

指標（単位）	実績		見込み	目標		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
ボランティア活動保険加入者（人）	252	366	310	330	375	375
交流事業の開催（回）	0	4	7	8	10	10

4 安心できる生活環境の充実

高齢者が住み慣れた地域において安心して、安全かつ快適に暮らすため、地域との連携による啓発活動や、各種研修会等を実施し、交通、防犯、防災、感染症などの生活安全対策を充実させ、高齢者が安心して生活できる体制づくりに努めます。

また、住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるため、地域においてそれぞれの生活のニーズに合った住まいの提供および、生活支援サービスを利用しながらも個人の尊厳が確保された生活の実現が、保健・医療・介護などサービス提供の前提となります。

そのため、住宅改修支援に加え、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅などに関する供給目標などについて、必要に応じて県と連携を図り定めていきます。

(1) 安全・安心な地域環境の整備

【事業概要】

事業名	①防犯対策の充実	担当課	総務課
事業内容	高齢者に対し、警察と連携して防犯についての情報を広報紙及び町公式HPへの掲載等によって提供を行うとともに、必要に応じて防犯設備の整備等、防犯対策を推進します。		
今後の方針	今後も継続して実施します。		

事業名	②防災対策の充実	担当課	防災保全課
事業内容	高齢者が安心して暮らせるように、啓発活動、各種研修会、防災訓練等を行い、防災面での生活安全対策を推進します。		
今後の方針	隔年で防災訓練と防災講演会を実施し、また、職員による出前講座も行い、防災・減災に関する啓発を行っています。今後も継続して実施します。		

事業名	③災害時要援護者の把握	担当課	防災保全課 保険福祉課
事業内容	安全で安心して暮らせる環境づくりを進めるため、「きずな防災カード」や「福祉防災カード」により災害時等に援助が必要なひとり暮らし高齢者等の現状を把握し、有事に備えます。		
今後の方針	避難行動要支援者避難援助プランの制度登録及び避難援助等関係者への情報提供に対する意思確認について、関係課職員と民生委員で対象者の自宅訪問にて援助が必要な対象者には制度登録を促し、避難行動要支援者の把握に努めます。		

事業名	④家具転倒予防対策	担当課	保険福祉課
事業内容	地震発生時に寝室等の家具転倒を防止するため、補助金具等の取り付け費用に対し補助金を交付します。		
今後の方針	近年、実績が無いため、周知・啓発方法及び制度の見直し等について検討します。		

事業名	⑤感染症に対応した対策	担当課	保険福祉課
事業内容	新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、日頃から介護施設や事業所と連携し、感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築を図ります。		
今後の方針	引き続き、関係機関と連携を密にして感染症発生時に対応できるように取り組んでいきます。		

(2) 高齢者の居住安定施策

【事業概要】

事業名	①日常生活用具給付事業	担当課	保険福祉課
事業内容	ひとり暮らし高齢者等が電磁調理器や火災報知器等の日常生活用具を購入する場合、その費用の一部を助成します。		
今後の方針	利用者数が減少しているため、事業の適正な実施について検討します。		

事業名	②住宅改修指導事業	担当課	保険福祉課
事業内容	高齢者向けに居室等の改良を希望する町民に対し、住宅改修に関する相談・助言を行います。		
今後の方針	実績がないため、新たな住宅改修希望者に対して提案するなど、制度の周知を行います。		

事業名	③住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の確保	担当課	保険福祉課
事業内容	住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、将来に必要な介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるため、県と連携してこれらの設置状況等の必要な情報を把握する必要があります。 現在、町内に介護付き有料老人ホームはありますが、住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅はありません。今後、新たに設置された場合には積極的に情報共有に努めます。		
今後の方針	県と連携して設置状況等の必要な情報の把握に努めます。		

事業名	④養護老人ホームや軽費老人ホームへの入所措置	担当課	保険福祉課
事業内容	養護老人ホーム・軽費老人ホームについて、その人に応じた施設等を紹介し、高齢者が安心して暮らすことができるよう支援します。		
今後の方針	引き続き支援が必要な方が入所できるよう、継続して実施します。		

【評価指標】

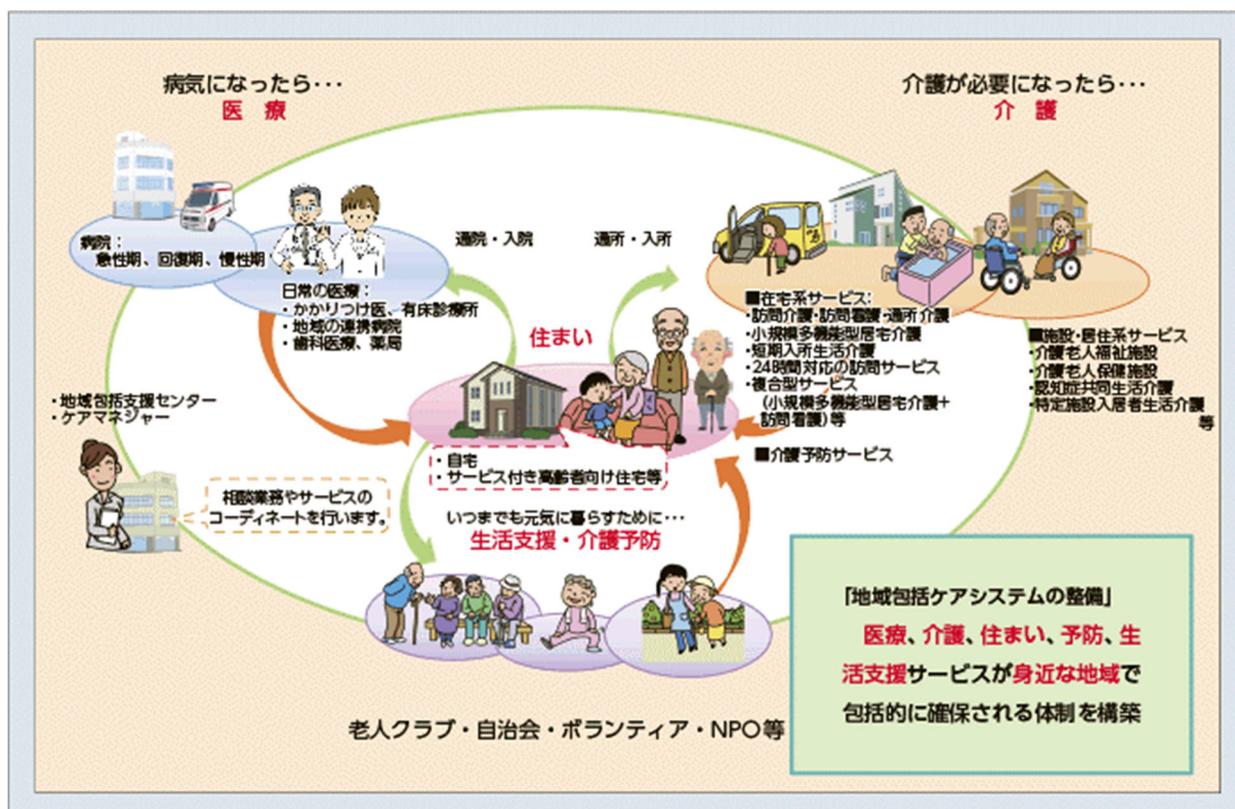
指標（単位）	実績		見込み	目標		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
防災啓発活動（回）	0	3	3	4	4	4
きずな防災カード登録者数（人）	215	223	260	260	260	260
きずな防災カード登録率（%）	69	70	71	71	71	71
養護老人ホームや軽費老人ホームへの措置入所者数（人）	6	6	6	6	6	6

基本目標Ⅳ 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上

地域包括ケアシステムの深化・推進にあたっては、介護給付サービスや地域支援事業に携わる質の高い人材を安定的に確保するための取組が重要です。

支え手となる介護職員の確保やボランティア、NPOの育成、認知症サポーターの養成等、人材の確保及び資質の向上に取り組みます。



出典：厚生労働省ホームページ

(<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/16/backdata/01-04-03-02.html>)

【事業概要】

事業名	①福祉人材の確保や資質の向上	担当課	保険福祉課
事業内容	支え手となる介護職員の確保、ボランティア、NPOの育成、認知症サポーターの養成等、資質の向上に取り組みます。		
今後の方針	<p>介護職員については慢性的に不足傾向であり、確保への働きかけが必要です。</p> <p>ボランティア、NPO等については、今後も連携をとりながら支援・育成に取り組みます。</p> <p>認知症サポーターについては養成講座を年間1回以上開催し、地域住民に認知症の周知・啓発を繰り返し行うとともに、養成講座受講者に対しステップアップ講座を行い、認知症本人・家族の支援を繋ぐチームオレンジ（認知症当事者や家族、サポーター等のチーム）の活動へと繋げていきます。</p>		

【評価指標】

指標（単位）	実績		見込み	目標		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
認知症サポーター新規登録者数（人）	0	33	30	30	30	30

2 地域包括支援センターの機能強化

医療や地域の関係団体・機関による各種ネットワークを結びつけるとともに、地域住民による共助や地域の福祉団体などによる活動と合わせ、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者など要援護者への見守り等の効果的な支援が可能となる重層的なネットワークの構築を図るため、地域包括支援センターの機能強化及び地域や関係機関との連携を強化し、情報提供や相談体制を更に強化します。

また、運営協議会を開催し、定期的な点検を行い、地域包括支援センターの運営に対して適切に評価を行います。

(1) 地域包括支援センターの役割と運営（重層的な支援に向けた他機関との連携促進）

【事業概要】

事業名	①地域包括支援センター運営協議会の開催	担当課	保険福祉課
事業内容	保健・医療・福祉関係者等からなる「地域包括支援センター運営協議会」を開催し、介護サービスの質、量等、課題の分析および必要な対策を講じます。		
今後の方針	引き続き、継続して実施していきます。		

事業名	②事業実施者と地域包括支援センターとの連携体制構築	担当課	保険福祉課
事業内容	多様な相談を総合的に受け、地域住民の心身の健康維持や生活の安定のため、事業実施者等関係機関と連携しながら地域における総合的なマネジメント等を担い、課題解決に向けた取組を行います。		
今後の方針	多様な相談に対して速やかな対応が出来るように、医療・介護の連携とさらに異業種との連携も図っていますが、講演会、介護保険事業所間会議等を通じて、今後も連携強化に努めます。		

事業名	③地域の実情を踏まえた相談支援の強化	担当課	保険福祉課
事業内容	地域の最前線に立ち、実情を踏まえた相談支援体制の強化を図ります。		
今後の方針	地域の実情の把握として、生活支援コーディネーターとの連携・協働をはじめ、老人クラブ・民生委員との連携、地域ケア会議の開催を継続して実施します。 地域の最前線として、住民から連絡が速やかに入るよう、日頃からの啓発に努めます。		

事業名	④総合相談支援・権利擁護	担当課	保険福祉課
事業内容	<p>地域における様々な関係者のネットワークを構築し、高齢者や家族等の実態を把握した上で、相談への対応を行います。</p> <p>成年後見中核機関においても、成年後見が必要な高齢者について、関係者によるケース会議を行い成年後見の実施を進めていきます。</p>		
今後の方針	<p>電話や訪問による実態把握を行いつつ、消防、警察、医師、司法・行政書士等と連携を図り、また地域住民との連絡がスムーズに行えるよう、見守り意識の啓発を促進します。</p> <p>成年後見制度に関する支援が必要な方については、成年後見中核機関を中心にケース検討を行い、専門的・継続的な関与が必要と判断した場合は、個別の支援計画を策定します。</p>		

事業名	⑤包括的・継続的ケアマネジメント	担当課	保険福祉課
事業内容	<p>支援困難事例等に関するケアマネジャーへの助言、地域ケアマネジャーのネットワークづくり等を行います。</p>		
今後の方針	<p>個別ケースの関わりや地域包括支援センターの事業の実施により、地域のケアマネジャーとの関係を構築、困難事例についても個別対応を行っています。今後も適宜対応を行うとともに、ケアマネジメント支援会議を活用し、地域のケアマネジャーとの情報交換やケース検討等を行います。</p>		

事業名	⑥成年後見制度の利用促進	担当課	保険福祉課
事業内容	<p>判断能力が不十分な認知症高齢者等について、本人の自己決定権を尊重し、能力に応じた援助をするために、各専門分野の専門家による成年後見中核機関が中心となり、高齢者の権利を守るための取組を行うとともに、制度の周知に努めます。</p>		
今後の方針	<p>成年後見制度の周知不足により相談件数が少ない現状にあるため、広報・講演会等により幅広く住民に成年後見制度を周知・啓発を図ります。</p>		

事業名	⑦高齢者虐待防止ネットワーク	担当課	保険福祉課
事業内容	<p>地域包括支援センターをはじめとした関係機関と連携し、高齢者虐待等の早期発見、適切な対応が出来るよう更なる充実を図るとともに、高齢者虐待防止に向けた啓発活動や介護者支援を行います。</p>		
今後の方針	<p>高齢者虐待の疑われる家庭を発見した際の通報方法などを周知し、地域住民の意識の啓発に努めます。</p>		

事業名	⑧家族介護者交流事業	担当課	保険福祉課
事業内容	高齢者を在宅で介護している家族や近隣の援助者等との相互の情報交換や心身のリフレッシュを図るため、座談会、施設見学、講習会等を実施します。		
今後の方針	在宅介護をしている家族への支援に繋がる講演会（認知症、在宅医療介護連携）を積極的に開催していますが、介護者のニーズに合わせた、介護者同士の座談会、施設見学、講演会等の開催を検討します。		

事業名	⑨ケアプラン指導研修事業	担当課	保険福祉課
事業内容	利用者本位の視点に立ったケアプラン作成ができるよう、ケアマネジャーへの指導を行います。		
今後の方針	ケアマネジメント支援会議を開催し、個別ケースの事例検討や情報交換、アドバンス・ケア・プランニングについての情報交換、ケース検討等を継続して実施します。		

事業名	⑩ケアマネジメントへの支援対策の充実	担当課	保険福祉課
事業内容	事業の対象者を把握して生活・心身機能等の評価を行い、作成した介護予防ケアプランに基づき、介護予防事業を実施します。また、目標達成状況を定期的に管理します。		
今後の方針	アセスメントの実施による状況把握と課題の抽出、介護予防ケアプランの作成及びサービス開始後の定期的な訪問によるモニタリングの実施、必要に応じたプランの見直しを継続して実施します。		

(2) 地域包括支援センターの適切な運営および評価

【事業概要】

事業名	①地域包括支援センターの適切な運営および評価	担当課	保険福祉課
事業内容	地域包括支援センターの公平・公正な運営を確保するため、地域包括支援センター運営協議会にて、活動状況の報告、年間活動計画の承認等を行うとともに、評価・点検を行います。		
今後の方針	引き続き、運営協議会を開催し、地域包括支援センターの公平・中立性を確保していきます。		

【評価指標】

指標（単位）	実績		見込み	目標		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
地域包括支援センター運営協議会開催数（回）	1	1	1	1	1	1
介護保険事業所間会議開催数（回）	0	2	0	2	2	2
ケアマネジメント支援会議開催数（回）	0	1	2	2	2	2
成年後見中核機関ケース会議開催数（回）	0	1	2	2	2	2

3 在宅医療と介護の連携

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要です。

そのため、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築を推進します。

(1) 保健・福祉・医療の連携強化

【事業概要】

事業名	①医療・介護資源把握	担当課	保険福祉課
事業内容	医療施設、介護施設等の情報を把握し、「介護と医療連携マップ」の作成により広く情報を提供します。		
今後の方針	「介護と医療連携マップ」については大幅な内容変更が無いため更新を行っていませんが、更新が必要となった場合には随時更新を行います。		

事業名	②課題抽出と対応策検討	担当課	保険福祉課
事業内容	地域ケア会議において、在宅医療・介護連携における課題抽出や医師会等からの進捗情報を踏まえ対応策を検討します。		
今後の方針	四日市医師会に加え、四日市歯科医師会、四日市薬剤師会より担当医師、薬剤師が参加しており、深く広い視野から意見を得ることが出来ているため、現状の体制を維持して継続実施していきます。		

事業名	③切れ目のない医療介護提供体制	担当課	保険福祉課
事業内容	入院時、退院時等、医療機関と介護体制との情報共有によって切れ目のない支援が行えるよう、連携を推進します。		
今後の方針	四日市医師会で策定された「退院時カンファレンスマニュアル」をケアマネジャーと共有していますが、桑名市の医療機関への受診も多いため、「くわな入退院の手引き」についてもケアマネジャーと共有しています。		

事業名	④医療・介護関係者の情報共有	担当課	保険福祉課
事業内容	医療・介護関係者の情報共有を推進し、切れ目のない支援体制の構築を進めます。		
今後の方針	情報共有ツールは未導入であるため、近隣の市町と連携を図りながら、費用対効果などを検証したうえで、情報共有ツールの導入を検討します。		

事業名	⑤医療・介護関係相談支援	担当課	保険福祉課
事業内容	地域包括支援センター内に「在宅医療・介護連携支援センター」を設置し、医療と介護に関する総合的な相談対応を実施します。		
今後の方針	事業所からの相談に対し、地域包括支援センターと在宅医療・介護連携支援センターとの区別なく相談対応を実施していますが、在宅医療・介護連携支援センターへの相談実績は無いため、周知に努めます。		

事業名	⑥医療・介護関係者研修	担当課	保険福祉課
事業内容	認知症疾患医療センターによる認知症講演会、医師会による看取り・在宅医療介護連携についての研修会等を実施し、医療・介護関係者の双方の知識の共有を推進します。		
今後の方針	引き続き実施していきます。		

事業名	⑦地域住民への普及啓発	担当課	保険福祉課
事業内容	地域住民に対し、認知症や在宅医療介護連携に関する講演会を実施します。		
今後の方針	引き続き実施していきます。		

事業名	⑧関係市区町村の連携	担当課	保険福祉課
事業内容	四日市市、菟野町、川越町等の近隣市町との連絡体制を強化し、連携を推進します。		
今後の方針	四日市医師会が主催する地域連携室連絡会へ出席、連携を図っているため、引き続き連携強化に努めます。		

【評価指標】

指標（単位）	実績		見込み	目標		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
在宅医療・介護連携推進会議開催数（回）	12	12	12	12	12	12
住民・医療・介護関係者 講演会・研修会の開催数（回）	1	1	1	1	1	1
地域連携室連絡会への参加（回）	2	2	2	2	2	2

4 認知症施策の推進

認知症高齢者の尊厳が守られ、安心して生活できる地域づくりをめざし、認知症に対する知識と理解が町民全体に広まるよう、あらゆる機会を活用して認知症に関する啓発の推進を図ります。

また、認知症初期の段階で医療と介護の連携のもと認知症の人や家族に対して個別訪問を行い、適切な支援を行うなど、認知症を早期発見・診断・対応していくための認知症初期集中支援チームの体制を強化します。

(1) 普及啓発・本人発信支援及び予防対策

【事業概要】

事業名	①認知症サポーターの養成と活用	担当課	保険福祉課
事業内容	認知症について正しく理解し、認知症の高齢者やその家族を見守り、支援するサポーターを養成するための講座を開催します。また、認知症サポーターによるチームオレンジの組織づくりを進めます。		
今後の方針	養成したサポーターに対し、ステップアップ研修を開催することで、チームオレンジを組織し、認知症サポーターによるチームで、認知症の人や家族に対する生活面の支援等を早期から行います。		

事業名	②健康教育（認知症の啓発）	担当課	保険福祉課
事業内容	健康教育の中で、認知症に関する内容を盛り込み、認知症予防についての知識の普及を図ります。		
今後の方針	老人クラブ、一般介護予防事業の際に、認知症に関する講話を行っており、今後も継続して実施します。また、健康教育に参加されていない方への周知に努めます。		

事業名	③介護予防教室	担当課	保険福祉課
事業内容	初期認知症段階の悪化防止および、参加者同士の交流・啓発・運動による筋力維持を目的とした介護予防教室を開催します。		
今後の方針	認知症は発症前の予防が重要であるため、認知症予防につながる介護予防教室について拡充を検討します。		

(2) 医療・ケア（早期発見・早期対応）

【事業概要】

事業名	①認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進	担当課	保険福祉課
事業内容	認知症の高齢者やその家族と関わり、アセスメントを実施するとともに、症状説明や対応方法等のアドバイスをする等の初期支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行います。		
今後の方針	初期集中支援チームのチラシを全戸配布し、チームや認知症の周知を行います。認知症状が進行するまで対応を検討しない家族の方が多いため、初期支援の重要性の周知・啓発を進めます。		

事業名	②認知症地域支援推進員の活動	担当課	保険福祉課
事業内容	地域の実情に応じて、地域における認知症の高齢者とその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組を推進します。		
今後の方針	相談支援は電話、訪問、来所でも受け付けており、地域での声掛け、見守りについての啓発を含め、継続して実施します。		

事業名	③認知症ケアパスの活用	担当課	保険福祉課
事業内容	認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか分かるよう「認知症ケアパス」を活用していきます。		
今後の方針	介護保険全般の相談受付時にも活用しているため、定期的な内容の見直し・事業所等の更新をしながら、継続して活用していきます。		

(3) 介護者への支援

【事業概要】

事業名	①認知症カフェ	担当課	保険福祉課
事業内容	認知症の人やその家族、地域の方などが集い認知症の方と家族が気軽に相談でき、交流を通して、認知症の方や家族同士、地域住民がつながりあえる社会参加の場を確保します。		
今後の方針	現在実施している認知症カフェでは認知症当事者家族の参加が少ないため、認知症当事者家族が交流し相談できるよう、環境及び事業内容の整備をより一層進めます。		

(4) 認知症バリアフリーの推進

【事業概要】

事業名	①地域の見守りネットワークの構築	担当課	保険福祉課
事業内容	<p>地域で認知症の高齢者やその家族を見守り支援するための取組として、行方不明になるおそれのある認知症の人を早期発見・保護するためのツールであるQRコードシールの配布や、発見に協力いただける方のメールマガジン登録などを行います。</p> <p>また、高齢者を見守りに協力いただける一般企業等との協定締結数の増加を目指します。</p>		
今後の方針	<p>高齢者を見守りに協力いただける一般企業等との協定締結を進めるとともに、警察、行政、社会福祉協議会、地域包括支援センターで構築するネットワークの構築に向けて取組を進めます。</p>		

【評価指標】

指標（単位）	実績		見込み	目標		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
認知症サポーター養成講座の開催数（回）	0	1	1	1	2	2
認知症サポーター新規登録者数（人）	0	33	30	30	30	30
認知症講演会開催数（回）	0	1	1	1	1	1
認知症初期集中支援チームの活動実績（回）	12	12	12	12	12	12
認知症カフェの実施（回）	0	4	4	4	4	4
認知症施策推進会議開催数（回）	12	12	12	12	12	12
高齢者を見守りに関する協定締結数（数）	1	1	0	1	1	1

5 生活支援・介護予防サービスの基盤整備

地域支援事業の充実を図るため、生活支援コーディネーターや協議体を活用し、高齢者のニーズに応じた多様なサービス提供に向けた体制を充実・強化します。

【事業概要】

事業名	①生活支援事業の基盤整備	担当課	保険福祉課
事業内容	地域で高齢者の日常生活を支えていくために、生活支援コーディネーターを置き、地域資源の発掘、生活支援の担い手の養成、関係者のネットワーク化に取り組みます。		
今後の方針	民生委員・児童委員協議会の定例会、老人クラブ連合会理事会への参加、ボランティア代表者会議の開催を通して地域の情報収集に努めており、地域ケア会議と双方向の情報共有をすることで連携を深めていますが、より効果的なネットワーク化を図る取組や、地域の資源の把握に向けて検討します。		

事業名	②生活支援サービスの体制整備	担当課	保険福祉課
事業内容	地域の実情に応じて多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供していくための体制整備を行います。		
今後の方針	住民ボランティアによる日常家事の支援や、専門職による居宅での相談指導等の体制を整備していますが、実績がないため、事業の周知に努めます。		

事業名	③一般介護予防事業の体制整備	担当課	保険福祉課
事業内容	地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する体制を整備します。		
今後の方針	引き続き事業へ参加したことがない方に対する事業の周知やニーズの把握に努めます。		

事業名	④生活支援コーディネーターの設置	担当課	保険福祉課
事業内容	自分たちの地域をより良くしていくために、地域の様々な活動をつなげたり組み合わせたりする調整役である「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置し、地域の関係者等と協力しながら、支え合い活動を推進します。		
今後の方針	支え合い活動の認知度が低いため、引き続き地域団体会議への参加などを通じて認知度向上とともにネットワーク構築を図ります。		

【評価指標】

指標（単位）	実績		見込み	目標		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
生活支援コーディネーターによる活動実績（回）	651	943	1,000	1,000	1,000	1,000

6 地域ケア会議の推進

地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたり、地域ケア会議を充実し、個別ケースに関する対策の検討・情報交換、地域資源の状況や、不足しているサービスなどの地域課題に取り組み、地域へ展開していきます。

【事業概要】

事業名	①地域ケア会議の運営と課題検討	担当課	保険福祉課
事業内容	地域課題に対して解決につなげていく検討体制を整えるとともに、医療・介護の関係者と連携しながら、地域ケア会議を円滑に開催できる環境を整えます。		
今後の方針	医師会、歯科医師会、薬剤師会と行政・地域包括支援センター・社会福祉協議会とが協議することで、在宅医療・介護連携や認知症施策についての医療的課題と地域課題を総合的に検討し、医療・介護の連携が築けているため、継続して実施します。		

事業名	②多職種協働によるネットワークの構築や資源開発	担当課	保険福祉課
事業内容	課題分析や支援の積み重ねを通じて、地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにし、課題の発生や重度化予防に取り組みます。また、多職種協働によるネットワークの構築や資源開発等に取り組み、更なる個別支援の充実につなげていきます。		
今後の方針	施策や地域課題の検討において、多職種や地域住民との協働は不可欠です。地域に共通する課題や有効な支援策について、行政や地域包括支援センターだけの視点ではなく、医療や法務の専門家と連携することで、視野も広がり課題解決に繋げることが出来ています。 高齢者の服薬管理についての課題により開始したブラウンバッグ事業について一定の効果が見られているなど、今後も継続して取り組んでいきます。		

【評価指標】

指標（単位）	実績		見込み	目標		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
地域ケア会議の開催（回）	12	12	12	12	12	12

基本目標Ⅴ 持続可能な介護保険事業の基盤整備

1 利用者本位によるサービス提供

利用者自らがサービス事業者を選択して利用できるよう、利用者が入手しやすい方法を検討してサービス事業者情報の提供を行うとともに、高齢者に対する介護保険制度の改正内容や費用負担等の制度の周知を図ります。

また、役場や地域包括支援センターにおけるサービスや制度、事業者についての苦情・相談窓口の充実を図ります。

(1) 介護給付サービスの利便性向上

【事業概要】

事業名	①介護サービス利用に関する相談や情報提供	担当課	保険福祉課
事業内容	介護サービス利用に関する相談、情報提供を行います。		
今後の方針	役場窓口や地域包括支援センターでの相談を実施していますが、研修等に参加することにより、さらなる質の向上を目指します。		

事業名	②介護相談員派遣事業	担当課	保険福祉課
事業内容	介護相談員が介護サービスを提供する事業所等を訪問し改善の途を探ることで、介護保険事業の質的な向上を図ります。		
今後の方針	新型コロナウイルス感染症の影響により中断していた時期もありましたが、相談員の派遣により、介護サービスの改善などにつながるため、引き続き派遣を継続するとともに相談員の研修等を行い、さらなる質の向上を目指します。		

事業名	③家族介護者への就労定着・就労支援	担当課	保険福祉課
事業内容	家族介護者の離職防止策を講じます。		
今後の方針	介護人材の確保と育成、介護事業者への必要な支援などにより介護の受け皿を充実させて家族介護負担の軽減を図るとともに、介護休暇制度の充実など、介護をしながらでも働きやすい環境づくりの更なる整備に向けて関係機関と連携して企業等に働きかけていきます。		

事業名	④情報提供の充実	担当課	保険福祉課
事業内容	町や地域包括支援センター主催の教室や広報誌・町のホームページへの掲載、パンフレットの配布等を行い、介護保険制度やサービス利用についての情報提供を行います。		
今後の方針	広報誌や町ホームページ等へ定期的に情報提供を実施し、また、介護予防事業の予定表を作成する等していますが、更なる効果的な情報提供方法について検討します。		

事業名	⑤相談窓口の充実	担当課	保険福祉課
事業内容	地域包括支援センターを中心に、介護保険や高齢者福祉全般に関する相談窓口・苦情処理の充実を図り、高齢者が安心してサービスを利用できるよう支援します。また、受付事例については、関係者で共有し対応できるよう努めます。		
今後の方針	地域包括支援センターを中心に相談・苦情処理に対応しており、地域包括支援センターとの打ち合わせによる情報共有等、引き続き連携を密にしていきます。		

【評価指標】

指標（単位）	実績		見込み	目標		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護相談員研修回数（回）	1	1	1	1	1	1
地域包括支援センターでの相談受付件数（件）	2,378	2,301	2,400	2,400	2,400	2,400

2 介護保険者機能の強化

介護給付の適正化を図ることで、不適切な給付を削減するとともに、利用者に対する適切な介護サービスを確保し、介護保険制度の継続性および信頼性を高めます。

介護給付の適正化にあたっては、要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）、ケアプランの点検及び医療情報との突合・縦覧点検の主要3事業に関する具体的な実施方法とその目標等を定め、主体的・積極的に取り組みます。

(1) 介護給付費の適正対策

【事業概要】

事業名	①要介護認定の適正化	担当課	保険福祉課
事業内容	県が実施する認定調査員研修への参加や認定調査結果を複数人で確認し、要介護認定の適正化に努めます。		
今後の方針	今後も継続して実施します。		

事業名	②居宅介護サービス計画（ケアプラン）チェック	担当課	保険福祉課
事業内容	ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適正なプランとなっているかを介護支援専門員とともに検証確認し、確認の過程を通じて介護支援専門員の「気づき」を促し、「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求するとともに、その普遍化を図り健全な給付の実施を支援するために行います。		
今後の方針	ケアプラン点検の中で住宅改修点検や福祉用具購入・貸与調査を含めて実施することとなるため、国保連合会の研修などを活用したうえで、チェック方法について整備をしつつ、継続して実施します。		

事業名	③縦覧点検・医療情報との突合	担当課	保険福祉課
事業内容	国保連合会が有している医療給付の情報と介護給付の情報を突合し、入院日数と介護給付、福祉用具の貸与状況等の整合性を確認します。		
今後の方針	今後も継続して実施します。		

(2) 介護保険の円滑な運営

【事業概要】

事業名	①要介護認定を行う体制の計画的な整備	担当課	保険福祉課
事業内容	高齢者の増加に伴う要介護認定申請件数の増加が見込まれることから、要介護認定を遅滞なく適正に実施するために必要な体制を整備します。		
今後の方針	共同設置している他市町と協議していきます。		

事業名	②文書負担軽減に向けた取組	担当課	保険福祉課
事業内容	業務の効率化の取組として、介護現場におけるICTの活用等や介護分野の文書に係る負担軽減のため、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化やICT等の活用を推進し、県による支援や県及び近隣市町村との連携を図ります。		
今後の方針	介護保険事業者からの申請書類を全国共通の標準様式例に合わせる、電子申請・届出システムでの受け付けを行うなど、業務の効率化につながる取組を積極的に推進します。		

【評価指標】

指標（単位）	実績		見込み	目標		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
ケアプランチェック件数（件）	1	2	2	2	2	2
電子申請・届出システムでの申請受付	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	実施

3 介護人材の確保

サービスやケアの質を確保しながら必要なサービス提供が行えるようにするため、業務の効率化及び質の向上に取り組みます。

また、介護職に従事する方々の離職防止・定着促進のための働きやすい環境の整備に取り組みます。

さらに、若年層、中高年齢層、子育てを終えた層、高齢者層等の人材の活用、介護の仕事の魅力向上、外国人介護人材の受入れ環境の整備を行い、介護人材の確保につなげます。

(1) 保健福祉の人材の育成と確保

【事業概要】

事業名	①介護支援専門員の資質向上	担当課	保険福祉課
事業内容	介護支援専門員の資質向上や介護支援専門員間の意思疎通を図るための研修や交流会への参加を促進し、知識や技術の向上と均質化を図ります。		
今後の方針	実施に向けて取組を進めます。		

事業名	②若年層に対する啓発活動	担当課	保険福祉課
事業内容	地域包括支援センターを中心に、小中学生等を対象とした福祉教室や職業体験の実施など、若年層に介護・福祉の仕事についての理解を促進するための啓発活動を行い、地域人材の育成定着を目指します。		
今後の方針	今後も継続して実施します。		

(2) 働きやすい職場環境の確保

【事業概要】

事業名	①県との連携による介護現場革新に向けた先進事例の周知・啓発	担当課	保険福祉課
事業内容	県と連携し、業務効率化や介護人材がやりがいをもって働き続けられる環境づくりに取り組む事業所を周知することで、町内に取組が広がるようにしていきます。		
今後の方針	実施に向けて取組を進めます。		

4 介護給付サービスの計画的な提供体制

(1) 居宅サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らすために、各々の要介護等状態に応じた必要なサービスを受けられるように、居宅サービスの提供を行います。

【事業概要】

事業名	①訪問介護	担当課	保険福祉課
事業内容	ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問し、食事、入浴、排せつ等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等の日常生活に必要な世話をを行います。		

事業名	②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	担当課	保険福祉課
事業内容	利用者の自宅を訪問し、簡易浴槽を利用した入浴の介護を行います。		

事業名	③訪問看護・介護予防訪問看護	担当課	保険福祉課
事業内容	訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が利用者の自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。		

事業名	④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	担当課	保険福祉課
事業内容	理学・作業療法士や言語聴覚士が利用者の自宅を訪問し、心身機能の維持・回復、日常生活の自立を支援するために、理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行います。		

事業名	⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	担当課	保険福祉課
事業内容	医師、歯科医師、薬剤師等が自宅を訪問し、心身の状況や環境等を把握して、療養上の管理や指導を行います。 栄養改善や口腔機能向上等の指導を含め、生活機能の維持や向上を目的としたサービス提供により、重度化の防止に努めます。		

事業名	⑥通所介護	担当課	保険福祉課
事業内容	老人デイサービスセンター等へ通う利用者に対して、食事、入浴、その他の日常生活に必要な支援や生活機能訓練等のサービスを日帰りで行います。		

事業名	⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	担当課	保険福祉課
事業内容	老人保健施設や病院、診療所に併設されている施設へ通う利用者に対して、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法や作業療法等のリハビリテーションを日帰りで行います。		

事業名	⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	担当課	保険福祉課
事業内容	老人短期入所施設や特別養護老人ホーム等に短期間入所する利用者に対して、食事、入浴、排せつ等の日常生活の世話や機能訓練等を行います。		

事業名	⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	担当課	保険福祉課
事業内容	介護老人保健施設等へ短期間入所する利用者に対して、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療や日常生活の支援を行います。		

事業名	⑩福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	担当課	保険福祉課
事業内容	心身の機能が低下し、日常生活に支障のある利用者に、在宅でできる限り自立した生活を営めるよう福祉用具(車いす、特殊寝台等)の貸与を行います。		

事業名	⑪特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入	担当課	保険福祉課
事業内容	心身の機能が低下し、日常生活に支障のある利用者に、貸与に馴染まない特殊な福祉用具(腰掛け便座、入浴補助用具、特殊尿器等)を、指定を受けた福祉用具販売事業所から購入したときに、購入費用を補助します。		

事業名	⑫住宅改修・介護予防住宅改修	担当課	保険福祉課
事業内容	手すりの取り付け、段差解消等の一定の住宅改修を行ったときに、改修費用を補助します。		

事業名	⑬特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	担当課	保険福祉課
事業内容	有料老人ホームやケアハウス等に入居している利用者に対して、日常生活上の世話、機能訓練や療養上の世話等を行います。		

事業名	⑭居宅介護支援・介護予防居宅支援	担当課	保険福祉課
事業内容	居宅サービス等が適切に利用できるよう、利用者の依頼を受け、居宅サービス計画の作成、サービス事業者との連絡調整や介護保険施設への紹介等を行います。		

【評価指標】

指標（単位）	実績		見込み	目標		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用率						
訪問リハビリテーション（％）	0.7	1.0	0.9	1.0	1.0	1.0
通所リハビリテーション（％）	5.0	4.6	4.1	5.0	5.0	5.0

（２）地域密着型サービスの充実

認知症の高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、受け皿としての地域密着型サービスを行います。

【事業概要】

事業名	①夜間対応型訪問介護	担当課	保険福祉課
事業内容	夜間の定期的な巡回訪問または通報を受け、要介護等認定者の自宅において、食事、入浴、排せつ等の介護、その他の日常生活上の世話をを行います。		

事業名	②認知症対応型通所介護	担当課	保険福祉課
事業内容	認知症の利用者を対象に自宅から施設までの送迎を行い、食事、入浴、排せつ等の介護、相談、機能訓練やレクリエーション等を行います。		

事業名	③定期巡回・随時対応型訪問介護看護	担当課	保険福祉課
事業内容	重度者をはじめとした要介護等認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的または連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。		

事業名	④看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	担当課	保険福祉課
事業内容	看護と介護サービスの一体的な提供により、医療ニーズの高い方の体調や予定に合わせて組み合わせたサービスを提供します。		

事業名	⑤小規模多機能型居宅介護	担当課	保険福祉課
事業内容	「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供します。		

事業名	⑥認知症対応型共同生活介護	担当課	保険福祉課
事業内容	認知症の利用者を対象に家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフが食事、入浴、排せつ等の介護、その他の日常生活上の世話および機能訓練を行います。		

事業名	⑦地域密着型介護老人福祉施設	担当課	保険福祉課
事業内容	定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設に入居する利用者に対し、日常生活の世話や機能訓練等の介護サービスを提供します。		

事業名	⑧地域密着型特定施設入所者生活介護	担当課	保険福祉課
事業内容	有料老人ホーム等の特定施設のうち、定員が30人未満の小規模な介護専用型特定施設に入居する利用者に対し、日常生活の世話や機能訓練等の介護サービスを提供します。		

事業名	⑨地域密着型通所介護	担当課	保険福祉課
事業内容	定員が19人未満の小規模なデイサービスセンター等へ通う利用者に対して、食事、入浴、排せつ等の介護、機能訓練等の介護サービスを提供します。		

(3) 介護保険施設サービスの充実

可能な限り居宅での介護保険サービスの利用を推進する中で、居宅での生活が困難な人に対して、必要な施設サービスの提供を行います。

【事業概要】

事業名	①介護老人福祉施設	担当課	保険福祉課
事業内容	居宅において適切な介護を受けることが困難な要介護等認定者に対し、入浴、排せつ、食事等の生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話をを行います。		

事業名	②介護老人保健施設	担当課	保険福祉課
事業内容	入院治療の必要のない要介護等認定者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話をを行います。		

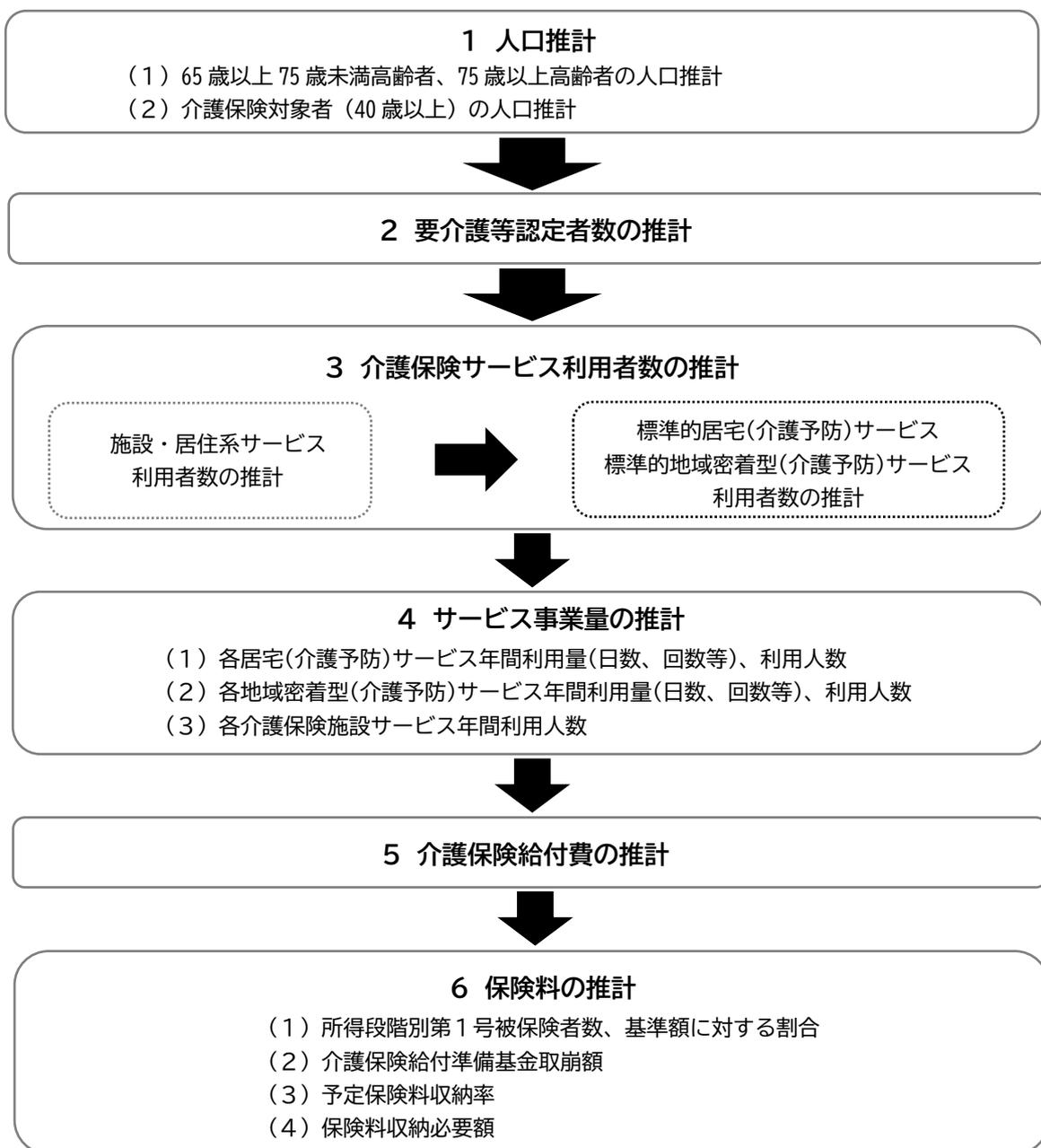
事業名	③介護医療院	担当課	保険福祉課
事業内容	「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設です。		

第5章 介護保険サービスの見込量と介護保険料

1 保険料推計の手順

計画見直しにおけるサービス事業量の推計による見込み量の設定は、一人あたりの保険料の決定や町の財政に大きな影響を与えるものであるため、慎重な対応が必要です。

そこで当町では、令和3（2021）・令和4（2022）年度の介護給付実績データを精査し、国の提示した算定基準（「見える化」システム）に基づき、以下の手順に沿って行います。



2 介護保険サービスの見込量

(1) 居宅サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らすために、各々の要介護等状態に応じた必要なサービスを楽しむことができるよう、居宅サービスの見込量を下表のとおり設定します。

介護給付費（居宅サービス）

単位：千円

サービス種類	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2040 (令和22) 年度
居宅サービス				
訪問介護	29,217	31,185	31,679	31,382
訪問入浴介護	540	541	541	541
訪問看護	9,749	10,203	10,545	10,446
訪問リハビリテーション	1,261	1,263	1,263	1,263
居宅療養管理指導	12,975	13,875	14,654	14,714
通所介護	132,607	138,808	146,776	145,716
通所リハビリテーション	21,836	22,903	23,942	24,209
短期入所生活介護	8,476	8,487	8,487	8,487
短期入所療養介護（老健）	649	650	650	650
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0
福祉用具貸与	16,002	17,197	17,470	17,888
特定福祉用具購入費	520	520	520	520
住宅改修費	882	882	882	882
特定施設入居者生活介護	43,347	43,402	43,402	43,402
居宅介護支援	21,088	22,462	22,896	22,302
小計	299,149	312,378	323,707	322,402

予防給付費（介護予防サービス）

単位：千円

サービス種類	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2040 (令和22) 年度
介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	1,206	1,207	1,207	1,207
介護予防 訪問リハビリテーション	847	848	848	848
介護予防居宅療養管理指導	322	323	323	323
介護予防 通所リハビリテーション	763	764	764	764
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (老健)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	1,596	1,596	1,712	1,534
特定介護予防福祉用具購入費	328	328	328	328
介護予防住宅改修費	745	745	745	745
介護予防 特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
介護予防支援	1,618	1,620	1,737	1,564
小計	7,425	7,431	7,664	7,313

(2) 地域密着型サービスの充実

高齢者が住み慣れた身近な地域でサービスを楽しむよう、また、認知症高齢者が顕在化する中で、その受け皿としてのサービスの見込量を下表のとおり設定します。

介護給付費（地域密着型サービス）

単位：千円

サービス種類	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2040 (令和22) 年度
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	3,337	3,342	3,342	3,342
認知症対応型共同生活介護	57,354	57,427	85,918	114,348
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	1,130	1,131	5,710	5,710
小計	61,821	61,900	94,970	123,400

予防給付費（地域密着型サービス）

単位：千円

サービス種類	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2040 (令和22) 年度
地域密着型介護予防サービス				
介護予防 認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防 小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
介護予防 認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
小計	0	0	0	0

(3) 施設サービスの充実

可能な限り居宅での介護保険サービスの利用を推進する中で、居宅での生活が困難な人に対して、必要な施設サービスの見込量を下表のとおり設定します。

介護給付費（施設サービス）

単位：千円

サービス種類	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2040 (令和22) 年度
施設サービス				
介護老人福祉施設	89,278	89,391	89,391	95,677
介護老人保健施設	117,049	117,197	117,197	127,916
介護医療院	3,464	3,468	3,468	6,936
小計	209,791	210,056	210,056	230,529

(4) 標準給付費

本計画期間の標準給付費（総給付費に特定入所者介護サービス費等給付費、高額介護サービス費等給付費等を加えた費用）については、以下のとおり見込みました。

標準給付費

単位：千円

区分	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2040 (令和22) 年度
総給付費	578,186	591,765	636,397	683,644
特定入所者介護サービス費等給付額	7,911	8,186	8,413	9,179
高額介護サービス費等給付額	12,338	12,768	13,122	14,293
高額医療合算介護サービス費等給付額	1,294	1,337	1,374	1,523
算定対象審査支払手数料	450	465	478	607
標準給付費	600,179	614,521	659,783	709,246

注) 総給付費は、「居宅サービス」「介護予防サービス」「地域密着型サービス」「施設サービス」の各給付費を合計した費用。

※単位未満は四捨五入により、端数処理をしています。

(5) 地域支援事業費

地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業・一般介護予防事業）、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携推進事業、認知症施策推進事業、生活支援体制整備事業）、任意事業（介護給付費適正化事業、家族介護支援事業等）から成る、地域での高齢者の自立した生活を支援するための事業です。

本計画期間の地域支援事業費については、以下のとおり見込みました。

地域支援事業費

単位：千円

区分	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2040 (令和22) 年度
地域支援事業費				
介護予防・日常生活支援 総合事業費	21,544	22,445	22,583	19,326
包括的支援事業（地域包 括支援センターの運営） 及び任意事業費	30,598	30,708	30,853	34,172
包括的支援事業（社会保 障充実分）	18,813	18,981	19,208	24,347
小計	70,955	72,134	72,644	77,845
（町単独事業分控除）	△18,419	△18,419	△18,419	△18,419
（第1号被保険者負担分）	52,536	53,715	54,225	59,426

注）小計は地域支援事業に係る費用総額を記載しており、保険料基準額算定における第1号被保険者負担分相当額は「（第1号被保険者負担分）」となります。

(6) 介護保険財政の仕組み

介護保険制度においては、介護保険事業に掛かる費用のうち、1割から3割までの利用者負担を除いた費用の財源割合が介護保険法によって定められており、原則として50%を被保険者の保険料、50%を公費とされています。また、被保険者の保険料のうち、本計画期間は原則として23%を第1号被保険者が、27%を第2号被保険者が賄うことになります。

介護保険給付費の財源構成

	介護給付費 (施設等)	介護給付費 (その他サービス)	地域支援事業費	
			総合事業	包括的支援事業 任意事業
国	15.0%	20.0%	20.0%	38.5%
国調整交付金	5.0%	5.0%	5.0%	0.0%
県	17.5%	12.5%	12.5%	19.25%
市町村	12.5%	12.5%	12.5%	19.25%
第1号被保険者	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%
第2号被保険者	27.0%	27.0%	27.0%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※国調整交付金については、各市町村の高齢化率や所得水準による財政力格差を調整するため、市町村によって5%未満や5%を超えて交付されることがあります。

3 保険料基準額の設定

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間の標準給付見込額、地域支援事業費等をもとに、第1号被保険者の保険料を以下のように算定しました。

保険料基準額の算定

単位：千円

区分	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	合計
標準給付費見込額	600,179	614,521	659,783	1,874,483
地域支援事業費	52,536	53,715	54,225	160,476
第1号被保険者負担分相当額	150,124	153,694	164,222	468,041
調整交付金相当額	31,086	31,848	34,118	97,053
調整交付金見込額	20,330	21,402	22,109	63,841
財政安定化基金拠出金見込額				0
介護保険給付準備基金取崩額				40,600
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額				4,000
第9期保険料収納必要額				456,652
予定保険料収納率				99.00%
所得段階別加入割合補正後被保険者数	2,266人	2,285人	2,313人	6,864人
年額保険料				67,200円
月額保険料				5,600円

※単位未満は四捨五入により、端数処理をしています。

【計算式】

- ① (標準給付費見込額 + 地域支援事業費) × 23% = 第1号被保険者負担分相当額
- ② 第1号被保険者負担分相当額 + 調整交付金相当額 - 調整交付金見込額 - 介護保険給付準備基金取崩額 - 保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 = 第9期保険料収納必要額
- ③ 第9期保険料収納必要額 ÷ 予定保険料収納率 ÷ 所得段階別加入割合補正後被保険者数 = 年額保険料

4 所得段階別保険料の設定

介護保険料は、本人の所得などに応じた段階を設定しており、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までは、13段階の設定とします。

所得段階別介護保険料

所得段階	対 象 者	割 合	年額保険料
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の方、及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.455 (0.285)	30,576円 (19,152円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額 × 0.685 (0.485)	46,032円 (32,592円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額 × 0.69 (0.685)	46,368円 (46,032円)
第4段階	世帯の中に住民税課税の方がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.9	60,480円
第5段階	世帯の中に住民税課税の方がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額	67,200円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.2	80,640円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.3	87,360円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.5	100,800円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 × 1.7	114,240円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 × 1.9	127,680円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 × 2.1	141,120円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 × 2.3	154,560円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額 × 2.4	161,280円

※所得段階別介護保険料のうち第1段階から第3段階における「保険料割合」及び「年間保険料」の括弧書きについては、低所得者保険料軽減措置によるものです。

所得段階別加入者の見込み

所得段階	対 象 者	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の方、及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	198人	200人	202人
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	195人	197人	199人
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	148人	149人	151人
第4段階	世帯の中に住民税課税の方がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	234人	236人	239人
第5段階	世帯の中に住民税課税の方がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	340人	345人	348人
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	311人	314人	318人
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	381人	384人	389人
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	148人	149人	151人
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	57人	57人	58人
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	24人	24人	24人
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	19人	19人	19人
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	8人	8人	8人
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	41人	41人	42人
合計		2,104人	2,123人	2,148人

【所得段階別加入割合補正後被保険者数の計算式】

第1段階×0.455+第2段階×0.685+第3段階×0.69+第4段階×0.9+第5段階×1+第6段階×1.2+第7段階×1.3+第8段階×1.5+第9段階×1.7+第10段階×1.9+第11段階×2.1+第12段階×2.3+第13段階×2.4=所得段階別加入割合補正後被保険者数

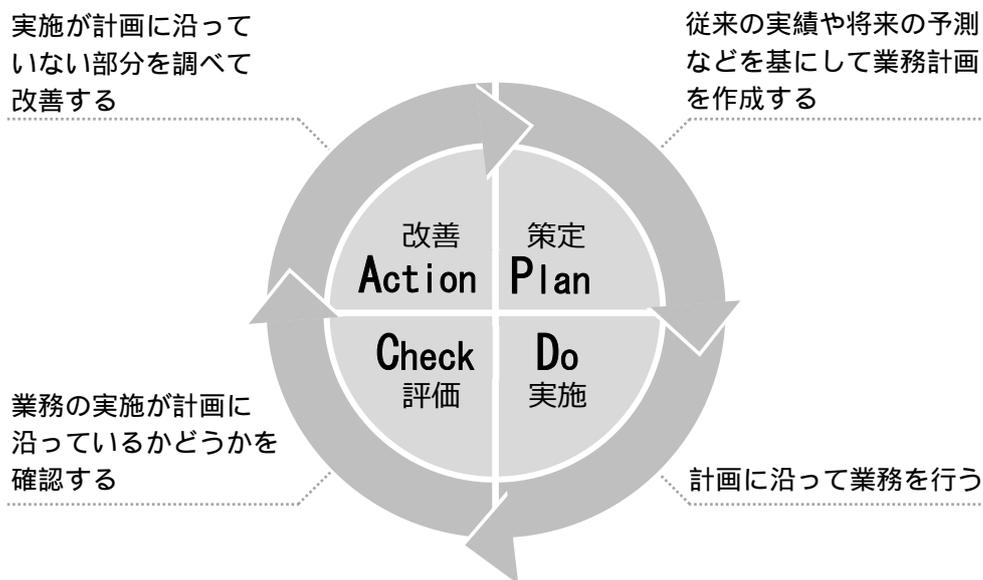
1 計画運用に関するPDCAサイクルの推進

(1) 計画の進捗管理

本計画は令和22（2040）年度を見据えた新たな目標を目指す計画であり、計画に記載した地域の実情に即した取組目標（Plan）について、毎年度実施（Do）した施策の達成状況を点検、事業実績等に関する評価（Check）を行い、その評価を踏まえて措置（Action）が必要と認められた場合は対策を講じながら計画を推進します。

また、高齢者の自立支援効果が現れているか、住み慣れた地域で生活を継続することができるかなど、介護保険事業計画の達成状況を計る評価指標を設定し、その指標とニーズ調査結果などから得られた評価を計画の見直しに反映させます。

PDCA サイクル



(2) 目標達成状況の確認

本計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度の高齢者のあるべき姿を念頭に置き、目標を掲げて策定しています。毎年度、計画の達成状況を点検・評価し、進捗管理を行うとともに、計画期間の最終年度となる令和8（2026）年度に事業実績、実施状況や効果等計画全体の評価を行い、次期計画に反映していきます。

2 計画の推進のために

(1) 町民、地域、行政等の連携

町民、地域、介護サービス事業者、保健・医療・福祉の関係機関、地域包括支援センター、及び行政機関等が連携・協力して推進します。

(2) 町民意識の啓発と地域福祉の推進

誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくためには、行政や民間事業者が提供する保健福祉サービスだけではなく、地域住民による支え合いや助け合い等の地域福祉活動の充実が不可欠です。

関係機関の活動を促進するとともに、ボランティア・NPO等、町民の自主的な活動組織を支援し、地域福祉の推進に努めます。

3 推進体制の整備・強化

(1) 内部推進体制の強化

本計画は、高齢者に関する総合的な計画であり、その範囲が広範にわたるため、事業の着実な実施や地域包括ケアシステムの実現に向けて、関係各課の連携に努めるとともに、各協議会や委員会との連携を強化し、計画の着実な実施に努めます。

(2) 地域密着ケアネットワークの構築

誰もが安心して心豊かに暮らせる地域をめざして、住民や団体、関係機関等が連携し、地域での支え合い課題解決に取り組んでいきます。

(3) 県による市町村支援

県が策定する「みえ高齢者元気・かがやきプラン」だけでなく、県が定める地域医療構想を含む医療計画との整合性も図る必要があるため、県との協議の場において関係協議等を行います。

(4) 近隣の市町相互間の連携

近隣市町と足並みをそろえながら計画を実施していきます。特に三重郡（川越町、菰野町、朝日町）内は密に連携を図り実施していきます。

資料編

1 朝日町高齢者施策検討委員会設置要綱

○朝日町高齢者施策検討委員会設置要綱

平成22年7月1日

告示第16—3号

朝日町高齢者施策検討委員会設置要綱(平成14年朝日町告示第2号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 介護保険事業の円滑な実施を図るため、老人福祉法(昭和33年法律第133号)第20条の8に定める市町村老人福祉計画、介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に定める市町村介護保険事業計画の策定に当たり、本町の取り組むべき方策について広く意見を求めて計画を策定すること、地域包括支援センター及び地域密着型サービスに関し必要な検討を行うことを目的として、朝日町高齢者施策検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(趣旨)

第2条 この要綱は、委員会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、その結果に基づいて町長に意見を述べるほか、町長の諮問に応じて答申する。

- 2 朝日町老人福祉計画、朝日町介護保険計画の策定に必要な事項
- 3 地域包括支援センターの公正・中立性を図り、適正かつ円滑な運営を実施するために必要な事項
- 4 地域密着型サービスを提供する事業所について、その指定、指導等を行うために必要な事項
- 5 その他町長が必要と認める事項

(組織)

第5条 委員会は、10人以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、医療関係者、保健・福祉・介護関係者、被保険者・町民代表のうちから町長が任命する。
- 3 委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を若干名置くことができ、特別委員は町長が任命する。

(任期)

第6条 委員の任期は3年とする。

2 委員は再任を妨げない。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第7条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保険福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年告示第39号)抄

1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(令和3年告示第6号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

2 検討委員会名簿

【高齢者施策検討委員】

朝日町高齢者施策検討委員会設置要綱第5条（任期 3年 町長が任命）

所属機関・団体等	区分	氏名	備考
医師	医療機関	田中敏幸	
歯科医師	医療機関	柿澤善樹	
民生委員	福祉関係	栗田久嗣	委員長
老人クラブ連合会	被保険者	大鷹昌司	
食生活改善推進協議会	保健・福祉関係	後藤まり子	
介護相談員	介護関係	服部ヨシ子	
社会福祉協議会	福祉・介護関係	矢野正丈	

3 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の分析（抜粋）

（1）分析の考え方

本報告書は、要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することに主眼を置き、「介護予防・フレイル対策、認知症予防」へとつなげていくための、基礎調査として位置づけられています。

フレイルとは加齢とともに体や心の働き、社会的なつながりなどが弱くなった状態のことを指し、予防に取り組むことでその進行を緩め健康な状態に戻すことも可能であることから、高齢者をタイプ別に分類し、虚弱高齢者を把握する項目とのクロス集計・分析を行いました。

なお、高齢者の「タイプ別分類別」は、下記に示すように問「週に1回以上は外出していますか」及び問「健康づくり活動や趣味等のグループ活動に参加者として参加してみたいと思いますか」の設問より判定しています。

タイプ別分類	特性	想定される事業の方向性
インドア派 外交的	現在は、自宅の中で楽しむ志向が強いが、潜在的な外交的志向がある	・介護予防事業、サロンへの参加促進 ・ボランティア等への参加促進 など
インドア派 内向的	現在、今後も、自宅の中で楽しむ志向が強い	・介護予防など健康情報の提供 ・生涯学習情報の提供 ・在宅生活を支援するための情報提供 など
アウトドア派 外交的	自宅の外で楽しむ志向が強く、外交的志向もある	・介護予防事業、サロンへの参加促進 ・各種事業の運営者との育成支援 ・ボランティア等への参加促進 など
アウトドア派 内向的	自宅の外で楽しむ志向が強いが、外交的志向はあまりない	・介護予防など健康情報の提供 ・生涯学習情報の提供 ・在宅生活を支援するための情報提供 など

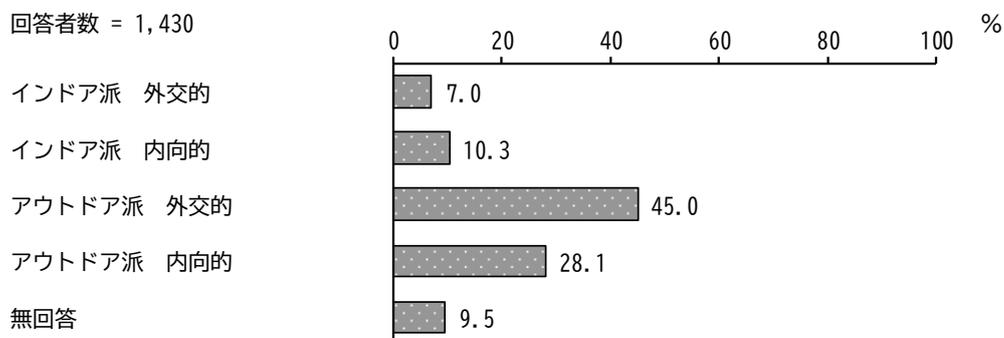
〔活動タイプ別、対人関係別分類によるフレイル予防・介護予防〕



(2) 主な分析結果

○タイプ別対象者の特徴

「アウトドア派外交的」の割合が45.0%と最も高く、次いで「アウトドア派内向的」の割合が28.1%、「インドア派内向的」の割合が10.3%となっています。



【介護状況別】

介護状況別にみると、要支援認定者（総合事業対象者含む）、要介護認定者で「インドア派内向的」「アウトドア派内向的」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	回答者数 (件)	インドア派 外交的	インドア派 内向的	アウトドア派 外交的	アウトドア派 内向的	無回答
一般高齢者	1255	6.0	8.8	48.4	28.3	8.6
要支援認定者 (総合事業対象者含む)	70	17.1	24.3	22.9	20.0	15.7
要介護認定者	70	11.4	24.3	12.9	40.0	11.4

【性・年齢別】

性・年齢別にみると、90歳以上で「インドア派内向的」の割合が、女性65～69歳で「アウトドア派外交的」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数 (件)	インドア派 外交的	インドア派 内向的	アウトドア派 外交的	アウトドア派 内向的	無回答
全 体	1430	7.0	10.3	45.0	28.1	9.5
男性 65～69 歳	87	—	2.3	50.6	43.7	3.4
70～74 歳	138	—	4.3	44.9	42.8	8.0
75～79 歳	150	8.7	4.7	55.3	27.3	4.0
80～84 歳	118	9.3	8.5	44.1	32.2	5.9
85～89 歳	74	10.8	18.9	41.9	13.5	14.9
90 歳以上	23	8.7	30.4	30.4	17.4	13.0
女性 65～69 歳	114	0.9	6.1	61.4	27.2	4.4
70～74 歳	197	3.6	6.1	48.2	34.0	8.1
75～79 歳	188	8.5	8.5	46.8	24.5	11.7
80～84 歳	165	10.9	13.3	41.8	20.6	13.3
85～89 歳	105	17.1	25.7	27.6	15.2	14.3
90 歳以上	37	13.5	40.5	8.1	18.9	18.9

【地域活動への参加状況別】

地域活動への参加状況別にみると、全く活動に参加していないで「インドア派内向的」の割合が、週一回以上活動に参加している、週一回未満活動に参加しているで「アウトドア派外交的」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数 (件)	インドア派 外交的	インドア派 内向的	アウトドア派 外交的	アウトドア派 内向的	無回答
全 体	1430	7.0	10.3	45.0	28.1	9.5
週一回以上活動に参加している	489	3.7	2.5	60.7	26.4	6.7
週一回未満活動に参加している	391	8.4	6.4	56.8	22.5	5.9
全く活動に参加していない	376	7.2	23.4	22.6	38.0	8.8

○からだを動かすことについて

階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか（回答は1つ）

タイプ別にみると、インドア派内向的、インドア派外交的で「できない」の割合が、アウトドア派外交的で「できるし、している」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数 (件)	できるし、 している	できない が、している	できない	無回答
全 体	1430	52.6	23.4	22.7	1.4
インドア派 外交的	100	39.0	24.0	36.0	1.0
インドア派 内向的	148	27.7	19.6	52.0	0.7
アウトドア派 外交的	644	59.6	26.4	12.7	1.2
アウトドア派 内向的	402	57.2	21.1	21.1	0.5

椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか
（回答は1つ）

タイプ別にみると、インドア派内向的で「できない」の割合が、アウトドア派外交的で「できるし、している」の割合が、インドア派外交的で「できるけどしていない」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数 (件)	できるし、 している	できるけど していない	できない	無回答
全 体	1430	70.8	12.5	15.0	1.7
インドア派 外交的	100	55.0	21.0	22.0	2.0
インドア派 内向的	148	41.2	12.8	44.6	1.4
アウトドア派 外交的	644	80.1	11.5	6.8	1.6
アウトドア派 内向的	402	73.6	10.9	14.2	1.2

転倒に対する不安は大きいですか（回答は1つ）

タイプ別にみると、インドア派内向的、インドア派外交的で「とても不安である」の割合が、アウトドア派外交的で「あまり不安でない」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	回答者数 (件)	とても不安である	やや不安である	あまり不安でない	不安でない	無回答
全 体	1430	17.6	38.5	24.9	17.9	1.2
インドア派 外交的	100	37.0	41.0	16.0	5.0	1.0
インドア派 内向的	148	45.9	38.5	10.8	4.7	—
アウトドア派 外交的	644	9.0	38.8	30.7	20.2	1.2
アウトドア派 内向的	402	15.2	37.1	24.1	23.4	0.2

○毎日の生活について

物忘れが多いと感じますか（回答は1つ）

タイプ別にみると、インドア派内向的、インドア派外交的で「はい」の割合が、アウトドア派内向的で「いいえ」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	回答者数 (件)	はい	いいえ	無回答
全 体	1430	46.8	51.7	1.5
インドア派 外交的	100	54.0	44.0	2.0
インドア派 内向的	148	62.8	36.5	0.7
アウトドア派 外交的	644	43.9	54.7	1.4
アウトドア派 内向的	402	42.0	57.5	0.5

健康についての記事や番組に関心がありますか（回答は1つ）

タイプ別にみると、インドア派内向的で「いいえ」の割合が、アウトドア派外交的で「はい」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	回答者数 (件)	はい	いいえ	無回答
全 体	1430	86.6	10.3	3.1
インドア派 外交的	100	87.0	7.0	6.0
インドア派 内向的	148	76.4	21.6	2.0
アウトドア派 外交的	644	92.5	4.8	2.6
アウトドア派 内向的	402	83.6	14.9	1.5

友人の家を訪ねていますか（回答は1つ）

タイプ別にみると、アウトドア派外交的で「はい」の割合が、インドア派内向的、インドア派外交的で「いいえ」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	回答者数 (件)	はい	いいえ	無回答
全 体	1430	48.3	50.8	0.9
インドア派 外交的	100	36.0	62.0	2.0
インドア派 内向的	148	20.9	79.1	—
アウトドア派 外交的	644	61.2	38.8	—
アウトドア派 内向的	402	41.5	58.2	0.2

趣味はありますか（回答は1つ）

タイプ別にみると、アウトドア派外交的で「趣味あり」の割合が、インドア派内向的、アウトドア派内向的で「思いつかない」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	回答者数 (件)	趣味あり	思いつかない	無回答
全 体	1430	63.9	27.0	9.1
インドア派 外交的	100	57.0	35.0	8.0
インドア派 内向的	148	46.6	46.6	6.8
アウトドア派 外交的	644	77.8	14.9	7.3
アウトドア派 内向的	402	56.0	37.3	6.7

生きがいがありますか（回答は1つ）

タイプ別にみると、アウトドア派外交的で「生きがいあり」の割合が、インドア派内向的、インドア派外交的で「思いつかない」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	回答者数 (件)	生きがいあり	思いつかない	無回答
全 体	1430	52.7	35.2	12.2
インドア派 外交的	100	43.0	42.0	15.0
インドア派 内向的	148	33.1	56.1	10.8
アウトドア派 外交的	644	63.5	25.5	11.0
アウトドア派 内向的	402	49.5	41.8	8.7

○健康について

この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか（回答は1つ）

タイプ別にみると、インドア派内向的で「はい」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	回答者数 (件)	はい	いいえ	無回答
全 体	1430	35.7	61.3	3.0
インドア派 外交的	100	40.0	56.0	4.0
インドア派 内向的	148	54.7	44.6	0.7
アウトドア派 外交的	644	33.2	64.4	2.3
アウトドア派 内向的	402	32.3	64.9	2.7

第10次朝日町高齢者保健福祉計画
第9期朝日町介護保険事業計画

【令和6(2024)年度～令和8(2026)年度】

発行日 令和6年3月

発行元 三重県 朝日町 保険福祉課

住 所 〒510-8522

三重県三重郡朝日町大字小向893番地

連絡先 TEL : 059-377-5659 (直通)

FAX : 059-377-2790

URL : <http://www.town.asahi.mie.jp/>



高齢者の安心と自立生活を実現する地域共生のまち